

「一般災害対策編」

第1章 災害減災計画

この計画は、洪水、土砂災害、大規模事故等による被害を減災する視点で、市と防災関係機関、そして市民、事業者等の役割を明確にするとともに必要な体制を確立し、総合的かつ計画的な対策の整備を図ることにより、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 防災に関する組織と責務

－ 「総則編」第2章第2節(防災に関する組織と責務)準拠 －

第2節 防災情報通信システムの整備

市は、災害時に防災情報通信システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全を講じるものとする。

第1 通信体制の整備

1 通信システムの活用

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に情報の収集及び伝達が行えるよう防災行政無線、消防無線、緊急情報メール配信システム及び緊急速報メールの活用を図るものとする。

- (1) 防災行政無線(災害監視局、屋外拡声子局及び戸別受信機等)により、災害時における情報の収集や避難等各種情報の伝達を速やかに行う。また、全国瞬時警報システム(Jアラート)からの地震情報、気象情報及び有事関連情報等の緊急情報を住民へ瞬時に伝達できるよう整備されている。
- (2) 消防無線により、被害状況を把握し情報の収集、伝達、指示等を行う。
- (3) 緊急情報メール配信システム(登録制による緊急情報メールの配信)により、災害時における各種情報を市民(登録者)に対し、速やかに配信する。
- (4) 緊急速報メールにより、災害時における避難情報等を速やかに配信する。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

県、県内市町村及び防災関係機関相互間の迅速かつ的確な情報連絡を行うため、福島県総合情報通信ネットワークの活用を図る。

このネットワークにより、衛星系と地上系により通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報等の様々な情報の受伝達を行える。

3 福島県震度情報ネットワークシステム

県では、県内の84カ所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7カ所(田村市船引町含む)と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っており、このシステムで得られた震度情報は、福島県総合情報通信ネットワークを通して、各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信され、市町村別の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、職員の参集及び初動体制の充実・強化に活用する。

4 防災事務連絡システム

県は気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などを県機関、市町村及び消防機関へ配信し、災害対策に役立てるとともにインターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報を提供する。

5 携帯電話(衛星電話含む)

災害対策活動を担う各行政局に対し、災害時の緊急連絡手段として携帯電話を配備するとともに、都路行政局に衛星携帯電話を配備し、被害状況の収集、他関係機関との連絡等のために活用する。

6 災害時優先電話(庁舎内)

災害が発生した場合、被災地等から市への通話が集中することが予想されるため、緊急な通話が優先的に取り扱われるよう、あらかじめ登録している災害時優先電話を活用する。

7 公共・民間無線の活用

公共・民間無線局等との協力体制を整え、災害時の通信網を補完するため次の公共・民間無線局との協定等の締結を推進する。

(1) 警察通信施設

緊急連絡等のために警察通信施設の利用が図れるよう、福島県警察本部との間に協定を締結する。

(2) アマチュア無線

県は、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」を締結している。災害時におけるアマチュア無線局の開設並びに災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、市内各アマチュア無線クラブとの間に協定の締結を推進する。

(3) タクシー無線

災害時において、民間無線局(タクシー会社)に対して災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、事業者との間の協定締結を推進する。

第2 通信施設の防災対策

災害対策上重要な無線通信施設等について、非常災害時に確実に機能が発揮できるよう、次の対策を講じるものとする。

1 無線通信施設

(1) 無線通信機器の据付けにあたっては、揺れ止めや転倒落下防止等の耐震対策を行い災害時の機器の保安を図るものとする。

(2) 通信機器の管理施設には、予備電源として発動発電機、蓄電池等を配備し、停電時への対応を図るとともに、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。

(3) 通信機器の管理者は、機器の定期的な保守点検を行い、非常時の利用に備えるものとする。

(4) 通信機器の利用方法について、訓練、講習会、マニュアル等を通じ、平常時からその習熟に努めるとともに、無線従事者の確保を図るものとする

2 有線通信施設

(1) 設置にあたっては、災害時にもっとも被害が少ない取付け位置を選定する。(ロッカーや書棚等が転倒しても損壊しない適当な距離を保つ位置等)

(2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。

(3) 停電時に備え、予備電源を準備する。

(4) 不良箇所発見の場合は、速やかに修理を行い最良の状態を維持する。

(5) 作動状態、老朽状態等を常に監視し、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第3節 気象等観測体制の整備

気象等に関する自然災害に対する被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進するものとする。

第1 防災気象情報

1 警報・注意報発表基準(福島地方気象台資料抜粋 R2. 8. 6 現在、田村市)

田村市	府県予報区	福島県		
	一次細分区分	中通り		
	市町村等をまとめた地域	中通り中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	102
	洪水	流域雨量指数基準	大滝根川流域=23. 8、移川流域=15. 7、牧野川流域=13. 7、桧山川流域=12. 2、古道川流域=19、南川流域=10. 8、夏井川流域=10. 8	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 35cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	大滝根川流域=19、移川流域=12. 5、牧野川流域=10. 9、桧山川流域=9. 7、古道川流域=15. 2、南川流域=8. 6、夏井川流域=8. 6	
		複合基準*1	大滝根川流域=(6、15. 2)、牧野川流域=(5、10. 9)、南川流域=(5、8. 6)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続		
低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき			

		冬期：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：平均気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	
	着水・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表す。

第2 特別警報

1 種類と警告内容

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが高く高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

種類	警告内容
大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。

※ 気象庁「気象警報・注意報の種類」より抜粋

2 大雨特別警報の指標

下記の(1)または(2)いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

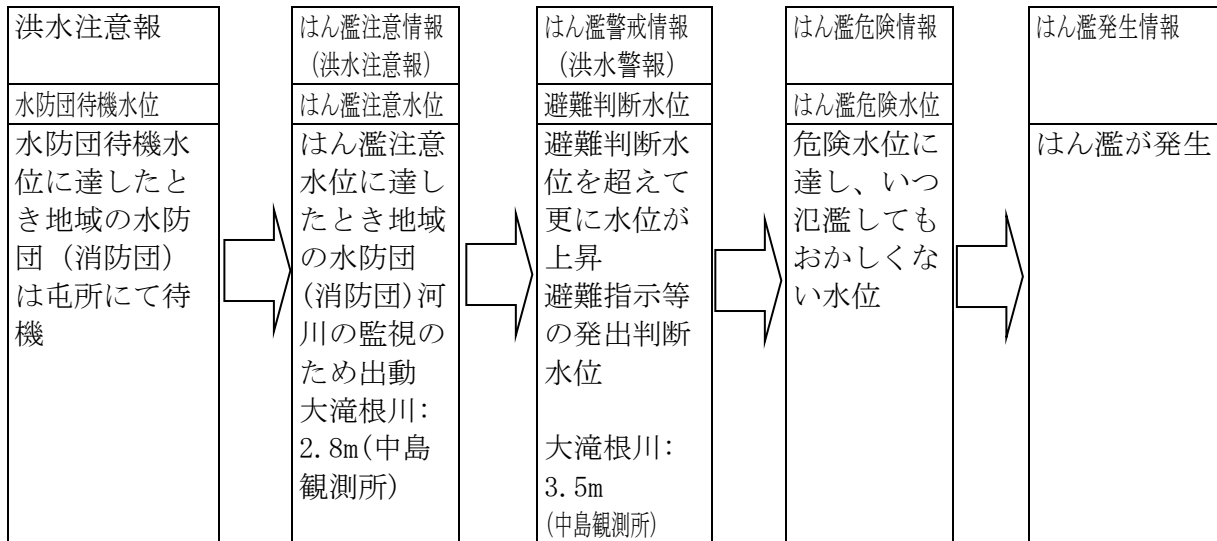
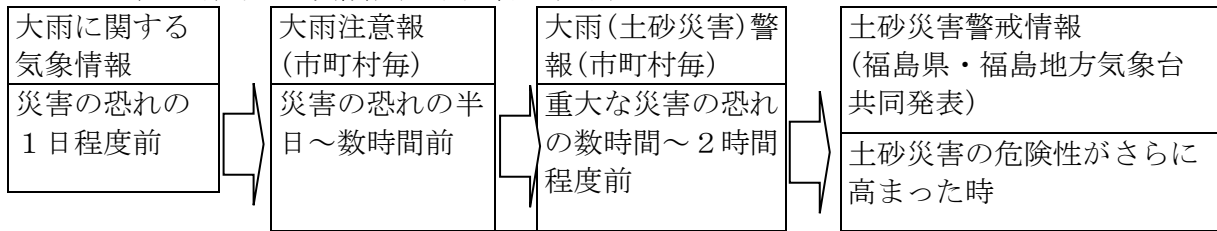
- (1) 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現
- (2) 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現

第3 気象情報の種別(田村市関連)

1 種別

種別	注意報	警報		特別警報
大雨 (浸水害)	大雨注意報	大雨警報 (浸水害)	※記録的短時間大雨情報	大雨特別警報 (浸水害)
		大雨警報 (土砂災害)	※土砂災害警戒情報	大雨特別警報 (土砂災害)
暴風	強風注意報	暴風警報	—	暴風特別警報
大雪	大雪注意報	大雪警報	—	大雪特別警報
暴風雪	暴風雪注意報	暴風雪警報	—	暴風雪特別警報

2 時系列的防災気象情報(土砂災害・洪水)



備考：地面現象（山崩れ、崖崩れ）や浸水により被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。

第4 気象通報等受発信者

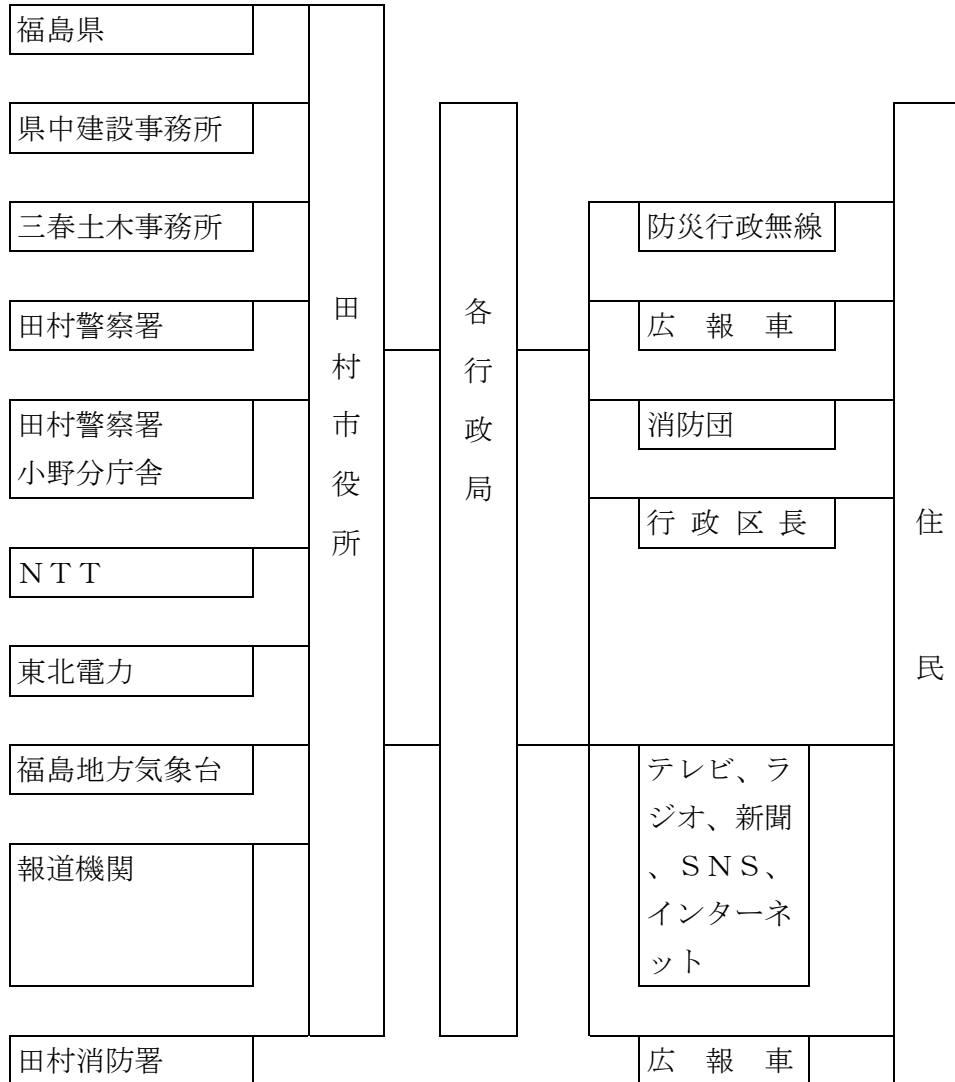
市は、福島県河川流域総合情報システム及びその他の機関団体から発信された警報等を受信し、迅速に防災行政無線や広報車等により住民へ伝達することは勿論のこと、普段から、ラジオ、テレビ等を活用し積極的に気象情報の収集に努める。

第5 他機関の気象観測施設の活用

市にある雨量観測施設及び防災行政無線システムを活用し、各行政局管内に設置した災害監視局を使用するほか、気象庁船引地域観測所の観測施設（アメダス）を活用し、そのデータに基づき通報を行うものとする。

第6 予警報伝達系統

気象情報の伝達並びに災害発生時におけるその後の気象状況の伝達は、次の組織によって通報するものとする。



第4節 災害別予防対策

市は、災害の発生を未然に防止するため、各種災害に応じた対策を講じるものとする。

第1 水害予防対策

本市を流れる河川は、阿武隈山系の錯雑した丘陵地帯内を網目状に阿武隈川水系9河川119,700m、高瀬川水系4河川52,622m、夏井川水系2河川70,287mが東西に貫流し、近年の異常降雨による災害の発生の頻度が高くなってきている。特にこれらの河川のうち、急激な増水の危険箇所は表のとおりであり、水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

河川名	所在地	主な施設
夏井川	滝根町神俣字弥五郎内	親水護岸 飛び石
大滝根川	船引町船引字中島	階段護岸
大滝根川	船引町船引字馬場川原	階段護岸
移川	船引町北移字土樋	階段護岸
南川	都路町古道字町裏	階段護岸

1 治山

荒廃山地の復旧、水資源、または災害防備林の造成に関する治山事業は、治山治水緊急措置法に基づく計画により、流域保全に重点をおき、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、災害防止に努める。災害につながる恐れのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

2 河川

本市を貫流する中小河川は、通常水位と洪水水位の差が著しく、しかも最大洪水水位(想定)を超える堤防は、ほとんどない状況である。また、河川の改修については県並びに国と協議しながら整備を図っている。したがって、各河川に共通していることは河川の早期改修であり、年次計画により災害危険箇所の河川改修を推進し、治水事業の促進を図るものとする。(資料編 1-4-1「重要水防区域」参照)

3 水路

災害予防の見地から既存水路改修による流下速度の確保、流水停滞の防止等に努め、維持管理について、次の点に留意する。

- (1) 水路の破損部分、ぜい弱部分のあるところは、出水に備え補修することが必要である。
- (2) 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害を未然に防止する。
- (3) 路内に、塵芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないように措置する。また、関係機関、団体及び市民との一致協力体制による、塵芥除去清掃運動等を推進する。
- (4) 地震発生時等による亀裂、破損箇所の調査が必要である。

4 浸水想定区域における避難の確保

市は、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

第2 風害予防対策

農作物を風害から防御することは、非常に困難であるため倒伏防止に最大の努力を払う以外にないことから、風向にあった播種方法、風に強い品種の取り入れ、支柱立ての活用や風の時期をはずした栽培等の適切な指導を行い、風害対策の推進を図るものとする。

第3 雪害予防対策

降雪または積雪による災害を予防するため、別に定める「田村市除雪作業要領」により対策を行うものとする。

第4 凍霜害予防対策

凍霜害については、別に定める「田村市防霜対策本部設置要領」により対策を行うものとする。

第5 道路災害予防対策

1 危険地区の点検

地すべり崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊の箇所、河川水衡部等、道路災害発生の予測される地区を巡回点検し、危険状態の早期発見に努めるものとする。

2 危険地区に対する措置

道路災害発生のおそれのある危険地区に対しては、国、県と協議し防災工事の促進を図るものとする。

3 交通施設

都市計画街路は災害時の避難場所となり、火災に対しては延焼及び飛び火等を防止する防火帯であると同時に消火活動の場でもあり、かつ応急救助活動の交通輸送に最も重要な施設である。このため、道路の整備と交通緩和のための計画路線の設定及び交通安全上必要な施設整備に努め、日頃の交通安全運動をもって、自然災害における避難及び救助の防災対策とする。

第6 土砂災害予防対策

1 土石流対策

(1) 土石流等発生危険溪流等の現況

土石流危険溪流とは、次の基準による溪流をいい、市内における土石流危険溪流は466箇所存在し、県により指定されている。

- ① 溪床勾配3度以上で、豪雨に際し土石流が発生する危険性がある溪流
- ② 土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家がなくても、官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む)に危険が生じるおそれのある溪流

(2) 山崩れ、土石流等発生危険溪流等の指定及び調査

① 点検調査の実施

ア 県の調査により確認された危険箇所以外の実態調査を実施し、災害の危険性について把握するとともに、県に調査結果を報告する。

イ これ以外の山崩れ、地すべり等の危険箇所の調査を継続的に行い崩壊危険箇所の実態の把握に努め、防災対策及び避難指示等の基礎資料とする。

(3) 対策事業

土石流危険渓流の対策事業は、県が所管し、渓流の緊急性等に応じ、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地に順次指定し、危険性が高いところから砂防工事を進めている。市内における砂防指定地は、35箇所が県により指定されている。

(4) 山崩れや土石流等の発生危険区域の住民への周知

① 崩壊危険箇所について、平常時から定期的にパトロール等を実施し、地域住民等に山崩れ・がけ崩れの危険について周知徹底する。

② 山崩れや土石流の被害を予防し、発生した場合の被害の極限を図るため、危険区域住民に対し、危険区域、避難場所、避難ルート等の周知を図る。

2 急傾斜地防災対策

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県知事が急傾斜地崩壊危険箇所のうち緊急性の高いところから指定する区域をいう。この区域においては、崩壊を助長または誘発するおそれのある行為が規制されている。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の現況

市内の丘陵地及び山間地等には、地震、降雨等により崩壊のおそれのある急傾斜地及び土石流危険渓流等が分布している。これら急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するため、県と協力し、予防対策を実施する。

① 急傾斜地崩壊危険箇所

市内における急傾斜地崩壊危険箇所については、312カ所が県により指定されている。

(2) 急傾斜危険箇所の把握

県の調査により確認された危険箇所以外の急傾斜地についても実態調査を実施し、急傾斜地崩壊危険箇所の把握に努めるものとする。

(3) 急傾斜地崩壊の災害防止対策の促進

① 崩壊防止工事の促進

市は、調査により現況を把握した土地所有者等による対応が困難でかつ、緊急性の高い急傾斜地崩壊危険区域については、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請するものとする。

② 所有者等に対する指導

市は、県と協力し、急傾斜地崩壊危険区域の土地の所有者、管理者または占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施すよう指導を行う。また、防災工事、家屋の移転等を行う場合について、公的融資制度が活用できる旨を周知し、防災措置の促進に努めるものとする。

③ その他の急傾斜地危険箇所についても市は、県に対して急傾斜地崩壊危険区域への指定を要望するとともに、所有者等に対し、防災工事の実施について必要な助言及び指導を行い、崩壊危険箇所の改善に努めるものとする。

(4) パトロールの実施

平常時から急傾斜地崩壊危険箇所について定期的にパトロール等を実施し、危険箇所の状況の把握に努めるものとする。

(5) 住民への周知・知識普及

危険箇所に隣接または危険箇所に居住する住民や土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設等の管理者に対し、豪雨等による崩壊の危険性を周知するとともに、高

齢者等避難、避難指示が発令された場合に速やかに避難行動がとれるようあらかじめ啓発に努めるものとする。

なお、住民への周知及び啓発の方法として、土砂災害ハザードマップ等を作成し、活用を図るものとする。

3 地すべり危険区域防災対策

(1) 地すべり危険区域等の現況

地すべり危険区域は、現地調査等によって地すべりの発生する恐れがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与える恐れがある範囲をいい、市内における地すべり危険区域は2箇所存在し、県により指定されている。

(2) 山崩れ、土石流等発生危険溪流等の指定及び調査

① 点検調査の実施

ア 県の調査により確認された危険箇所以外の実態調査を実施し、災害の危険性について把握するとともに、県に調査結果を報告する。

イ これ以外の山崩れ、地すべり等の危険箇所の調査を継続的に行い崩壊危険箇所の実態の把握に努め、防災対策及び避難指示等の基礎資料とする。

(3) 対策事業

地すべり危険区域の対策事業は、県が所管し、緊急性等に応じ、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止地域に指定し、対策工事を進めている。市内における地すべり防止地域は1箇所指定されている。

(4) 山崩れや土石流等の発生危険区域の住民への周知

① 土砂災害警戒区域に係る対応と同様、平常時から定期的にパトロール等を実施し、地域住民等に周知徹底する。

② 地すべりの被害を予防し、発生した場合の被害の極限を図るため、危険区域住民に対し、危険区域、避難場所、避難ルート等の周知を図る。

4 土砂災害に関する危険個所における避難の確保

市は、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

5 土砂災害に係わる用語の意義

用語	説明	
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。	
土砂災害危険区域	都道府県が調査した土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)による被害のおそれがある区域。	
	急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域	1 傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地 2 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域 3 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍以内の区域で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地
	土石流危険区域	溪流の勾配が 2 度以上あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域
	地すべり危険区域	航空写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

第5節 火災防止対策

市は、災害等による火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化及び平常時から災害等に備えた適切な出火防止対策が図られるよう各家庭及び防火上の重要施設への安全指導等の徹底等、予防消防の充実強化に関する対策を行うものとする。

第1 出火防止対策

1 一般家庭に対する指導

(1) 消防団による巡回指導

消防団による管轄区域の定期的巡回及び春秋の火災予防運動等を利用して市民の火災予防の意識の高揚を図る。また、防災訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法及び初期消火の方法等について指導を行い、地震時の出火防止措置や初期消火活動についての知識・技能の普及を図るものとする。

(2) 出火防止等に関する指導事項

- ① 住宅用火災警報器の設置及び作動状況の確認等、適正な維持管理
- ② 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの準備など初期消火準備の徹底

- ③ 対震自動消火装置付火気器具の使用及びガス漏れ警報器、漏電遮断器等の安全機器の設置
 - ④ 火を使う場所の不燃化及び火気器具周辺の整理・整頓
 - ⑤ カーテン・寝具類等の防災性能を有する製品及び物品の普及
 - ⑥ 灯油、ガソリン等の安全な保管
 - ⑦ 防災訓練への積極的な参加
- 2 防火管理者等の育成・指導
- (1) 防火管理者
防災上重要施設及び大勢人が集まる施設等の管理者に対し、防火管理資格者の養成と所属事業所等の消防計画を策定させる等、自主防火管理の徹底を図るものとする。
防火管理者には、次の業務を行わせる。
 - ① 消防訓練特に火災通報、初期消火及び避難誘導等の訓練の実施
 - ② 消防の用に供する設備等の点検整備
 - ③ 火気の使用及び取扱に関する監督
 - ④ 自衛消防組織、体制の整備
 - (2) 危険物施設関係者
消防本部・田村消防署は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し次の事項を実施する。
 - ① 火災予防運動週間等の機会をとらえ、施設及び消防用設備等の適正な維持管理の徹底
 - ② 立入検査による消防用設備等の設置の指導
 - ③ 危険物安全週間中における危険物火災予防の実施
 - ④ 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施
- 3 出火防止のための査察・指導
- 多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命への危険が特に大きい。このため防火対象物の火災予防については特に防火管理者の選任等人的面と消防用設備等物的面の両面から強化する必要があることから積極的な査察・指導を実施するものとする。
- (1) 査察
防火対象物及び危険物施設に対する査察
消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物に対して立入検査を実施するとともに、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行うものとする。
 - (2) 特命査察
諸般の消防事象を勘案して必要と認めたときに実施する。

第2 初期消火体制の推進

火災による被害軽減上特に重要となる初期消火活動の強化策として、市民への防災意識の啓蒙、自主防災組織の育成強化等とあわせ、各戸への住宅火災警報器の設置及び消火器の普及などにより初期消火活動体制の充実を図るものとする。

第3 火災予防運動等の活用

全国一斉に実施される春、秋の火災予防運動のほか、郡山地方広域消防組合が実施している火災予防運動や各種訓練等を通じ、消火器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果を高めるよう努めるものとする。

第4 消防水利・危険箇所等の把握

1 管理区域調査

田村消防署は、効果的かつ効率的な消防活動を目的とし、管轄区域内の地理及び水利の状況を調査するものとする。なお、管轄区域調査において地理及び水利に異常を認められた場合は、田村市役所担当部局に通知するものとする。

2 警防計画

田村消防署は、必要と認める管轄区域内の防火対象物について、防ぎよ活動上必要な地理、水利、建物構造、人命危険対象物等の位置、危険物の貯蔵及び集積場所等の調査を実施し、警防活動を迅速、有効かつ安全に行うための事前計画を策定するものとする。

第5 消防力の強化

地震被害想定を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

1 消防組織の拡充強化

木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の整備・強化を促進する。

また、同時多発的な地震火災に対応するため、地域防災力の要となる消防団を危機管理組織としての強化に努めるとともに、人員や機械器具の充実と訓練の実施により地域の防災拠点となる屯所等の整備充実を図るものとし、併せて自主防災組織との協力体制を確立するものとする。

2 消防施設等の整備・充実

(1) 消防装備

地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図るものとする。

(2) 消防水利

地震火災に備え、消火栓及び耐震性防火水槽の計画的設置を推進する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努めるものとする。

第6 建築物等の耐火性の向上

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法に基づく指導を行うとともに、次の法制度体系等を通じ、建築物の耐火性の向上に努めるものとする。

1 既存建築物に対する改善指導

大規模店舗・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災力能を適正に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導するものとする。

2 防火対象物定期点検報告制度による指導

消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」による表示マーク交付に際し、建設部は連携して建築構造、防火区画、避難階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。また、耐震性の向上を図るための指導も併せて行うものとする。

3 消防同意制度の活用

消防法第7条の規定に基づく消防同意制度(建築物の新築、増築等を許可または確認する権限を持つ行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長または消防署長の同意を得る制度)を効果的に活用し、建築、消防設備面からの火災予防の徹底を図るものとする。

第6節 林野火災防止対策

林野火災は、錯雑地形や発火地点等の諸条件から、早期覚知、初期消火及び水利確保等が困難であるため、一度発生すると大規模かつ広範囲にわたり焼損するおそれがある。このため、火災防止の広報や巡視を積極的に実施し、たき火やたばこの後始末等火災予防の徹底を図るとともに、山林火災用資機材の整備及び火災発生時の消火体制の充実強化に努めるものとする。

第1 出火防止対策

1 林野火災に関する防火思想の普及

林野火災の発生原因の多く占めるたばこの投げ捨てや、たき火の不始末等について次のような指導・広報に努め、山火事予防意識の高揚を図り、火災の未然防止に努めるものとする。

- (1) 林野火災防止運動の実施(全国山火事防止運動(3月1日～7日)期間を重視)
- (2) ポスター、看板、標識版、横断幕等による広報
- (3) 広報紙、パンフレット、チラシ等の配布
- (4) 広報車による広報
- (5) 学校教育による防火思想の徹底

2 登山者、山菜取り、狩猟等入山者への防火広報及び指導

山林へ訪れる行楽客等には、次の方法により火災予防について注意を呼びかける。特に行楽期については、広報・指導を強化する。

- (1) 駅等への防火ポスター等の掲示
- (2) キャンプ場、遊歩道、林道等における看板の設置、チラシ配布、広報車等による広報

3 地域住民、山林所有者、林業従事者等への指導

火災警報発令時においては、地域住民や林業従事者等に対し、次の事項について指導を徹底する。

- (1) 山林等において火入れをしないこと。やむを得ず火入れを行う際は、必ず許可を受けること。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- (4) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- (5) たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- (6) 残火(たばこの吸いがらを含む。)、取灰または火粉を始末すること。
- (7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第2 広報警戒の実施

田村消防署長は、林野火災の発生のおそれがある場合で次に掲げるときは、山林広報警戒計画を作成し、消防車両等による広報警戒を実施する。

- 1 季節的に火災発生のもっとも危険な時期、特に春期
- 2 火災警報が発令されたとき

3 入山者が多く火災発生の大い危険が大きいとき

第3 消火活動体制の整備

1 水利状況等の把握

田村消防署及び消防団は、管轄区域内の山林について、消防自動車の利用可能な道路(林道)または水利施設(谷川、池、沼等)の実態について、あらかじめ把握し、事前計画を作成し、火災時の消火活動が適切に行えるよう体制を整えるものとする。

2 林野火災用資機材の整備

林野火災用資機材の備蓄を図るとともに、点検整備を定期的実施し、平常時から火災の発生に備えるものとする。

第7節 文化財災害予防対策

災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、教育委員会及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定めるものとする。

第1 教育委員会及び文化財所有者の責務

1 教育委員会の責務

教育委員会は、適宜文化財調査及び文化財の実態調査を行い、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行うものとする。

2 文化財所有者の責務

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努めるものとする。

第2 文化財の種別毎の対策

1 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するものとし、教育委員会は、可能な限りの支援を行うものとする。

2 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、教育委員会の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくものとする。

3 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊またはそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくものとし、教育委員会は、可能な限りの支援を行うものとする。

第3 教育委員会の役割

1 指定文化財への対策

(1) 国及び県指定等文化財

教育委員会は、市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておくものとする。

(2) 市指定等文化財

教育委員会は、文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行うものとする。

2 未指定文化財への対策

教育委員会は、文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行うものとする。

3 防災計画に定める事項

- (1) 市内に所在する文化財の現状把握
- (2) 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
- (3) 災害時における文化財への対応方法

4 文化財保護思想の普及啓発

教育委員会は、市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財防火デー(1月26日)等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

第4 文化財所有者及び管理責任者

文化財所有者及び管理責任者は、文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておくものとする。

第5 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・協力体制を事前に確立しておくものとする。

第8節 ライフライン施設等の防災力の強化

上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が地震により被害を受けた場合、生活機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となることから災害時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、次の応急復旧体制の整備推進を図り、防災力の強化に努めるものとする。

第1 上水道施設の防災力の強化

上下水道局は、災害時における水道施設の被害箇所をできるだけ少なくして、断水区域を最小限に止め、断水時間を短縮するために、次に基づく水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被災時の応急復旧、応急給水等の体制整備を図るものとする。

1 施設の耐震化

上水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。

2 図面等の整備・保管及び事前復旧計画の策定

- (1) 被災調査及び復旧にあたっては、当該施設の設計図等の整備が有効であるため、あらかじめ図面等を整備し、万全な保管を行う。
- (2) 地震災害が発生した場合、迅速かつ円滑に水道施設の復旧を推進するための被害箇所の調査から復旧までの行動手順等のマニュアルを策定する。

3 緊急対応組織の編成

迅速かつ的確な応急対策を講じるために、分担業務や非常呼集連絡網等緊急対応組織図を作成し、周知徹底する。

4 導水施設の補強

原水の取水不能は、浄水及び配水に大きな支障を及ぼすことから、原水取水の安定性の向上を図るため、導水管路の古い施設及び取水ポンプ等については、更新や耐震性強化を随時実施するものとする。

5 送・配水施設の補強

送・配水管路中、材質や継手など耐震性が低いものについては、できる限り被害の軽減を図ることを目的とし、これらの管を耐震性の高い管に取り替える。併せて浄・配水場間の水運用を可能とする幹線の整備を図るものとする。

6 給水装置の改善

給水管は、破損等の被害が多数発生することが予想されるため、配水管布設工事等に伴い、積極的に耐震性の高いポリエチレン管に取り替えるものとする。

7 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬品注入設備、燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備に努めるものとする。

8 施設の維持管理の徹底

平常時より、施設の維持管理の徹底に努め、点検等により危険箇所の早期発見に努めるとともに、必要な改善を施すものとする。

9 応急復旧資機材の備蓄

応急復旧が速やかに行えるよう、主要施設の資機材の備蓄に努めるものとする。

第2 下水道施設の防災力の強化

1 下水道業務継続計画（下水道BCP）の策定

災害発生時においても、応急対策業務の円滑な執行や、下水道施設の一般重要業務を継続して行うための体制づくりに努めるものとする。

2 施設の図面等の整備・保管及び事前復旧計画の策定

(1) 被災調査及び復旧にあたっては、当該施設の設計図等の整備が有効であるため、あらかじめ図面等を整備し、万全な保管を行う。

(2) 地震災害が発生した場合、迅速かつ円滑に下水道施設の復旧を推進するための被害箇所の調査から復旧までの行動手順等のマニュアルを策定する。

3 耐震設計の推進

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設計画設計指針・解説」及び「下水道施設耐震対策指針・解説」に基づく耐震設計を施すとともに、既存施設についても同指針・解説に基づき必要に応じて補修、補強等を行うものとする。

4 施設の維持管理の徹底

施設の各種被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うために、施設の現状の把握、耐震性等の検討を行い、必要に応じて対策を講じるものとする。

5 二次災害防止

処理場内での薬品注入設備、燃料用設備、消化ガスタンク設備の設置にあたっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう整備に努めるものとする。

第3 電力施設の防災力の強化

1 防災組織の確立

東北電力ネットワーク(株)は災害対策組織を整備し、防災体制を確立し、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 電力施設の整備

発電・送電・変電及び配電設備等の電力施設については、別に定められた設計基準により、耐震化を図るものとする。

3 電力の安定供給

電力広域的運営推進機関で定める指針等に基づき、全国大で需給調整を通して平時の安定供給を図るとともに、大規模災害時等の緊急時においても他の電気事業者と連携し、設備の早期復旧を図るものとする。

4 要員、資機材の確保

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターが定める規程、基準、マニュアル等で対応する。

5 防災訓練の実施

震災時の円滑な対応を図るため、年1回防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。また、県及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第4 LPガス施設の防災力の強化

災害が発生した場合に、初動措置を迅速・的確に行うため災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備するとともに、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

1 LPガス設備の耐震性の強化

(1) 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

(2) 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずるとともに、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

(3) 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

(4) 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置するとともに、感震機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

(5) ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等を設置するものとし、設置にあたっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

2 緊急対策

(1) 各事業者が、LPガス爆発時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

- (2) 市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合においても適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

3 復旧活動への備え

(1) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための努めて情報通信設備を整備するものとする。

(2) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

- ① 修理用工具類
- ② 車両、機械
- ③ 点検用工具類
- ④ 非常食、飲料水
- ⑤ 救急医薬品
- ⑥ 緊急支援用物資(カセットコンロ、カセットボンベ等)
- ⑦ 補修用・仮設住宅用機器(充てん用容器、ガスメーター、調整器等)

(3) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、一般社団法人福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定(復旧作業の優先順位)にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

- ① 住宅地図の整備・管理の在り方
- ② 集合住宅の開栓の在り方
- ③ 合理的な緊急点検の方法

4 防災訓練の実施

- (1) 各事業者が、LPガス爆発時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。

- (2) 地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。県及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第5 鉄道施設の防災力の強化

1 防災組織の確立

(1) 災害対策組織の整備

災害の発生に備え、災害対策組織を整備し、個人の役割まで明確にしておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 報告・通報体制の整備

災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、組織内での報告・通報系統及び報告・通報要領等を定めるとともに、関係機関及び地方自治体等との情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 施設の耐震性の強化

- (1) 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を策定し、災害時の線路巡回点検要領等を定めるものとする。
- (2) 関係箇所長は、跨線橋等線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、施設管理者等に施設の点検・整備を要請する。

3 緊急対策の実施

(1) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(2) 要員及び資機材の確保

- ① 災害復旧に必要な要員を迅速に確保するため非常呼集網を定めるとともに、必要な資器材を常備するものとする。また、関係協力会社等と災害復旧時における協力要領について協議しておくものとする。
- ② 復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努めるものとする。
- ③ 自動車を保有する関係箇所長は、災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておくものとする。

4 防災業務施設及び設備の整備

- (1) 関係気象官署(福島地方気象台等)との連絡を緊密に行い、情報の収集、伝達観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。
- (2) 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。
- (3) 電力の確保
災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

5 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会等の開催、パンフレット等の配付を行う等日常業務を通じて次により必要な教育を行うものとする。

- (1) 予想される災害及び対策に関する知識
- (2) 地震発生時にとるべき初動措置
- (3) 事故処理要領に関する知識
- (4) 社員が果たす役割及びその他必要な教育

6 防災訓練の実施

社員に対し、乗客の命の保護を最優先にした緊急時の対処要領及び災害応急対策並びに災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- (1) 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- (2) 消防(通報、消火、避難)訓練及び救出・救護訓練

(3) 乗客等の避難誘導訓練

第6 電信電話施設の防災力の強化

電信電話施設の損傷は、災害時の各種情報伝達、応急復旧活動、生活、経済活動等に多大な影響をもたらす。東日本電信電話㈱福島支店では、施設耐震化の強化を推進し、災害時の通信サービスの確保と早期復旧体制を整備するものとする。

1 防災組織の確立

災害の発生に備え、災害対策組織を整備し、各個人の役割を明確にするとともに、組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制について定めておくものとする。

2 局舎・局舎内施設の耐震対策

局舎は、耐震・耐火構造の設計を行うとともに、防火扉、防水堤等を設置し、各種災害に対しての施設維持に備えるものとする。また、局舎内の通信施設は、耐震補強支持器具等による倒壊、損傷防止対策を行うとともに、非常用予備電源として、備蓄電池及び発電機を設置する。

3 災害対策用機器

通信の全面途絶地、避難場所等との通信を確保するため、通信衛星を利用した各種災害対策機器を配備する。また、長時間停電時の通信電源を確保するための移動電源車、局外通信施設の被災に備えての応急用ケーブルほか各種災害対策用機器を配備する。

(1) 災害対策用無線機

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話を確保する。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備

(3) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として移動電源車を県内主要拠点に配備

- | | | |
|----------|-----------|----|
| ① 福島拠点 | (500KVA) | 2台 |
| " | (150KVA) | 1台 |
| " | (30KVA) | 1台 |
| ② 郡山拠点 | (1000KVA) | 1台 |
| " | (150KVA) | 1台 |
| " | (30KVA) | 1台 |
| ③ 会津若松拠点 | (150KVA) | 1台 |
| " | (30KVA) | 1台 |
| ④ いわき拠点 | (150KVA) | 1台 |
| " | (30KVA) | 1台 |

(4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル等を配備

4 災害対策実施計画

(1) 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- ① 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- ② 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般県民の使用に供する。

- ③ 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害(火災)に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
 - ④ 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
 - ⑤ 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
 - ⑥ 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。
- (2) 防災訓練
- 災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう、次の訓練を単独または共同するなどして実施するものとする。
- ① 気象に関する情報伝達訓練
 - ② 災害時における通信疎通訓練
 - ③ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
 - ④ 消防及び水防の訓練
 - ⑤ 避難及び救助訓練
- (3) 防災関係機関との相互協力、連携強化
- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法を明確にしておくものとする。
- ① 物資対策
県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。
 - ② 電源対策
商用電源の供給要請。
 - ③ お客様対策
お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請を行うものとする。

第9節 道路・橋梁の防災力の強化

道路・橋梁施設が地震により被害を受けた場合、交通機能が麻痺し、住民の避難、災害応急対策等が困難となることから地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの点検調査に基づく補強等を実施し、道路・橋梁の防災力の強化に努めるものとする。

第1 道路の整備

1 市管理道路

(1) 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。

(2) 道路の防災対策工事

点検調査の結果、道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等の対策に必要な箇所について、工法決定のための再調査を行い、その対策工事を実施する。

2 国・県管理道路

市管理道路の点検時に発見した国、県管理道路の崩落が予想される箇所については速やかに三春土木事務所へ通報し、調査と対策工事を依頼する。

3 道路情報提供装置の整備

道路障害発生時及び道路規制等の道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置の整備に努めるものとする。

4 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるように一般社団法人福島県建設業協会田村支部との協定等の締結に努める等民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図るものとする。

第2 橋りょうの整備

1 橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。

2 橋りょうの耐震補強の実施

上記の点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

(1) 既設橋りょうの対策

所管の既設橋りょうは、「道路防災総点検について」(平成8年8月9日付け建設省通知)に基づき、平成8・9年度に県が実施した道路防災総点検の結果により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架等の技術基準について」(平成13年12月27日付け国土交通省通知)を適用し、これに準じて耐震対策を実施することを基本とする。ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、「『緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム』の策定について」(平成17年6月28日付け国土交通省事務連絡)にある「『緊急輸送道路の橋梁耐震補強3箇年プログラム』耐震補強マニュアル」を適用し、耐震対策を実施することとする。

(2) 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準について」(平成8年11月1日付け建設省通知)を適用し、さらに、平成25年度以降に着手する建設に係る設計については、「橋、高架の道路等の技術基準について」(平成13年12月27日付け国土交通省通知)を適用し耐震橋りょうを建設するものとする。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

- ① 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。
- ② 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

第3 直轄管理の国道及び橋りょう災害予防

東北整備局において実施するものとする。

第4 農道・林道及び橋りょう災害予防

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図るものとする。

1 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていくものとする。

2 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議のうえ対策を実施するものとする。また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については、架替え、補強の必要があることから、林道管理者の調査計画により順次実施するものとする。

第5 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図るものとする。

第10節 農地・農業用施設等の防災力の強化

第1 各施設の共通的な災害予防対策

1 農業施設の調査・点検

- (1) 震災時に迅速に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。
- (2) 災害発生時に、迅速かつ的確に緊急点検を行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

第2 各施設の損壊防止対策

1 農道施設

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

2 ため池施設

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

3 用排水施設

耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に「河川砂防技術基準」等に基づき、その向上を図る。

4 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施すことができるようにする。

第3 情報連絡体制の整備

1 農業協同組合等との連絡体制の整備

農業協同組合等から被害発生情報が来たときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から農業協同組合等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

2 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

3 施設の点検

震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により農業協同組合等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

4 被害状況の把握

農業協同組合等と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

5 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手するものとする。

6 防災計画で定める事項

- (1) 点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成
- (2) 緊急用資材の点検・備蓄計画(品目・数量・配置場所等)、緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

第4 施設管理者等の役割

1 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備するものとする。

2 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行うものとする。

3 施設の点検

震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により施設管理者等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

4 被害状況の把握

農業協同組合等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて県(県中地方振興局経由)及び関係機関に連絡する。

5 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手するものとする。

第11節 緊急輸送路等の指定

緊急輸送路とは、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路であり物資受入拠点や防災拠点等を接続して指定される。緊急輸送路に指定された施設の管理者(ヘリコプター臨時離着陸場は除く)は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図るものとする。

第1 緊急輸送路線

1 福島県指定

(1) 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

図表5 第1次確保路線(福島県指定)

(2) 第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

(3) 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 市指定

(1) 第1次確保路線

(本編 第14節第3-1 緊急輸送ネットワークの整備)

(2) 第2次及び第3次確保路線

今後、逐次指定を行っていくものとする。

第2 ヘリコプター臨時離着陸場

(資料編 1-11-2「ヘリコプター臨時離着陸場」参照)

第3 物資受入拠点

(資料編 1-11-3「物資受入拠点」参照)

第4 緊急輸送路の啓発

緊急輸送路のうち、特に重要な路線については平常時から広報誌等を活用し、災害発生時の円滑な災害応急対策の実施のため市民に周知徹底を図るものとする。また、必要により重要路線の標示等について検討するものとする。

第12節 避難体制の整備

市は、災害の発生、または発生の恐れがある場合において、迫りくる災害の危険から市民の生命または身体を保護するための避難場所及び家屋の破損、倒壊、焼失またはライフライン機能の喪失等により日常生活が困難な状況にある市民に対する救済のため一時的な生活の場として避難所の確保、整備に努めるものとする。

第1 避難に関する用語の意義は次のとおりである。

用語	説明
高齢者等避難	市長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発令する情報。気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。特に、要配慮者に対しては立ち退き避難を促す。

避難指示	市長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。屋内安全確保も避難指示が促す避難行動としている。
緊急安全確保	市長が、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険である状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を発令すること。
立ち退き避難	自宅等から指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。 水平避難と同意。
屋内安全確保	屋内での退避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。ただし、屋内安全確保を行うためには、次の条件が満たしていることを確認した上で行う。①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。②自宅等に浸水しない居室があること。③一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。
待避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることで、「屋内安全確保」の一つ。
垂直避難	切迫した状況において、屋内の2階以上に避難することで、「屋内安全確保」の一つ。
水平避難	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難することで、「立ち退き避難」と同意。
避難所	災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。
避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。

第2 避難指示等の発令基準及び伝達

1 避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言

本部長は、水害、土砂災害等の危険が高まり、避難指示等の分析・判断する場合において、リアルタイムのデータ及び地域における各種災害の専門的見地を有している国や県等の専門機関に助言を求めるものとする。

2 避難指示等の発令基準

(1) 市は、土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊危険区域、浸水想定区域で避難を要する事態が発生することを想定し、避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とするが、避難指示等を発令する場合は、その後の気象現況の推移を勘案し、事前に避難等を要すると判断された場合に行うものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に想定し、適切な発令範囲に絞り込んで発令できるよう「田村市防災マップ」等により、当該範囲をあらかじめ具体的に定めるものとする。

区 分	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報並びに土砂災害警戒情報が発表され、かつ、災害の発生が予想される場合。 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ○河川水位が避難判断水位に達してはいないが、今後、急激な水位上昇の恐れがある場合。
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等避難が発令され、かつ、災害が発生する恐れがさらに高まった場合。 ○大雨警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 ○土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合。 ○河川水位が避難判断水位を超えた状態で、今後、急激な水位上昇の恐れがある場合。 ○有毒物の流出または危険物の爆発により、危険が及ぶと認められた場合 ○大規模延焼火災により、危険が及ぶと認められた場合 ○その他自然災害、または大規模な事故災害等により、危険が及ぶと認められた場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報が発令された場合 ○土砂災害や河川の越水等の災害が発生し又は切迫している場合 ○立ち退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合

(2) 土砂災害に係る避難指示等の判断基準については、上記の避難指示等の発令基準によるものとする。

(3) 本部長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象または土砂災害が発生した場合は、上記基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

(4) 避難指示等の伝達担当及び方法

連絡担当	連絡先等	報告・通知等の方法
事務局 統括班	市役所各部・各班・各行政局、 教育委員会、農業委員会	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、 その他迅速な伝達手段
	県(危機管理部)、自衛隊、 田村警察署、田村消防署、消防団	県総合情報通信ネットワークシステム、 電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な伝達手段
事務局 広報・渉外班	市民・観光客等	防災行政無線、広報車、携帯端末等による 緊急速報メール、SNS、その他 迅速な伝達手段
	報道機関	電話、FAX、口頭
事務局 情報班	文珠・美山・瀬川・移・芦沢・ 七郷・要田地区の各出張所	防災行政無線・電話、FAX、その他 迅速な伝達手段

第3 避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動

種別	住民のとるべき行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 要配慮者は、立ち退き避難または屋内安全確保を行う。 2 一般の市民 (1) 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について検討する。 (2) 立ち退き避難が必要になると判断する場合は、その準備をする。
避難指示 (警戒レベル4)	立ち退き避難または屋内安全確保を行う。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自宅等の2階以上への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所に移動または近隣堅牢な建物等に緊急的に移動する。

- 1 災害が発生する前に避難を終えること。また、避難が夜間になると判断した場合は、日中に避難するなど状況に応じて判断するものとする。

第4 災害別避難体制の整備

1 水害(大雨・洪水等における避難体制)

降雨量の増加により河川の増水や地表水が増水し、排水路等の溢水が生じたときは、冠水地域等に、情報を的確に伝える必要があるため、洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により避難体制を整備し、周知するものとする。

- (1) 大雨及び洪水に対する危険性の周知及び啓発
- (2) 住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- (3) 非常連絡網の作成
- (4) ハザードマップの活用、避難路・避難所の設定、特に河川を横断する避難経路を避ける。
- (5) 災害発生時の適切な行動が制約される人(要配慮者)も含めた住民の確実な避難を徹底する。
- (6) 道路の冠水等、危険な状況で避難するような事態を回避するなど、避難行動における安全の確保を図る。

2 土砂災害

(1) 土石流における警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象で、その速さは、規模によって異なるが、時速20~40kmという速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ① 土石流の危険性の周知及び啓発
- ② 気象情報の周知
- ③ 土石流発生時の的確かつ迅速な伝達
- ④ 非常連絡網の作成
- ⑤ 災害発生時の適切な行動が制約される人(要配慮者)も含めた住民の確実な避難を徹底する。
- ⑥ ハザードマップの活用、避難路・避難所の設定避難路・避難地・避難所の選定
- ⑦ その他必要事項

(2) がけ崩れにおける警戒避難体制

がけ崩れは、傾斜度が30度以上である土地が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ① がいけ崩れの危険性の周知及び啓発
- ② 気象情報の周知
- ③ がいけ崩れの的確かつ迅速な伝達
- ④ 非常連絡網の作成
- ⑤ 避難路・避難地・避難所の選定
- ⑥ その他必要事項

第5 避難に関する計画

1 避難に関する計画

避難に関する計画は、被災者を避難対象地域から避難所へ収容するまでの「避難誘導計画(仮称)」と避難所に収容してからの生活支援等のための「避難所設置・運営計画」に区分するものとする。

2 避難誘導計画の策定

避難誘導計画は、災害の状況等が変化する中において策定する必要があるため、計画立案を担当する職員は、状況の特質の把握及び避難誘導計画に含ませるべき事項等を理解し、計画策定のための思考過程(考え方)に精通するよう努めるものとする。

(1) 計画策定の方法

- ① 市民の生命、身体保護のため避難誘導にあたり「具体的に達成すべき目標」を明確にする。
- ② 目標を達成するための避難誘導方針を列挙する。
 - ア 避難誘導方針の列挙の要領(今、何を判断すべきか考える重要な段階)状況の特質(地域の特性、災害の状況及び推移、本部の状況等)を把握してこれを加えて、目標が達成可能なあらゆる方針を列挙する。
 - (ア) 状況の特質の把握(事務局情報班)
 - a 地域の特性
被災者の避難に影響を及ぼす「地域の気象」、「地形(道路、稜線・水系、人工物等)」を考察して特性を把握し、それが災害状況の変化及び避難行動に及ぼす影響を考えるものである。
 - b 災害の状況及び推移
災害の脅威、できればその脅威の度合いの高い順位、避難行動に重大な影響を及ぼす災害(脅威)を明らかにする。
 - c 本部の状況等
避難行動に使用できる勢力(職員、警察、消防、自衛隊等)・装備等を明らかにする。
 - (イ) 行動方針の列挙(事務局企画班)
 - a 状況の特質で明らかになった事項を加えて、目標達成が可能なあらゆる行動方針を列挙したのち、迅速性、容易性、確実性、経済性等から分析し、最良の行動方針を案出する。
 - b 行動方針には、「誰が」、「何を(行動の種類)」、「いつ(時期)」、「どこで(場所)」、「いかに(避難の要領)」、「何のため(目的)」のうち必要な事項を含ませて簡潔に表現するものとする。
 - イ 計画は、5W1Hで表現した最良の行動方針「何のため(目的)」、「誰が」、「何を(行動の種類)」、「いつ(時期)」、「どこで(場所)」、「いかに(避難の要領)」を具体化したものである。
- ③ 避難誘導計画に最低限含ませるべき事項(案)

- ア 避難誘導責任者
- イ 避難対象地域(複数を考慮)及び対象者(要配慮者等考慮)
- ウ 避難対象地域及び対象者への避難指示伝達方法
- エ 収容避難場所(複数を考慮)
- オ 避難の順位(脅威の度を考慮)
- カ 時期、経路
- キ 避難誘導担当部隊等の編成・装備(職員、警察、消防、自衛隊等)
- ク 避難誘導の要領及び措置
 - (ア)輸送手段(陸路・空路含む。)
 - (イ)輸送要領(同時、逐次)
 - (ウ)交通規制等の要領
- (2) 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画
- ① 学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、または居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難誘導計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。
- ② 各施設の管理者は、市及び関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難誘導訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期すものとする。
- ③ 学校における避難誘導計画

児童、生徒を集団的かつ安全に避難させるため、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難誘導計画を策定するものとする。

 - ア 避難誘導責任者
 - イ 避難対象者
 - ウ 避難場所
 - エ 避難の順位
 - オ 経路、時期及びその指示伝達方法
 - カ 避難誘導の要領及び措置
 - キ 教育、保健、衛生及び給食の実施方法
 - ク 避難者の確認方法
 - ケ 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
 - コ 通学時に災害が発生した場合の避難方法
- ④ 病院・診療所における避難誘導體制の整備
 - ア 入院患者の状態の把握

平常時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。
 - イ 防災教育・訓練の実施

年間2回以上の訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。
 - ウ 自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。
 - エ 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

- オ 避難誘導計画の策定
患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、次の事項に留意して病院等の実態に即した適切な避難誘導計画を策定する。
 - (ア) 被災時における病院施設内の保健・衛生の確保
 - (イ) 入院患者の移送先施設の確保
 - (ウ) 転送を要する患者の臨時収容場所
 - (エ) 搬送のための連絡方法と手段
 - (オ) 病状の程度に応じた移送方法
 - (カ) 搬送用車両の確保
 - (キ) 通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法等
- ⑤ 社会福祉施設等における避難誘導體制の整備
 - ア 入所者の状態の把握
平常時から入所者の実態把握に努め、非常時、入所者等の状態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。
 - イ 防災教育・訓練の実施
 - (ア) 社会福祉施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的を実施し、災害時の対応能力向上を図る。また、地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等地域ぐるみの自主防災体制の確立に努めるものとする。
 - (イ) 夜間の訓練を含め、毎年訓練を実施するよう努めるものとする。
 - ウ 夜間体制の充実
特別養護老人ホーム、更生援護施設等の夜間体制の充実に努めるものとする。
 - エ 防災設備の整備推進
建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。
 - オ 自力避難困難者等への配慮
自力困難入所者を夜間勤務員詰所等に隣接して収容するなどし、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。
 - カ 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備
施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努めるものとする。
 - キ 避難誘導計画の策定
社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項に留意して施設の実態に即した適切な避難誘導計画を策定する。
 - (ア) 避難実施責任者
 - (イ) 避難の順位
 - (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
 - (エ) 避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
 - (オ) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
 - (カ) 避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
 - (キ) 避難先の代替え施設等の準備
 - (ク) 避難者の確認方法
 - (ケ) 家族等への連絡方法
- (3) その他の防災上重要な施設の避難誘導計画

大規模施設、駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所、経路、時期並びに指示伝達の方法等について定めておくものとする。

(4) 避難所の選定等

① 収容避難場所を避難所とする場合

収容避難場所として指定している施設を使用する場合は、避難誘導計画に含めるものとする。

② 収容避難場所以外の場所を避難所とする場合

ア 避難所の選定基準

(ア) 避難所スペースと非避難所スペースに区別したのち、避難スペースにおける避難者 1 人あたりの必要面積は、概ね 3 m²以上とする。

(イ) 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

(ウ) 避難所は、崖崩れや浸水等の危険のないところとする。

(エ) 原則として耐震構造(昭和 56 年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物で、できる限り生活面での物理的障害が除去(バリアフリー化)された公共施設とすることが望ましい。

イ 避難場所の選定基準

(ア) 避難場所は、安全が確保され必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。

(イ) 延焼火災の発生する恐れが大きい地域にあつては、一時避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系だてた選定を行う。

(ウ) 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

③ 避難地区分けの実施

ア 避難地区分けの実施は実情に応じて定めるものとするが、可能な限り主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することを避けるものとする。

イ 避難地区分けにあつては、各地区の歩行負担・危険負担をできる限り均等にする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕をもたせる。

④ 学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法(教職員の役割を含む)等について、事前に協議を行っておくものとする。

(5) 避難路の選定

避難誘導計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

① 避難路の選定基準

ア 避難路は、概ね 8m 以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。

イ 避難路は相互に交差しないものとする。

ウ 避難路沿には、火災、爆発等の危険性の高い工場等がない等、安全性に配慮する。

エ 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

3 避難所設置・運営計画の策定

- (1) 避難所としての施設等の使用法
 - ① 避難所の開設にあたっては、施設の管理者と協議し、避難所スペースと非避難所スペースに区別する。更に避難所スペースは共用スペースと各世帯等の生活の場としての居住スペースに区分する。
 - ② 居住スペースは、プライバシーの確保の観点からパーティション等により努めて間仕切りを実施する。
- (2) 指定避難所は、使用区分により避難者の受入人数が決まるため、平時において「避難所設置・運営計画」を策定し、災害時の避難者の円滑な受入に備えるものとする。
- (3) 市(市民課：避難者支援班)は、指定する施設の管理者及びその他の関係機関と協議し、収容避難場所の特性を考慮し、下記事項の必要な内容とした収容避難場所ごとの「避難所設置・運営計画」を作成し、市及び施設の管理者それぞれが保管するものとする。
 - ① 避難所としての施設等の使用法
 - ② 避難所の管理に関する事項
 - ア 避難所の管理者(原則として市職員)及び運営方法
 - イ 避難収容中の秩序保持
 - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
 - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - オ 避難者に対する各種相談業務
 - ③ 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
 - ④ 避難所の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給食施設
 - ウ 給水施設
 - エ 情報伝達訓練
 - オ トイレ施設(仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等)
 - ⑤ 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - ア 情報の伝達方法
 - イ 避難及び避難誘導
 - ウ 避難所における配慮等
 - エ デイサービスセンターの活用等

なお、要配慮者に対する支援体制については、本章第18節「要配慮者支援対策」の定めによるものとする。
 - ⑥ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
 - ア 広報紙、パンフレット等の発行
 - イ 標識、誘導標識等の設置
 - ウ 市民に対する巡回指導
 - エ 防災訓練の実施等
- (4) 市は、避難所の円滑・迅速な設置・運営及び避難の長期対策を考慮し、共通的な「田村市避難所設置・運営マニュアル」を作成するものとする。

第6 避難者名簿等の整備

避難している被災者の状況等を把握するため、避難所には、次の名簿を備えるものとする。

- 1 避難者名簿
世帯単位で作成する。
- 2 避難者入出記録簿
避難所に入所した者及び仮設住宅等への入居のため出所した者の入出記録
- 3 避難者日々集計表
成人、高校生、中学生、小学生、未就学児、幼児及び要配慮者について男女別の収容人員数の集計
- 4 避難所用物資受払簿
物資、食料品等別の受払簿

第13節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想されるとともに、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されることから、市は、医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。また、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第1 医療(助産)救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

災害等により、多数の負傷者が発生したときは、医師会等の協力を得て救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の事項を含めた医療(助産)救護体制の確立を図るものとする。

(1) 救護班の編成

田村医師会は、市からの要請に基づき速やかに出動できるように救護班の編成及び出動体制を整えておくものとし、市は、各班へ救急医療のための器材等を提供し、災害へ備えるものとする。

(2) 救護所の指定及び整備と住民への周知

救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

① 設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、各行政局内の医療機関(たむら市民病院、都路診療所含む)を救護所として指定するとともに、救護所にあてるべき建物等をあらかじめ調査し、把握する。なお、指定避難所に併設する場合は、あらかじめ施設管理者とスペースの利用について調整するものとする。

② 臨時・移動救護所用設備の整備

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資器材等の整備に努めるものとする。

(3) トリアージ実施体制の整備

① 市、田村医師会及び関係機関等は、災害時同時多数の負傷者が発生した場合の初期医療処置の迅速化を図るために、負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者

をふりわける(トリアージ)体制を整備する。また、医療関係職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努めるものとする。

- ② 市は、トリアージ・タグ(患者識別票)を準備し、保管するものとする。

2 後方医療体制の整備

救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として、次の後方支援体制の整備を図るものとする。

(1) 後方医療体制の整備

- ① 救護班による対応が困難な重傷患者等を收容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となる民間病院等への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。また、県や日赤の救護班等の派遣要請についても、関係機関等と調整を図りその体制整備に努めるものとする。

② 拠点となる病院の機能強化の要請

市内の医療拠点となる病院については、必要に応じて次の機能強化策を推進するよう要請する。

ア 建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

イ 夜間、休日等の災害発生時における医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備

ウ 多数の患者を一時受入れ、処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

(2) 負傷者の搬送体制の整備

① 陸上の搬送

道路管理者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備するなど、効率的な搬送体制の確立に努めるものとする。

② 陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送への対応

ドクターヘリまたは消防防災ヘリコプターまたは自衛隊のヘリコプター等を活用した患者空輸を迅速に行うため、あらかじめ臨時ヘリポートを指定するとともに、緊急連絡体制を整備するものとする。

3 医薬品等の確保

- (1) 市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「災害時医薬品等備蓄実施要綱」・「災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

- (2) 田村医師会や田村薬剤師会等医療関係機関との協議の上、備蓄・調達目標に基づく医薬品、医療資器材について内容、数量等を明らかにするとともに、関係機関と協力し、組織的な備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。

(3) 血液確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民への普及啓発を図るものとする。

4 応急手当の普及啓発

市は、田村消防署と連携し、災害発生時救急隊の現場到着前に救急現場に居合わせた市民や家族が適切な応急手当を施すことができるよう応急手当講習会等を開催し、市民の、市民による市民の救命率の向上に努めるものとする。併せて市民への自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当の普及を図るものとする。

講習の種別	講習内容
普通救命講習 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1 心肺蘇生法 (対象 Ⅰ成人、Ⅱ成人、Ⅲ新生児・乳児・小児) 2 大出血時の止血法 3 AEDの使用法 4 異物除去 5 その他 (実技・筆記試験有)
上級救命講習	1 成人、小児、乳児に対する心肺蘇生法 2 大出血時の止血法 3 AEDの使用法 4 異物除去 5 その他 (実技・筆記試験有)
応急手当普及員講習	1 基礎的な応急手当の知識と技能(AEDを含む。) 2 基礎医学、資機材の取扱い指導技法 3 応急手当の指導者としての指導要領 4 その他

第2 防疫活動体制の整備

1 防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 伝染病患者隔離収容体制の確立

市は、災害の発生による伝染病患者または病原体保有者の発生が予測されることから、隔離病舎の把握と患者または病原体保有者の搬送体制の確立を図る。

第14節 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

市は、住民の生活を確保するため、食糧及び飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るものとする。

第1 飲料水の確保

災害により飲料水を得られない者に対し、1人3リットル/日の飲料水の7日間の供給を最小限度とし、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努めるものとする。

1 市が実施すべき事項

- (1) 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄を行う。
- (2) 給水タンク、ろ水器、貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備するとともに、配水池の貯水槽緊急遮断弁の設置等の対策を実施する。
- (3) 市民、自主防災組織に対し、貯水及び応急給水について指導を行うとともに、ろ水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム(カルキ)等、応急給水に必要なとされる資機材等の整備を支援する。
- (4) 管工事組合等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
- (5) 家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用しその普及に努める。

2 市民が実施すべき事項

- (1) 非常用飲料水の備蓄は、1人1日3リットルを基準にし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 非常用飲料水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 非常用飲料水の容器は衛生的で安全性が高く、地震動にも水もれ破損しないものとする。
- (4) 風呂は、緊急時に備え、できうれば溜水とする。

3 自主防災組織が実施すべき事項

- (1) 応急給水を円滑に行うため、生活(給水)班等の編成を準備しておく。
- (2) 非常時に利用予定の井戸、河川、ため池及び貯水槽の水は水質検査を実施して利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (3) ろ水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム(カルキ)、燃料等、応急給水に必要なとされる資機材等を整備するとともに、操作訓練を行い、取扱いに習熟しておく。

第2 食料・生活必需品等の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置をとるものとする。

1 市が実施すべき事項

- (1) 市内における被災者の救済に必要な食料及び生活必需品等(以下「緊急物資」という)の流通在庫調査の実施
- (2) 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- (3) 避難地等への緊急物資の分散備蓄化
- (4) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (5) 給食(炊き出し等)計画の策定
- (6) 防災活動拠点等における生活必需品の分散備蓄
- (7) 家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用しその普及に努める。

2 市民が実施すべき事項

- (1) 家族分の3日分程度の非常用食料を含む非常持出品の準備及び1週間程度の最低生活を確保できる緊急用物資を備蓄する。
- (2) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (3) (1)の緊急物資の共同備蓄の推進

第3 緊急輸送ネットワークの整備

1 緊急輸送路の選定

県、警察及び関係機関との調整を図り、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、あらかじめ緊急輸送路を選定する。なお、選定については、概ね次の基準により適切な路線選定を行い、防災拠点施設等を結ぶ効率的で機能的な交通網の確保を図るものとする。

(1) 県指定緊急輸送路

- ① 第1次確保路線
磐越自動車道
- ② 第2次確保路線
 - ア 国道288号 全線
 - イ 国道349号 全線
 - ウ 主要地方道 船引大越小野線 全線

③ 第3次確保路線

一般県道 常葉芦沢線 国道288号～JA福島さくら常葉支店

(2) 市指定緊急輸送路

物資集積・配送拠点と避難所等を結ぶ線を重視してその都度指定する。

2 物資集積・配送拠点の確保

救援物資等を受入れ、仕分け及び配送等を効率的に行うため、概ね次の基準により災害活動拠点及び臨時ヘリポートを選定するものとする。

(1) 災害活動拠点

大量の食糧、生活必需品等の迅速な集積、仕分け、配送を行うため、物資等集積所を確保するものとし、交通条件に優れ、ヘリポート等の確保が可能な大規模公園、学校等を災害活動拠点としてあらかじめ選定する。

(2) 臨時ヘリポート

緊急患者及び緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを各地区に整備するよう努める。

第4 緊急輸送車両の確保

1 市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ、効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努めるものとする。

2 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。

3 緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備えるものとする。

第5 災害応急対策に必要な資材・機材の確保並びに点検整備計画

1 災害対策に必要な備蓄資材・機材

災害応急対策のため、毎年9月に備蓄資材・機材台帳に登録したものと現物の照合点検を行い、その都度、資材・機材の補充を行うものとする。

2 備蓄整備

防疫に必要な資材・機材のうち特に必要なものについては、一定量を定め1項の例によって備蓄するものとする。このほか多量に必要な資材・機材については、備蓄が困難なことから調達可能な目安をつけておくものとする。

3 資材・機材の整備点検

備蓄資材・機材は定期的に整備点検を行い、災害時に支障のないよう努めるものとする。

第15節 廃棄物処理体制の整備

災害が発生した場合、大量の瓦礫や粗大ごみが生じ市独自での処理を十分に対応できない事態も想定される。また、生活ごみについても平常時の収集・処理が困難となることから、これらの廃棄物を迅速に処理するとともに、市民の生活環境を確保し、速やかな復興の推進に努めるものとする。

第1 市・市民及び事業所の役割

1 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

① 震災時を想定した廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

② 仮置場を選定するにあたっては、次の選定要件を満たす場所とする。

ア 搬入が便利であること

イ 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと

ウ 中長期の使用ができること

エ 再利用・焼却・埋立て等の搬出が便利であること

オ 飛散防止・安全管理が容易であること

カ 水源や病院、学校等に近接していないこと

(2) 平常時から、住民に協力を求める事項(ごみの排出方法等)について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(3) 一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

2 市民及び事業所等の役割

(1) 地震による住宅等建物の損壊及び室内備品(家具・家財、棚等)等の破損によるがれきりの大量発生を防止するため、住宅等建造物の耐震化、家具及び棚等の倒壊防止に努める。

(2) 市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法等を理解に努めるとともに、震災時での廃棄物処理に協力する。また、市町村が周知する震災時の廃棄物の排出方法等について理解に努める。

3 県の役割

市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) たむら環境センター等環境整備事業協同組合

① 市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。

② 組合員への緊急連絡体制を整備する。

(2) 田村市建設業組合

① 市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

② 会員への緊急連絡体制を整備する。

第2 一般廃棄物処理施設の耐震化等

1 施設の耐震化

施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努めるものとする。

2 応急復旧

応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備すものとする。

第3 関係団体との協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備すものとする。

第16節 地域防災力の向上

市は、災害対策を総合的かつ円滑に行うため、県、防災関係機関等と連携し、地域防災力の向上のため自主防災組織等、防災組織体制の整備を促進するものとする。

第1 防災知識の普及計画

1 職員に対する防災教育

職員に対し防災計画の十分な周知・徹底を図るとともに、防災訓練、防災講演会・研修会等あらゆる場を通じ、危機管理能力の養成及び防災知識の普及に努め、防災活動を的確に実行できるよう努めるものとする。

2 市民に対する防災知識の普及

市民一人ひとりが、常に防災に関心を持ち、災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、災害時の初期行動の留意点、初期消火、救出救護活動の知識や技術、要配慮者への支援など基本的な防災知識や技術の普及を図るとともに地域の防災行動能力の向上を図るものとする。

(1) 防災知識の普及啓発

- ① 市民向け防災リーフレットの作成配付(外国語パンフレット等を含む)
- ② 防災講演会の開催
- ③ 防災パネル展の開催
- ④ 市政だよりへの防災に関する記事の掲載
- ⑤ ホームページやSNS等による広報

実施時期(例)

名 称	期 間
1月15日～1月21日	防災とボランティア週間
1月17日	防災とボランティアの日
3月01日～3月07日	春季全国火災予防運動
5月01日～5月31日	水防月間
6月01日～6月07日	がけ崩れ防止週間
6月01日～6月30日	土砂災害防止月間
8月30日～9月05日	防災週間
9月01日	防災の日
11月09日～11月15日	秋季全国火災予防運動

(2) 普及啓発の内容

- ① 地震災害発生時の心得等の災害に関する一般的な知識
- ② 地震に関する一般知識(地震のメカニズム、市の地震環境等)
- ③ 地震に対する備え
 - ア 地震時にとるべき行動(身の安全の確保、出火防止策等)
 - イ 建物の耐震化
 - ウ ブロック塀の除却推進
 - エ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
 - オ 食料等の備蓄(3日分の食料・飲料水等の備蓄)
 - カ 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - キ 災害時の家族との連絡方法
 - ク 出火防止対策
 - ケ 避難所の確認等(自治会役員:避難所の運営方法)
- ④ 地域における助け合い(自助・共助の精神)

- ⑤ 応急救護方法
 - ⑥ 防災計画に定める避難場所
 - ⑦ 住宅内外の危険箇所の把握等
 - ⑧ 県民一人ひとりが日ごろから心がけておくべき実践的な事項
 - ⑨ 情報伝達の方法
 - ア 公衆電話
 - イ 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル「171」
 - ウ 携帯電話会社による災害用伝言板サービス
 - ⑩ 災害時における心身の健康保持
- 3 広報等による普及啓発活動
- (1) 市による防災広報
 - ① 広報の方法
 - ア 防災訓練等の実施
 - イ 広報誌等の配布
 - ウ ハザードマップ、災害時行動マニュアル等の作成・配布
 - エ 広報車の活用
 - オ 報道機関の活用
 - ② 広報の内容
 - ア 防災計画(特に市民に関係する事項)
 - イ 地震に関する知識及び地震に起因する災害の種類等
 - ウ 家庭でできる地震災害対策
 - エ 災害発生時の心得
 - (2) 消防による防災広報
 - ① 広報の方法
 - ア パンフレット
 - イ 広報誌等の配布
 - ウ インターネット
 - ② 広報内容
 - ア 地震に関する一般知識
 - イ 地震への備え
 - ウ 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識
 - エ 救出救護活動
 - オ 家具等の転倒防止措置
 - カ 非常用食品、非常持ち出し品の準備
 - キ 事業所等の地震対策
 - (3) 警察による防災広報
 - ① 広報の方法
 - ア パンフレット
 - イ 日常の警察活動を通じた広報
 - ② 広報の内容
 - ア 地震の時の心構え
 - イ 避難と誘導
 - ウ ドライバーの心構え
 - エ 災害時の交通規制

4 防災週間等における行事の実施

防災週間や全国火災予防運動、防災とボランティア週間をはじめ、各種防災・安全週間等において、関係機関等と連携して様々な行事を実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めるものとする。

5 消防団員等による巡回指導

消防団員等による各家庭への巡回指導を促進するとともに、家具の固定、避難口等の点検、避難場所の周知及び地震発生時の対応等の指導を行い、防災知識の普及に努めるものとする。

6 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

(1) 危険物を有する施設、宿泊施設、大規模小売店舗等における防災教育

市及び防災関係機関は、これらの施設管理者及び従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底する。また、これらの施設については、特に地震発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できるよう、自主防災組織の強化を促進するものとする。

(2) 病院及び社会福祉施設等における防災教育

市及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な方が多数利用されていることから、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

(3) ホテル及び旅館等における防災教育

① 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

② 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行する体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

7 防災意識調査

市民の地震についての知識と防災意識を把握するため、必要により世論調査やアンケート、調査等を実施し、その結果を参考にして本計画の見直しや市民の防災意識の啓発に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成・充実

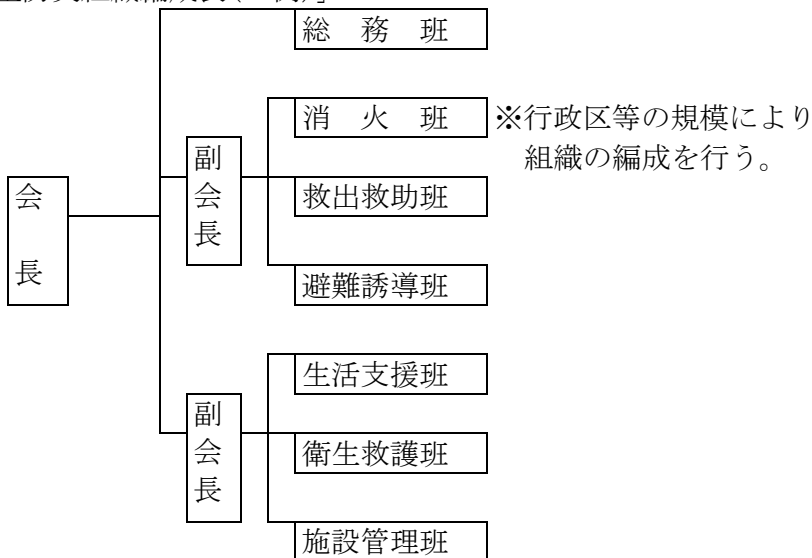
自主防災組織は、基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、阪神・淡路大震災において救出された人の90%は消防団及び近隣住民により救出されており、地域のつながりが基盤となる自主防災組織等の重要性がさらに再認識されており、市ではその組織の充実を図るものとする。

1 地域における自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の育成

- ① 発災直後の初動期においては災害の規模が大きければ大きいほど、救援活動を実施する行政機関も被災する可能性が高く、救援活動が行われるまで相当日数を要する場合がある。したがって、自分の命は自分で守る(自助)、自分達の命は自分達で守る、自分達のまちは自分達で守る(共助)の「自助、共助」に基づく地域防災力を向上させる自主防災組織の活動が重要であることから、その育成及び強化について支援するものとする。
- ② 自主防災組織の編成
大災害時に安否確認、初期消火、救出・救助、避難、避難所運営等が効率的かつ効果的に行えるよう機能的に編成するものとする。

図 「自主防災組織編成表(一例)」



(2) 自主防災組織の班別活動内容

共通	平常時の活動	災害時の役割
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練等への積極的な実施及び参加 ●避難所の開設・運営訓練の実施 ●市民の防災意識の高揚 ●防災に関する知識及び技術の普及 ●自主防災組織の活動計画の作成 ●要配慮者の避難計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長期避難時における避難所の運営 ●地域内の被害状況の把握及び伝達 ●被害状況等を現地本部へ報告並びに防災関係機関への情報提供 ●住民に対する避難指示等情報の収集、伝達 ●デマ等の防止 ●集団避難の実施及び避難生活の指導
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ●消火器の使い方 ●消火訓練の実施 ●火災予防活動の実施 ●防火・防災等予防上の措置(各家庭の安全点検等) ●消火用資器材の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止対策 ●初期消火活動 ●火災の警戒

救出救助班	<ul style="list-style-type: none"> ●救急用資機材の管理 ●救助技術の習得 ●救出、救護等訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●負傷者の救出、救助活動 ●防災機関への協力
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導訓練の実施 ●避難用資器材の管理 ●集合所、避難経路の安全点検 ●要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の安否確認 ●避難の呼びかけ及び安全な避難誘導 ●要配慮者の安否確認及び避難
生活支援班	<ul style="list-style-type: none"> ●炊具等の管理と炊き出し訓練の実施 ●非常持ち出し品準備の啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●炊き出し、給水活動の実施及び協力 ●救援物資の搬送・配分等の実施及び協力 ●避難所生活の調整
衛生救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●応急手当用医療薬品の管理 ●応急手当や衛生知識の普及 ●普通救命講習の開催等の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急救護の実施 ●重傷者の搬送 ●防疫活動への協力 ●し尿処理等の調整
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の安全巡回 ●危険箇所の調査 ●各家庭の防災対策の点検指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地の安全巡回及び危険箇所の標示並びに広報 ●ごみの処理 ●避難経路の障害物の除去

(3) 自主防災組織への支援

① 自主防災組織の育成強化

次のような施策を実施し、自主防災組織の育成・強化を図る。

- ア 啓発資料の作成
- イ 各種講演会、懇談会等の実施
- ウ 情報の提供
- エ 各自治会・自主防災組織への個別指導・助言
- オ 各自治会・自主防災組織ごとの訓練、研修会の実施
- カ 表彰・活動支援制度等の活用
- キ 防災用資機材等の配布

2 事業所における自主防災組織の育成・強化

市内の事業所についても、地域の一員としての自覚のもとに災害時の防災活動を行う自主防災組織の結成を促進する。特に大型店舗等多人数が出入りし、また、利用する施設、危険物を取り扱う施設等については、大規模な災害や被災時の混乱等に備え、自主防災組織の設置を指導し、組織的な予防活動、応急対策等の活動体制を強化するものとする。

(1) 自主防災組織の設置対象施設

次に示す施設について、特に自主防災組織の設置指導の徹底を図るものとする。

① 多数の従業員がいる事業所等

自主防災組織を設置し、出火の防止にあたるのが効果的である施設。また、既に防火管理者等を置き、自衛消防隊等を設置している施設においては、現在の消防体制に地震対策を考慮し、その充実強化を図るものとする。

② 大型店舗、旅館、学校、病院等多人数が利用する施設

- ③ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (2) 自主防災組織の活動内容
事業所等は、災害に際し、次の対策・活動に努めるものとする。
 - ① 事業所の平常時対策
 - ② 地区防災計画の作成
 - ③ 自主防災組織の育成
 - ④ 防災訓練の実施
 - ⑤ 地域防災訓練への参加
 - ⑥ 防災マニュアル(災害時行動マニュアル)の作成
 - ⑦ 防災体制の整備
- (3) 災害時に事業所が果たす役割
 - ① 従業員、顧客の安全の確保
 - ② ボランティア活動への支援
 - ③ 事業の継続
 - ④ 地域への貢献等

各事業所において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定することが必要である。(BCP:Business Continuity Plan)
なお、本章第21節「事業継続計画の策定」の定めによるものとする。

第3 学校等の防災力の育成・強化

1 市及び学校等の責務

(1) 学校等の責務

各学校等は、防災計画等を参考に、学校等防災計画を策定し、教職員及び保護者に周知するとともに、児童、生徒、学生、園児等(以下「生徒等」という。)及び教職員に対し防災教育及び防災訓練を実施するものとする。

(2) 市の責務

① 市は、学校の施設について、現行耐震設計基準(昭和56年6月施行)前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断または耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努めるとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮するものとする。

② 市は、学校設置者としての役割のほか、防災計画に沿って行う各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備するものとする。

(3) 要配慮者に対する配慮

市及び各学校等は、学校等防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章第18節「要配慮者支援対策」を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

2 学校等の役割

(1) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校等は、防災にかかる基本方針の策定、学校等防災計画の作成や見直しについての検討及び防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(2) 学校等防災計画の作成

学校等防災計画には、次の事項を含め具体的に作成する。

- ① 学校災害対策本部の組織及び役割
地震発生時に対応する教職員の役割分担(学校等防災組織)及び担当教職員が不在の場合に備え、担当は主・副の2名を指定するかまたは代行措置を明確に定めておくものとする。
 - ② 教職員の緊急出動体制
学校長等は、夜間・休日等に地震が発生した場合に備え、事前に非常呼集体制を定め、教職員に周知し、呼集訓練等を行うものとする。
 - ③ 保護者等との連絡体制及び生徒等の引き渡し方法等
緊急連絡カード等を作成し、教職員及び保護者が保管する。特に保護者と緊急連絡等ができない事態も想定し、作成するものとする。
 - ④ 災害時における生徒等の安全確保(避難経路、避難場所等)
避難経路の選定にあたっては、経路上の危険箇所について事前に調査し対策を立てるものとする。
 - ⑤ 施設設備の被害状況の把握要領
 - ⑥ 時間外における生徒等の安否確認の方法
 - ⑦ 学校再開の手順
 - ⑧ 施設・設備等の点検・整備
学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、天井、内・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・本棚等の転倒防止等、必要な措置を行うものとする。
 - ⑨ 防災用具、非常持出し物等の点検・整備
ア 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
イ 生徒等・教職員の名簿、部活動名簿を作成し、常に迅速な人員把握等ができるようするとともに、保護者への迅速な連絡のため緊急連絡体制を確立しておく。
- (3) 防災教育の実施
- ① 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上
ア 各学校等の実態や地域の特性等を十分踏まえて作成された学校等防災計画を周知徹底する。
イ 防災に関する各種訓練・研修に計画的に参加させ、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。
ウ 職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消化及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。
 - ② 生徒等に対する防災教育
学校長等は、学校の教育活動全般を通じて、各学校等の立地環境等の実情を考慮し、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。なお、防災教育にあたっては、次の項目について教育し、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。
ア 生徒等の身の回りで起こりえる事件・事故・自然災害の発生の仕組み等及び災害時の危険並びにこれらを回避する正しい行動について理解させること。
イ 前述の危険を予測し、まず自己の安全確保行動(自助)がとれるとともに、他と協力(共助)して危険な環境から脱出することができるようにすること。
ウ 負傷に対する応急処置等

エ 身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

オ 自然生活体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「生きることのすばらしさ」、「家族の絆」等について指導するとともに、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

(4) 家庭との連絡体制等の整備

保護者と相談のうえ、地震発生時等緊急時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておくものとする。

(5) 防災訓練の実施

学校長は、学校等防災計画に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

① 地震発生時に起こりえる災害を想定し、沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、形式的な訓練を排除し、実際に実施すること。なお、年1回は、保護者への引渡しまでを実施すること。

② 授業中のみならず登下校中、校外学習活動中など生徒等の把握が困難な様々な場面を想定して計画的に実施する。

③ 地域社会の一員として、生徒等を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

3 地域防災機能としての施設整備

市は、学校等を防災計画に示す避難所等として利用するため、次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、整備にあたっては、学校等本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

(1) 情報連絡体制

① 防災無線戸別受信機の設置及び携帯電話を利用した連絡網の整備

② インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(2) 施設等整備

① 備蓄倉庫の整備

飲料水、非常用食糧等及び毛布等の備蓄

② 避難場所の確保

要配慮者の入所を考慮し和室、冷暖房設備及びシャワー室を備えた部屋等の整備

③ 付帯施設整備

ア 断水時にも使用可能なトイレの整備

イ 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

(3) 飲料水、生活用水等の確保

① 簡易浄化装置の設置

飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

② 生活雑用水確保のための井戸等の整備

第17節 防災訓練等の実施

市は、災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うため、災害時にとるべき行動や状況を想定した日ごろからの訓練が必要であることから、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実に努め、併せて市民の防災意識の高揚を図るものとする。なお、各種防災訓練の実施にあたっては、要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練の実施

防災計画の習熟及び防災関係機関との連携強化、さらには市民の防災意識の高揚を図るため、市民、防災関係機関、学校、事業所等の参加を得て、総合防災訓練を実施する。また、訓練の実施にあたっては、起こりうる災害を想定した実践的なものとする。

1 主な訓練項目

- (1) 非常呼集訓練
- (2) 災害対策本部設置・運営訓練
- (3) 情報収集・伝達訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 火災防護訓練
- (7) ライフライン応急対策・復旧(電気・電話・上下水道・ガス等)訓練
- (8) 一斉緊急広報訓練
- (9) 要配慮者等避難・広域避難誘導訓練
- (10) 災害救援物資輸送配備訓練
- (11) 土砂流出復旧訓練
- (12) 障害物除去・緊急輸送路確保訓練
- (13) 無線通信・情報収集訓練
- (14) 文化財自主防災組織初動訓練
- (15) 負傷者多数救助・応急救護訓練
- (16) 飲料水及び緊急食糧確保・配食訓練
- (17) 大規模建物火災防御・救助訓練
- (18) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- (19) その他災害想定に応じて必要と思われる訓練

第2 市及び防災関係機関等の個別訓練の実施

防災活動の要となる市及び防災関係機関は、防災計画に習熟し、災害時特に初動における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生を想定した次のような訓練を実施する。

市は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制の改善を図るものとする。

1 市の個別訓練

(1) 主な訓練課目

- ① 災害対策本部設置・運営訓練
- ② 非常招集訓練
- ③ 職員動員、配置訓練
- ④ 情報収集・伝達訓練(情報収集・分析、伝達)

- ⑤ 避難誘導及び避難所開設訓練
- ⑥ 医療救護訓練
- (2) 訓練方法
実働訓練及び図上訓練
- (3) 訓練時期
勤務時間内及び勤務時間外に毎年度数回実施
- 2 消防団の個別訓練
 - (1) 主な訓練項目
 - ① 非常呼集訓練
 - ② 情報収集訓練
 - ③ 団本部運営訓練
 - ④ 避難誘導訓練(安否確認含む。)
 - ⑤ 救出救助訓練
 - ⑥ 消火訓練
 - ⑦ その他必要と思われる訓練
 - (2) 訓練方法
実働訓練及び図上訓練(必要に応じ田村消防署と合同で実施)
 - (3) 訓練時期
随時、ただし総合訓練は市の総合防災訓練に併せて行うものとする。
- 3 市民、事業所等の個別訓練
自治会及び自主防災組織、事業所等は、震災時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、積極的に総合防災訓練へ参加するとともに、次に掲げる項目を中心に、防災訓練を実施するものとする。
 - (1) 情報伝達訓練
 - (2) 避難訓練
 - (3) 初期消火訓練
 - (4) 救出・救助訓練
 - (5) 炊出し訓練等
- 4 児童生徒等の防災訓練
各学校は、学校等防災計画を元に各種災害を想定した避難訓練を定期的の実施し、児童生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。
特に集団行動のみならず児童生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動がとれるよう次のような教育を行うとともに、実践的な訓練の実施に努める。
 - (1) 地震に関する基礎知識及び地震に起因する災害
 - (2) 地震が予知された場合の対応と地震に起因する災害への対応
 - (3) 学校の立地条件、地域の危険箇所等に関する知識
 - (4) 避難所、避難場所等に関する知識
 - (5) 自分の身は自分で守る(自助)自衛意識に関する知識
 - (6) 起震車による地震体験

第18節 要配慮者支援対策

災害の発生時において、行動にハンディキャップを負う高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「要配慮者」の安全確保を図るため、以下の対策を行うものとする。

第1 要配慮者支援班の設置

要配慮者の把握や避難支援等関係者の選任など、日頃から要配慮者を支援する体制を整備するとともに、災害時に情報伝達や安否確認及び避難所における支援等を行うため、医療保健支援部に要配慮者支援班を設置するものとする。

1 要配慮者支援班の役割

(1) 平時

- ① 避難支援等関係者の選任
- ② 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び避難支援等関係者への説明
- ③ 個別避難計画の作成・更新の補助
- ④ 防災情報の伝達等

(2) 災害時

災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

第2 避難行動要支援者の避難支援

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認、その他生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講じるものとする。

1 避難行動要支援者の範囲

市の避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 概ね70歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な者
※同居家族がいる場合も、時間帯等によって高齢者のみとなる世帯については除外しない。
- (7) 他自治体から田村市内に避難している要支援者
- (8) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

2 避難行動要支援者の把握及び個別避難計画の作成

市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

また、避難支援等関係者団体と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内であるなど地理的状況や、避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

- ① 要支援者の要件区分
- ② 氏名
- ③ 性別
- ④ 生年月日（年齢）
- ⑤ 行政区（住所）
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 個別避難計画作成の有無
- ⑧ 上記①から⑦に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、上記避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載するものとする。

- ① 避難支援等実施者の氏名または名称
- ② 避難支援等実施者の住所または居所
- ③ 避難支援等実施者の電話番号その他連絡先
- ④ 避難施設その他避難場所に関する事項

(3) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。また、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、基本法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事や関係市町村、その他の者に対して、市が把握していない避難行動要支援者の情報の提供を依頼するものとする。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に維持するため、避難行動要支援者名簿の情報の確認を行うとともに、以下の方法により避難行動要支援者名簿を更新するものとする。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者団体に共有を図るものとする。

(1) 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障害者(児)等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

(2) 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障害者(児)等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

(3) 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

(4) 長期入院・入所

避難行動要支援者が医療機関または社会福祉施設等へ長期の入院または入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

(5) その他

避難支援等関係者で地域の情報に精通している者が、支援の必要があると認めた場合、その情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

4 個別避難計画の更新と情報の共有

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、作成した個別避難計画は、避難行動要支援者台帳に登録し管理するとともに、必要に応じて市及び避難支援等関係者団体に共有を図るものとする。

5 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害発生時において円滑かつ迅速な避難を支援するため、避難行動要支援者本人から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについての同意確認を行ったうえで、平常時において避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求めるものとする。

- ① 行政区及び自主防災組織
- ② 民生児童委員
- ③ 田村市社会福祉協議会
- ④ 消防団
- ⑤ 田村消防署
- ⑥ 田村警察署
- ⑦ 赤十字奉仕団等

6 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取扱う者に限定するよう指導すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱状況を報告させること。
- (7) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を実施すること。

7 避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合、本章第12節第2「避難指示等の発令基準及び伝達」に基づき、高齢者等避難や避難指示等を適切に発令するとともに、要配慮者が円滑かつ迅速に避難が行えるよう配慮するものとする。

8 避難支援等関係者への協力要請

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の生命または身体を守るため、高齢者等避難や避難指示等が発令された場合、若しくは避難指示等が発令される前に災害が発生した場合、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に避難支援等を行うものとする。また、市は、平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者の名簿情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請するものとする。

(1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人、またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提としたうえで、自らの安全を確保できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用について説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に配慮し、避難支援等を行わせるものとする。

9 避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者やその家族に対し、災害時において的確に対応するため、緊急持出品の準備及び設置場所の固定化、並びに地震発生時の行動等の防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、市民に対しても、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から避難行動要支援者を守るため、防災知識の普及に努めるものとする。

第3 要配慮者のための避難所の整備

1 福祉避難所の指定要件

福祉避難所の指定にあたっては、次の要件を満たすことに努めるものとする。

(1) 施設自体の安全性が確保されていること。

- ① 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。
- ② 原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。
- ③ 浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。
- ④ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。

(2) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

- ① 原則として、バリアフリー化されていること。
- ② バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ること。

(3) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

2 福祉避難所の周知

福祉避難所として収容避難所を指定した場合

- (1) 広報活動や訓練を通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。
 - (2) パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。
- 3 福祉避難所の設備の整備
- 市は、福祉避難所を指定した場合は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行うものとする。
- (1) 段差の解消
 - (2) スロープの設置
 - (3) 手すりや誘導装置の設置
 - (4) 障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
 - (5) 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
 - (6) 情報関連機器(ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン等)
- 4 福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄
- 市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な次の物資・器材等の備蓄に努めるものとする。
- (1) 介護用品、衛生用品
 - (2) 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
 - (3) 医薬品、薬剤
 - (4) 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテーション
 - (5) 車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- 5 福祉避難所要員の確保
- (1) 市は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な専門的人材について協定締結市町村の職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障害者・高齢者等の支援団体等と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう平時から連携を図るとともに、支援の要請先リストを整備する。
 - (2) 市は、田村市社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティア養成講座の開催や訓練などを実施し、ボランティア養成に取り組むとともに、災害時における福祉避難所への一般ボランティアの登録・受入方針について計画するものとする。
- 6 民間福祉避難所との連携強化
- 市が設置する福祉避難所において、専門的な施設での生活が必要となった避難者の受け入れ体制を確保するため、民間の社会福祉施設との協定の締結により、民間福祉避難所の確保に努めるものとする。

第4 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

市は社会福祉施設や医療機関に対し、次の対策を講じ、入所者、患者等の安全を確保できるよう、各施設の管理者へ安全対策の徹底を要請するものとする。

1 社会福祉施設における対策

(1) 施設防災計画の策定

社会福祉施設の管理者は、地震発生時に迅速な対応ができるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、備蓄計画等その他必要事項を定めた地震防災計画を作成し、職員等への周知徹底を図るものとする。この際、夜間に地震が発生した場合の対応について重点をおくものとする。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的を実施し、災害時の対応能力向上を図る。また、地域住民及び自治会等に災害時の避難活動の協力を要請する等、地域ぐるみの自主防災体制の確立に努めるものとする。この際、夜間における訓練について重点をおくものとする。

(3) 夜間体制の充実

老人福祉施設、障害者福祉施設等の夜間体制の充実に努める。

(4) 防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。

(5) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

2 医療機関等の安全対策

(1) 入院患者の把握

平常時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難及び搬送体制がとれるよう備える。

(2) 防災教育・訓練の実施

年間2回以上の訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また、避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。

(3) 自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。また、老人保健施設においても、自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ1階にする等の対策を講じる。

(4) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

第5 外国人対策

1 外国人の把握

市在住の外国人の居住状況等について、自主防災組織、自治会、民生委員等と協力し、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、地域における外国人に対する支援体制の強化に努めるものとする。

2 外国人に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、ピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

(4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育の指導支援

第19節 ボランティア活動支援対策

阪神・淡路大震災において全国各地からボランティアが参集し、被災した市民の心身の安定と生活再建に多大に貢献しボランティア元年といわれた。東日本大震災においてもボランティアの活動は復旧・復興に重要な役割を担っている。発災時に広くボランティアの協力を得るために、関係団体との連携による活動環境の整備やボランティアの受入れ体制の整備等に努めるものとする。

第1 災害ボランティアの定義等

1 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、災害時等において、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人または団体

2 災害ボランティアの区分

(1) 職能による区分

① 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供する者

② 専門ボランティア

専門的知識・技術や特定の資格を有する者

(2) 所属による区分

① 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

② 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

3 ボランティアコーディネーター

2の(1)及び(2)の把握並びに被災者ニーズとの調整、管理等を担う者

第2 災害ボランティア関係団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努めるものとする。

1 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に、行政機関と田村市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体が速やかに相互に連絡が取れる体制を整備する。

2 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関と田村市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。また、災害ボランティア関係団体相互のネットワーク化を支援するものとする。

3 県災害ボランティアセンターとの連携

県地域防災計画に基づき設置される「福島県災害ボランティアセンター」と連携・協力が取れる体制を整備する。また、必要な場合には関係団体と調整のうえ、スタッフ等を派遣するものとする。

第3 災害ボランティア受入れ体制の整備

災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置する。なお、災害ボランティアセンターの運営は、田村市社会福祉協議会が運営マニュアルを作成して中心となって活動し、市は、災害ボ

ランティアセンターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行うものとする。

1 田村市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全体のボランティアニーズの総合調整を行う。

2 地区災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

第4 災害ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア活動の内容については、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。そのためボランティアを円滑に受入れ、その特性を把握し、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、専門性の高いコーディネーターの担う役割は大きく、かつ円滑・的確なボランティア活動には不可欠である。市は、県、田村市社会福祉協議会及びボランティア関係団体等と連携を図りながら、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

第5 災害ボランティアに関する啓発

災害時に災害ボランティアによる活動が有効に行われるように、市民に対して、災害ボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

第6 災害ボランティア関係団体の支援体制等

1 社会福祉協議会

田村市社会福祉協議会は、災害発生時に「田村市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。また、平常時には、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図るものとする。

2 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整えるものとする。また、災害発生時には、被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を考慮し、個人または各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行うものとする。

第7 専門ボランティアの育成等

一定の知識や経験、資格等を必要とする専門ボランティアについては、次により育成支援等を行うものとする。

1 医療ボランティア

大規模災害時に、地域の医療機関や医療救護班に代わり、救護所や医療機関で医療救護活動を実施したり、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医療ボランティアの活動を支援するため、災害発生時に医療情報や医薬品等を提供するための体制整備に努めるものとする。

2 福祉ボランティア

田村市災害ボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する相談、紹介、斡旋及び情報提供を行うとともに、活動への参加を促進し、その育成を行うため、パンフレットの発行や各種研修会の開催等を行う。また、災害時においては、把握している福祉ボランティアに関する情報を有効に活用し、ボランティア活動のコーディネートを行うとともに、活動に関する指導、助言を行うものとする。

3 障害者支援ボランティア

普段から聴覚障害者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障害者に対する外出支援などの活動に従事している専門ボランティア(手話奉仕員および手話通訳者、要約筆記奉仕員、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー)の協力を得て、専門ボランティアの普段の活動を災害時でも活かせる体制づくりを進めるものとする。

4 災害(語学)ボランティア

日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国籍市民に対して、通訳等により情報を提供するボランティアを育成する。災害時に、ボランティアは本部の要請に応じて出勤し、市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問い合わせの電話対応等を行うものとする。

5 アマチュア無線ボランティア

アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行うものとする。

6 応急危険度判定士

地震で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定する応急危険度判定士の養成を推進する。

第20節 危険物施設等の防災対策

災害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物災害の予防対策

危険物等による災害の発生及び災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策を行うものとする。

【危険物の種類】

種 別	根 拠	品 目
危険物	消防法第2条第7項に規定	石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)等
火薬類	火薬類取締法第2条に規定	火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)等
高压ガス	高压ガス保安法第2条に規定	液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニア等
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定	毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等) 劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)
指定可燃物	危険物の規制に関する政令第1条の12に規定	紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料

第2 危険物規制事務の実施

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置または変更の許可に対する審査及び検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を行うものとする。

第3 危険物施設の安全対策

消防法に規定する石油等(塩素酸塩類・黄リン・金属ナトリウム・石油類・セルロイド類・発煙硝酸などの、発火性または引火性を有した物品)の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物施設の災害防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次のような対策を実施するものとする。

1 施設の安全化指導

危険物施設の管理者等に対し、耐震性の向上を図るため、次の指導を徹底し、必要に応じて改修、移転等の指導・助言等を行うものとする。

(1) 危険物施設の設置・変更に伴う指導

危険物施設の設置または変更の許可にあたっては、地震による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者(申請者)に対し指導する。

(2) 既設危険物施設の安全化指導

既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の一次災害の発生を予防するため、施設の管理者等に対し、地震時の安全確保についての必要な安全対策を指導する。

2 自主保安体制の強化

危険物施設の管理者等に対し、次の自主保安体制について指導徹底を図る。特に、危険物安全週間(毎年6月の第2週)には、立入検査、自主点検等を実施し、自主保安意識の高揚を図るものとする。

(1) 危険物施設の巡視、点検及び検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量及び使用量を常に把握する。

(2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織等及び緊急時の役割を明確にするとともに、自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

(3) 地震による揺れに耐えうる、施設の耐震性の向上に努める。

(4) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、危険物の漏洩等を想定した対処訓練を実施する。

(5) 防災資機材及び化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

第4 火薬類施設の安全対策

火薬類取扱所等の火薬類(火薬・爆薬・火工品)施設は、火薬類取締法により規制される製造施設の構造基準、取扱基準等に基づき県において設置、運営、監督しているため、市は、県との協力、連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努めるものとする。

1 火薬類の爆発による災害防止対策

市は、火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

(1) 危険時の通報

火薬類の爆発等の危険性がある場合、発見した者は直ちに防災関係機関に連絡する。

(2) 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止または火薬類の取扱制限等を速やかに実施する。

- (3) 保安教育
危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者には保安教育の実施を指導する。
 - (4) 訓練等
各事業者が、火薬類爆発時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。
- 2 有害物質による環境汚染防止対策
事業活動または事故等により、河川等へ流出した特定有害物質または排出された煤煙により、人体に重大な危害を及ぼすことのないように次の予防措置を実施する。
- (1) 常時監視
煤煙等による大気汚染及び著しい水質の悪化に対し、煤煙及び水質検査等の実施を強化する等常時監視する体制を整備する。
 - (2) 警報等の発令
大気等の汚染状況が、人体に著しい障害を与えるおそれがある場合は、県と協議のうえ、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」により注意報または警報を発令する。
 - (3) 協力要請及び勧告
特定有害物質が河川等へ流出し、または流出するおそれがある場合、並びに大気汚染が悪化した場合は、当該特定物質または煤煙に関する事業者等に対し、公害関係法令に基づき、排出の防止または減少措置について必要に応じ勧告する。

第5 高圧ガス施設の安全対策

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、消費施設等は、高圧ガス保安法により規制される技術基準、取扱基準等に基づき設置、運営され、県が監督しているため、市は、県との協力連携を積極的に図り、より一層の安全化の推進に努める。高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時の高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の実施措置を計画する。

- 1 危険時の通報
高圧ガス製造所または高圧ガス充てん容器からガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。
- 2 緊急措置
市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し、業務の使用停止または高圧ガスの取扱制限等を速やかに実施する。
- 3 保安教育
危険物安全週間等の機会を利用して、各事業者には保安教育の実施を指導する。
- 4 訓練等
各事業者が、高圧ガス爆発時の対応または災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するよう指導する。

第6 毒物・劇物等保有施設の安全対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、県により実施され安全対策が図られている。市は、県及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。毒物・劇物による災害の防止または災害時の保安を確保するため、次により危険時の応急措置を実施する。

- 1 危険時の通報

毒物・劇物が災害により飛散、流出等の危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに防災関係機関に連絡する。

2 緊急措置

市は、災害発生防止のため必要があるときは、県等に連絡し必要な措置を講ずるものとする。この場合関係者等から専門的な防止策を聴取し、危害の防止に努める。

3 自主保安体制の強化

- (1) 毒物・劇物保有業者等が、部門責任者(保管、販売、保安)を置き、管理部門を明確にして、危害防止を図るよう指導する。
- (2) 毒物・劇物保有業者等が、日頃から従業員に対する安全教育の実施に心がけるよう指導する。

第7 放射性同位元素等取扱事業所の安全対策

放射性同位元素等による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の管理と事業所の責任において行われているが、災害による放射性同位元素等の漏洩・拡散等による事故の発生を未然に防止するため、国、県と連携して、次により予防対策を実施する。

1 取扱事業所の把握

放射性物質取扱事業所の把握に努める。

2 防護資機材の整備

放射性同位元素等取扱事業所等における災害発生に備え、放射性物質に対する防護資機材の整備に努める。

3 協力体制の確立

平常時から、関係機関や関係事業所と協力し災害時における防災体制の確立に努めるものとする。

4 危険時の措置

- (1) 火災の発生及び延焼のおそれがある場合には、その防止に努めるとともに、直ちに防災関係機関に通報する。
- (2) 放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、施設の内部にいる者等に避難するよう勧告する。
- (3) 放射線障害を受けた者等に対する救出避難等の緊急措置をとる。
- (4) 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- (5) 汚染が生じた場合、その放射性同位元素等を安全な場所に移す余裕がある場合には移転する。
- (6) その他必要な防止措置を講じる。

第21節 事業継続計画の策定

市及び事業所は、災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務を継続して行うため、事業継続力を高める体制作りに努めるものとする。

第1 災害時における自治体の業務

災害時における自治体の業務は、災害による影響によって恒常業務、機能回復業務及び新規災害対応業務の3業務に区分される。

1 恒常業務

市役所の機能維持し、自治体としての機能継続のための業務であり、災害前と同様の日常のサービス業務を行うことである。

2 機能回復業務

災害前の状態に機能を戻す業務で市としての機能継続のための業務であり、平時の組織で対応し、被災によって何かしらサービス水準の低下した業務を回復させて元通りのサービスを行えるよう最大限の努力を払うものとする。

3 新規対応業務

初動から復興期にわたり多種多様な被災者への対応業務であり、被災者ニーズに対応するため、緊急性、状況の変化に左右されることから上記1・2項とは別に新規組織で対応するものとする。

第2 市政の業務継続計画(BCP)の策定

※田村市業務継続計画によるものとする。(資料編)

第3 事業所の事業継続計画の策定

1 事業継続計画(BCP:Business Continuty Plan)の地位・役割

(1) 地位

災害発生後 事業活動の維持、継続を図るための緊急事態対処計画である。

(2) 役割

事業を早期に復旧し・継続をすることにより経営の安定向上と雇用の確保及び取引先企業の混乱、倒産等を回避できる。

2 事業継続計画の策定にあたっての着意事項

- (1) 事業継続に支障をきたす最悪の状態を想定して作成すること。
- (2) 緊急時において優先して継続、復旧すべき中心となる事業を特定すること。
- (3) 災害時、経営資源に制限があることを前提とすること。
- (4) 優先業務の復旧目標時間を設定し、復旧に必要な人員・資材等を事前に準備すること。
- (5) 自社の事業内容、顧客等の取引先や市場、協力会社及び従業員を把握すること。
- (6) 取引先とお互いのBCPについて協議すること。

3 事業所の安全点検

- (1) 建物の耐震診断と結果に基づく耐震強化
- (2) 事務機器及び工作機械等の損壊防止
- (3) パソコン等の転倒防止
- (4) 地震動による機械の移動や煮崩れ等の防止
- (5) 看板等の落下防止
- (6) 避難経路の障害物の除去等

4 非常用品の備蓄及び防災資材の準備

災害時の断水・停電に備えて飲料水や食料を準備する。また必要な資機材を準備し、保管場所を定めて常時使用可能状態に維持・管理するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 一般災害応急対策活動体制の整備

市は、市内に大雨等による災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度の市民サービス業務にとどめ、その責務の遂行及び応急災害対策を行うための防災組織体制について定めるものとする。

第1 発令基準・活動体制及び発令権者

1 市の活動体制

市内に災害の発生するおそれがあるときまたは災害が発生したときは、次の体制をもって対処する。

配備区分	発令基準（主な事象など）	活動体制	発令権者
1号配備	気象警報の発表 → 初動体制 震度5弱の地震発生 → 本体制 （具体的事象例）倒木、道路の路肩崩れ、側溝の溢水 （参考）大滝根川 中島水位2.0m→水防団待機水位 // 2.8m→水防団出動要請 （河川監視）	注意体制 （情報所）	情報所長 （生活安全課長）
2号配備	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まった場合 震度5強の地震発生 （具体的事象例）通行規制を伴う災害の発生 （参考）大滝根川 中島水位3.5m→高齢者等避難判断目安 （警戒レベル3） // 4.2m→避難指示相当 （警戒レベル4）	警戒体制 （警戒本部）	警戒本部長 （市民部長）
3号配備	【大雨特別警報】の発表（警戒レベル5） 大雨により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想される場合（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨） 【重大な災害（大雨・洪水・土砂）】 大雨、洪水等により災害が 広範囲 で発生、更に拡大の恐れがある場合（市内で大規模な災害が発生した場合） 【重大な災害（地震）】 震度6以上の地震発生	非常体制 （本部）	災害対策本部長 （市長）

2 活動体制の解除

発令権者は、市内において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が完了したと認めたときは、活動体制を解除するものとする。

3 本部の設置または廃止の連絡

本部を設置し、または廃止したときは、連絡担当者は、速やかに下記の方法により関係機関等へ報告または通知する。

連絡担当	報告・通知等先	報告・通知等の方法
事務局 統括班	市役所各部・各班・各行政局、各委員会	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、FAX、その他迅速な伝達手段
	県(危機管理部)、自衛隊、田村警察署、田村消防署、消防団	県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な伝達手段
事務局 広報・渉外班	市民	防災行政無線、広報車等
	報道機関	電話、FAX、口頭
事務局 情報班	文珠・美山・瀬川・移・芦沢・七郷・要田地区の各出張所	防災行政無線・電話、FAX、その他迅速な伝達手段

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を行うために極めて重要であることから、必要な人員の動員配備の区分及び初動体制について定めるものとする。

第1 動員基準

1 職員の配備区分

組織体制 (配備区分)	活動体制	職員の配置
注意体制 (1号配備)	情報所	情報所を設置し、災害情報の収集、伝達及び上位体制に移行できる体制 本部事務局の統括班、企画班、情報班、広報・渉外班の職員をもって充てる。
警戒体制 (2号配備)	警戒本部	小規模の災害に対する応急対策活動及び復旧活動が実施でき、かつ上位体制に移行できる体制 本部事務局各班の職員をもって充てる。
非常体制 (3号配備)	災害対策本部	全職員を配備し、組織の全力をあげて対処する体制とする。

2 動員時の留意事項

(1) 日頃からの心得

- ① 防災対策は、職員全員が担うものであることから主管課、担当に負担させるばかりでなく、防災計画に精通するとともに常日頃から防災訓練等に積極的に参加し、防災力の向上に努める。

- ② 被災により交通の途絶及び道路の寸断等に備え、バイク、自転車、徒歩等により参集するための予備経路を常日頃から確認しておくことが必要である。
- ③ 非常持出袋(バッグ)等の準備
職員、特に本部に従事する職員は、日用品、着替え(3日分)、水(3日分)、食糧(3日分)、手袋、タオル、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を非常時持出袋に入れ準備しておくものとする。
- (2) 登庁時等の留意事項
 - ① 安全確保
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。
 - ② 気象情報の収集
気象注意報等以上が発生したときは、緊急エリアメールの活用、テレビ・ラジオの視聴等、近傍市の施設等により、自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るよう努める。
 - ③ 服装
季節に応じて応急活動に適した服装及び靴を着用する。
- (3) 登庁途上に緊急事態に遭遇した場合
職員は、参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、消防機関または警察機関に通報するとともに、直ちに人命救助及び消火活動への協力など適切な措置をとらなければならない。
- (4) 被害状況等の報告
登庁途上において、被害状況または災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

第2 初動体制の整備

- 1 注意体制時の対応：1号配備(情報所の設置)
※注意体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)
- 2 警戒体制時の対応：2号配備(警戒本部の設置)
※警戒体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)
- 3 非常体制時の対応：3号配備(本部の設置)
※非常体制時の対応については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

第3節 災害情報の収集伝達

洪水や土砂災害は、突然発生する地震と違い一定以上の降雨量の蓄積により発生する。従って継続的かつ情報資料を収集し、的確に分析・評価することにより災害の発生時期・場所を事前に予想し、対策を講ずることにより被害を局限することができる。

第1 情報活動

1 情報資料の収集

「発生が予想される被害の種別、どのような状態か、今後どう変化するのか」各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努める。

2 情報資料の分類・整理

収集した情報資料を分類・整理して信頼性、正確性を決定する。

3 情報資料の分析

- (1) 評価した情報資料を分析して地域・市民への影響度を明らかにする。
- (2) 情報班は、各部及び防災機関から提供された情報を地形図(1/50,000)等に被害状況を展開し、分析を行い、その結果を企画班に提供する。
- (3) 情報班は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告する。
- (4) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告する。

4 情報の使用

- (1) 本部長の対応方針等の意志決定に資する。
 - ① 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制等を決定する。
 - ② 本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、自衛隊、応援協定締結市町村等への応援要請を行う。
- (2) 本部及び他防災関係機関・団体等との情報の共有を図る。
- (3) 市民への情報提供

事務局広報渉外班は、民生安定、安全確保及び応急対策を迅速に行うために必要と認められる情報を市民に周知する。

 - ① 避難の準備及び避難場所に関すること。
 - ② 被害の状況(火災、ライフライン等)
 - ③ 行動上の注意事項等

第2 各段階において重視して収集すべき情報及び収集源等

1 避難指示等の判断のための情報等

水位名称	水位の位置づけ
水防団待機水位 (指定水位)	○水防団が出動のために待機する水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	○水防団の出動の目安 ○市の避難判断準備情報等の発令基準の目安 ○住民への氾濫に関する情報の注意喚起
避難判断水位 (特別警戒水位)	○市長の避難指示等の発令判断の目安 ○住民の避難判断の目安

2 注意体制時に重視して収集すべき情報(情報所)

情報項目	情報の内容	収集源
気象情報の収集	1 予警報の内容、予想される降雨及び災害の程度	・福島地方気象台 ・気象庁高解像度降水

	2 降雨量 (1)先行雨量 (2)市内全域の降雨量(特に上流域) (3)時間雨量の変化 3 河川、ため池等の水位状況等 (水位・流量の時間変化)	ナウキャスト ・アメダスゲーター ・庁舎雨量計 ・パトロール (市職員、消防団等) ・関係機関(警察・消防等) ・市民
市内の災害危険情報の収集	1 河川、ため池等の災害危険箇所における災害発生危険状況・河川、ため池等の氾濫及び予想される時期・場所 2 土砂災害の発生が予想される箇所の前兆現象の有無	・水位観測所のデータ ・パトロール (市職員、消防団等) ・関係機関(警察・消防等) ・市民

3 警戒態勢及び発災後に重視して収集すべき情報

情報区分	細 部 内 容		
気象情報等	○気象等(過去・現在・予測) ○地震の情報		
災害の状況	○河川、ため池等のはん濫状況(越水、浸水、決壊等) ○浸水区域、浸水高 ○拡大増水傾向の状況 ○土砂災害、崖崩れ等の発生状況(場所・規模等) ○発災による被害状況(死者・不明者・負傷者の発生、家屋の倒壊等)		
被害情報	人的被害	○発生場所、原因および被害者数 ○被災者の情報等 ○負傷者の負傷程度および収容先	死者 不明者 負傷者
	建物被害	○被災棟数および被害程度 ○建物の名称および所在地 ○罹災世帯 および 罹災災者数	住宅等 事業者
	ライフライン被害等	○被害箇所と被害程度 ○断水状況 ○ガス供給停止状況 ○応急措置等の対応状況 ○交通機関の運行状況	上下水道・交通 電気・通信 ガス関係
	公共施設被害	○被災棟数および被害程度 ○施設の名称および所在地 ○入所者の被災状況および避難状況 ○児童、生徒の避難の状況	福祉・教育・ 清掃施設 斎場・所管施設
	土木施設被害	○被害箇所と被害状況 ○応急措置等の対応状況 ○道路の通行止め箇所	砂防ダム・河川 道路・橋梁
	農林関係被害	○被害箇所と被害程度	

医療救護関係	○医療関係の被害状況 ○応急救護所等の設置状況
避難情報	○避難所の設置状況 ○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数および避難者数
消防関係	○119番通報の入電状況 ○火災発生状況および延焼状況 ○救助、救急事案の発生状況、対応状況 ○危険物施設等の被害状況 ○ガス漏れ等の発生状況
防災関係	○自衛隊 ○警察 ○消防 ○その他の機関

4 情報収集・伝達上の要点

(1) 情報資料の収集

- ① 情報資料は、複数ルートを活用し、収集する。
- ② 5W1Hの原則で簡潔にまとめる。
- ③ 情報資料の発信者を確認する。(情報の出どころ)

(2) 情報資料の分類・整理

- ① 緊急性で分類(市民の生命に脅威となる順位)
- ② 生活形態で分類
- ③ 地域・世代で分類

(3) 情報の伝達

- ① 対象(誰に・どこに、知らせるのか)
- ② 内容が的確で簡潔
- ③ 手段(どう届けるか)

(4) 情報の確認(反応を伺う)

- ① 到達確認(届いたか)
- ② 次の情報ニーズ収集
- ③ 情報の経過を記録

(5) 情報の蓄積(情報を蓄積する)

- ① 資料の保存
- ② 写真・映像の保存
- ③ 蓄積情報の整理(探しやすくする)

第3 情報連絡体制

1 連絡責任者及び連絡電話等の指定

- (1) 本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。
- (2) 連絡担当は、「第2節災害応急対策 組織第1 本部組織 4 本部の設置または廃止の連絡担当区分」で実施する。
- (3) 伝達にあたっては、各種手段を使用して適時・的確かつ速達に努める。

2 防災関係機関への派遣等

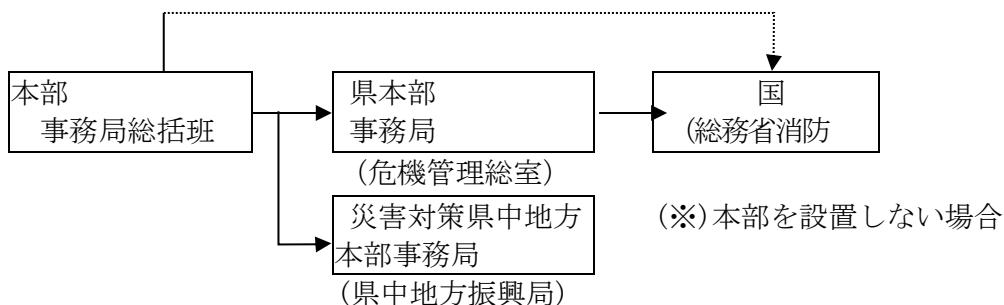
本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、県及び防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への情報連絡員の派遣、または派遣を要請するものとする。

第4 県・国への報告(被害状況等)

1 報告要領

- (1) 県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、合わせて地方振興局にも報告するものとする。
- (2) 県へ報告することができない場合
 - ① 直接、国(総務省消防庁)へ被害状況等の報告を行う。また、地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市町村はその状況を直ちに総務省消防庁及び危機管理総室に報告するものとする。
 - ② 市は、「火災・災害等即報要領」に基づき、地震が発生し、区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず、第一報を県及び消防庁に対し、原則として、覚知後30分以内に速やかに状況を報告するものとする。

図 県・国への報告系統



【被害状況の報告先】

県

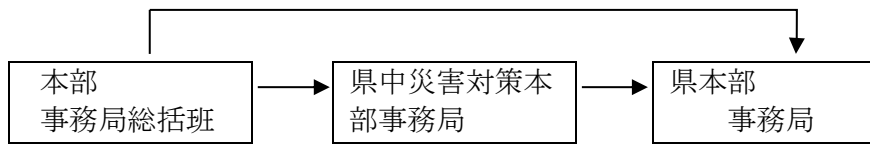
N T T回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201 -2632. 2633	(FAX) TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201 -2632. 2633	(FAX) TN-8-11-201-5524

国

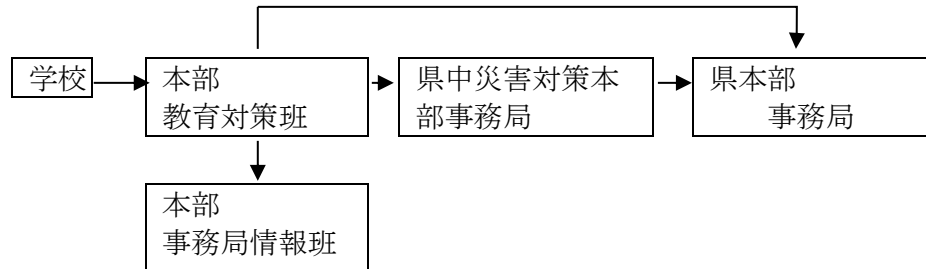
区 分		平日 (09:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

2 情報及び被害状況報告系統図

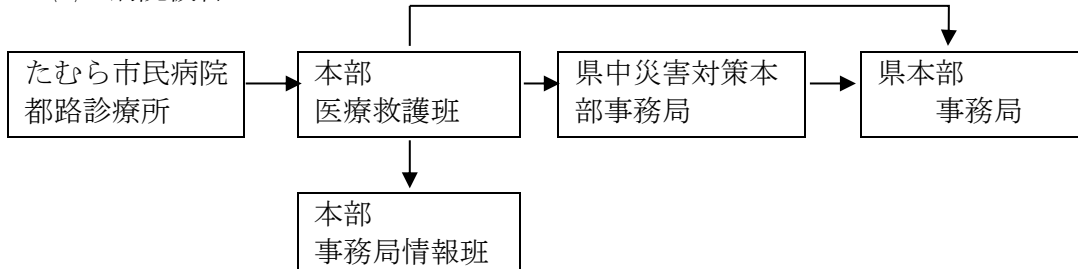
(1) 人的被害・建物被害等



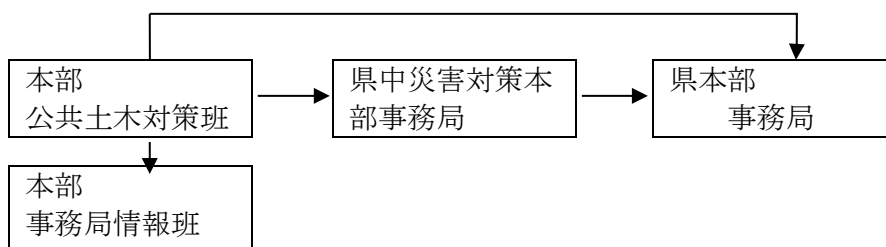
(2) 文教施設被害



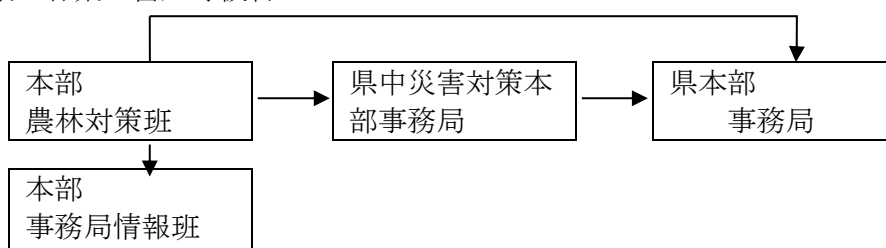
(3) 病院被害



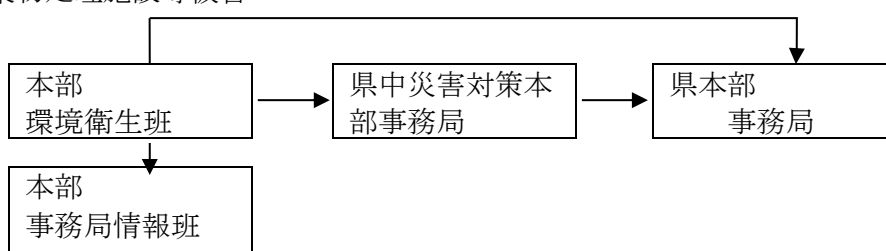
(4) 道路・橋梁・河川・ため池・堤防・崖崩壊等被害（市所管）



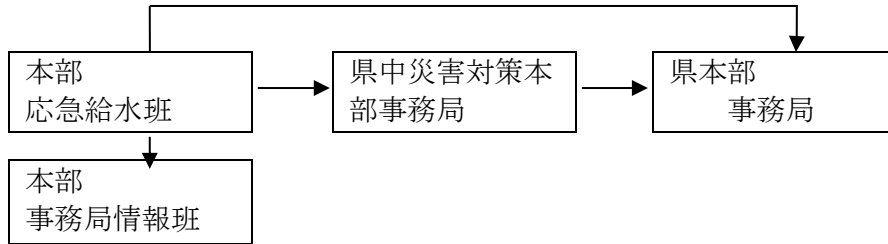
(5) 農業・林業・畜産等被害



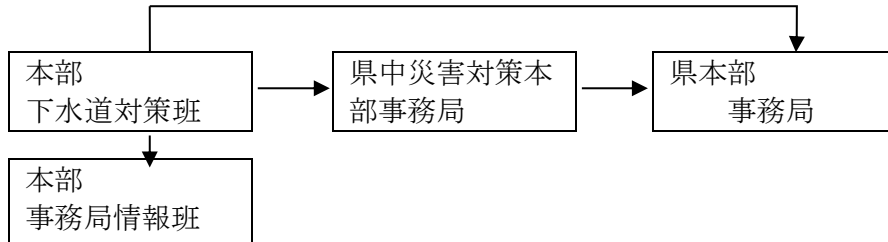
(6) 廃棄物処理施設等被害



(7) 水道施設等被害



(8) 下水道施設等被害



3 報告の内容と種類

(1) 県への報告

- ① 市の応急対策の活動状況、対策本部設置状況及び応援の必要性等を報告する。
- ② 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- ③ 県への報告の種類及び様式は次のとおりとする。

報告の区分		報告の時期	留意事項
概況報告 (被害即報)	1 災害が発生し、大規模な被害が見込まれる場合 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 2 被害状況等報告 ・様式第1号による。	覚知後、直ちに報告し、以後詳細が判明次第報告する。	1 人的被害または二次被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告 2 部分情報及び未確認情報も可ただし、情報の出所を明確にする。
中間報告	1 被害の中間調査の結果に基づき報告 ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 2 集団被害(概ね50世帯以上)被害状況等報告 3 被害状況等報告様式第1号による	1 定時報告 8時、17時の2回 2 緊急性のあるものは随時報告 3 本部より指示があった場合 4 その他必要と認める場合	1 発生時に報告した事項のその後の対応について ・確認事項について ・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合、氏名、年齢、住所等を速やかに調査し報告する。 2 応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。

確定報告	被害状況の確定調査の結果に基づき報告（最終報告） 1 次に定める様式による ・一般被害報告様式2号 ・土木関係被害報告様式3号 ・衛生関係被害報告様式4号 ・農業関係被害報告様式5号 ・林業関係被害報告報告6号 ・商工業関係被害報告様式7号 ・教育関係被害報告様式8号 ・市有財産関係被害報告様式9号	1 被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、災害終結の日から3日以内	1 被害世帯の人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合する。
------	---	-------------------------------------	--------------------------------------

ア 報告の種類

(ア) 概況報告(被害即報)

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行うものとする

(2) 各部及び行政局本部から本部への報告

各部及び各行政局の本部に対する報告は、概ね次の表の区分に基づき行うものとする。なお、県関係各部への報告担当は、「情報及び被害状況報告系統図」による。

第4節 通信の確保

市は、災害時において通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保するものとする。

第1 通信施設

通信手段	設置場所等	連絡先等
市防災行政無線	1 送信所 市庁舎を基地局、各行政局を補助局、片曾根山・殿上山・ごさんしょ山を中継局 2 受信機 各出張所、市出先機関、市内事業所、各家庭	資料 1-16-3
福島県総合情報通信ネットワーク	県、県内各市町村及び県出先機関、消防本部、气象台、自衛隊、病院、報道機関等の主な防災関係機関に配備	
警察無線通信施設	福島県警察本部との協定に基づき、警察通信設備を優先的に利用	
災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機として、あらかじめ生活安全課等の電話を登録	

消防無線	郡山地方広域消防組合との協定に基づき、消防通信設備を優先的に利用	
市内アマチュア無線局	船引・常葉各アマチュア無線クラブとの協定に基づき、災害時の非常通信手段として利用	

第2 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信(加入電話)、無線通信及び県防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

2 通信の統制

地震発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、総務班長は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努めるものとする。

第3 通信施設の運用

災害情報の収集・伝達は、次の通信施設等を適切に組み合わせて活用するものとする。

1 市防災行政無線

災害情報の収集・伝達及びその他応急対策に必要な指示または命令は、市防災行政無線を有効に活用し行うものとする。

その運用については、「田村市防災行政無線局管理運用規程」に基づき、次のとおりとする。

- (1) 無線局に総括管理者及び管理責任者として生活安全課長及び行政局長を置く。
- (2) 通信の種類と取扱順位
 - ① 無線通信の種類
 - ア 緊急通信:地震に伴う災害が発生し、またはそのおそれがある時に行う緊急を要する通信
 - イ 一般通信:緊急通信以外の通信
 - ウ 一斉通信:複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信
 - エ 個別通信:2無線局間で個別に行う通信
 - ② 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

 - ア 緊急・一斉通信
 - イ 緊急・個別通信
 - ウ 一般・一斉通信
 - エ 一般・個別通信
- (3) 通信の統制

管理責任者は、震災害時における通信の輻輳及びその他特別の理由があると認めるときは、一般通信を統制し、または制限するものとする。
- (4) 代行統制局

市庁舎基地局が使用不能になった場合、行政局防災行政無線基地局を代行局として運用するものとする。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、県、県内各市町村及び主な防災関係機関を結び、県からの一斉通信を受信するほか、県、県内各市町村、消防組合、自衛隊、警察署、福島地方気象台、病院、報道機関及び国、都道府県、県外他都市等との非常時の通信手段として活用するものとする。

3 携帯電話

被害状況等の収集・伝達及び関係機関等への連絡は、防災関係各部に配備している携帯電話を活用するものとする。

4 災害時優先電話

災害時の電話の輻輳等により連絡が困難な事態を避けるため、優先的に発信が取り扱われる「災害時優先電話」の事前登録を実施し、非常時には、発信専用として災害時優先電話を活用し、情報伝達ルートを確認するものとする。

5 警察通信施設の優先利用

福島県警察本部との協定に基づき、利用できる警察無線施設を活用するものとする。

6 アマチュア無線の利用

市内アマチュア無線クラブとの協定に基づき、アマチュア無線局の開局を要請し、指揮及び情報の収集・伝達に活用するものとする。

7 伝令の派遣

無線・有線通信による情報の送受が困難なときは、県及び防災関係機関等に徒歩、バイク、車両等による伝令を派遣し、情報の送受を行うものとする。

第4 市防災行政無線等が被災した場合

1 被災

通信施設が被災した場合には、被災状況を早期に把握し、職員等による仮復旧に努めるとともに、被災を免れた通信施設を活用し、通信体制を迅速に構築するものとする。

2 修理

直ちに保安業者に連絡し、修理を依頼する。

第5節 災害広報広聴活動

災害発生直後から市及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に市民に広報を行うとともに、市民からの各種相談に適切に対応し、市民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

第1 広報体制

災害時における広報活動は、市及び防災関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して市民の不安解消等に努めるものとする。

1 市の広報活動

(1) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行う。

(2) 市民に対する広報は、本部事務局広報・渉外班が行う。

① 市の対策その他重要事項の広報……本部の決定に基づく。

② その他の広報……関係部局(班)と調整し広報する。

2 防災関係機関の広報

(1) 防災関係機関は、所管する施設、事業等に係る被害状況、応急対策活動、復旧見通し等について、必要に応じて広報活動を行う。

- (2) 防災関係機関は、市の情報と共有化及び一元化を図るため、適宜、本部と連絡を取り合う。
- (3) 防災関係機関は、市民への広報または報道関係機関への発表を行うときは、本部にその内容を事前に通知する。

第2 広報内容

1 各段階における広報内容

広報にあたっては、変化する状況を的確に把握し、時間の経過とともに変化する市民の情報ニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。

なお、災害発生後、緊急に市民に伝えるべき情報は、次のとおりである。

区 分	広 報 内 容 等
災害発生直後	1 地震・余震情報 2 災害の発生状況 3 本部等の設置情報 4 被害状況の概要 5 救援活動の状況 6 避難所等の開設状況・避難情報 7 二次災害に関する情報(火災、崖崩れ、倒壊建物等) 8 高齢者等避難、避難指示の情報 9 災害応急対策の実施状況 10 救急医療情報(救護所・医療機関の開設状況) 11 緊急道路・交通規制状況 12 水・食料・燃料等の物資供給状況 13 市民への注意事項(出火防止・初期消火・救助救護への協力及びデマ防止)
生活再開時	1 ライフライン情報(上下水道・電気・ガス・電話等の被害、復旧の見通し) 2 食糧・物資、燃料等生活必需品の供給情報 3 風呂、店舗等の開設情報 4 鉄道、バス等公共機関の運行または復旧見込み情報 5 道路・交通情報 6 医療機関の活動情報等 7 災害ごみの処理方法 8 教育関連情報 9 問い合わせ・要望・相談等の連絡方法
復興期	1 住宅情報(応急仮設住宅及び空家斡旋) 2 各種相談窓口の開設情報 3 災証明書の発行情報 4 税・手数料等の減免措置情報 5 災害援助金等の融資情報

2 広報の方法

(1) 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法を併用して伝達するものとする。

① 防災行政無線による広報

災害に関する情報を迅速に市民に伝達する。

- ② 車両による広報
各本部は、災害の状況に応じて、警察、消防と協力して必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。
 - ③ 職員による広報
広報車等による広報が困難な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、現地に職員を派遣し、広報を行う。
 - ④ テレビ・ラジオ等による広報
市は、災害に関する通知、要請、伝達または警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関に対し、必要事項の放送の要請を行う。
 - ⑤ ヘリコプターによる広報
必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難指示、避難誘導等について、県に要請する。
- (2) 一般広報
生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報するものとする。
- ① 広報紙等印刷物による広報
 - ア 災害対策広報紙の発行
市(広報・渉外班)は、複雑な災害情報をわかりやすく市民に的確に伝えるため速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。広報誌による広報は、詳しい情報を提供することができ、市民が読み返しできるなどの長所がある。災害の経過とともに市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を活かしながら、的確な広報に努めるものとする。
 - (ア) 発行
市内業者に印刷発行を委託する。この際、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておく。なお、広報紙の内容、印刷部数等によって、広報・渉外班が自ら印刷を行う。
 - (イ) 配布場所
通常の自治会等を通じた平常通りの配布に努めるが、これが困難であると予測される状況の時は、避難所及び大型店舗、市役所等多数の人が集まる場所での配布と貼り出しを重点的に行い、復旧及び発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。
 - (ウ) 配布手段
通常の自治会等を通じた平常通りの配布に努める。これが困難な場合は、郵送等、新聞折り込み等も可能な限り活用する。
 - ② 広報車による広報
担当部は、災害の状況または復旧に応じて、広報車による広報を行うものとする。
 - ③ テレビ・ラジオによる広報
必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。
 - ④ 掲示板等の活用
避難所、他防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。
 - ⑤ インターネット等を利用した広報
広報紙の内容等についてインターネット(ホームページ)やパソコン通信等を活用した情報サービスを実施するものとする。
 - ⑥ 行政区との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。

(3) 要配慮者への広報

① 障がい者、高齢者等への広報

ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対し広報紙を各戸配布するよう努める。また、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等に直し、広報配布を図るものとする。

② 外国人に対する広報

通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努めるものとする。

第3 報道機関への情報提供、協力要請

1 報道機関との連携

(1) 情報提供方法

① 災害時は、収集した災害情報及びその他本部員会議において決定した災害対策等

は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、広報広聴班は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及びり災者に対する注意事項等の情報提供に努めるものとする。

② プレスルームは、できる限り本部事務局に近接した場所に確保する。また、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。なお、外国報道機関への対応も検討するものとする。

③ 各部局に関する情報提供、取材については、原則として各部局での対応とする。

各部局は、事前に情報提供、取材内容を本部事務局に報告した上で、速やかに対応するものとする。

(2) 担当窓口の一元化

災害情報の発表にあたっては、情報の幅そを避けるため、本部(広報・渉外班)が一元的な窓口となり、対応するものとする。

2 放送要請

(1) 緊急放送の要請

市民への広報、防災関係機関への緊急の連絡及び基本法第56条に定める通信のため特別の必要があるときは、県を通じ、NHK福島放送局、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島及び(株)エフエム福島に対し、放送を要請するものとする。

(2) その他放送の要請

必要に応じて、適宜必要な情報の放送を要請する。また、復旧活動が長期にわたる場合には、テレビ、ラジオ等への定時枠を確保し、最新の生活情報等について提供するものとする。

第4 パニック防止対策

災害時の混乱防止のため、迅速に正確な情報伝達を行い、流言、デマ等によるパニック防止を図る。このため、被災地及び避難所等への広報紙等の掲示や広報車の巡回等により、定時的な災害情報の広報を図り、情報提供の均一化を図るほか、報道機関の協力を得て、情報の周知に努めるものとする。

第5 広聴活動

1 相談所の設置

(1) 一般相談

- ① 被災者の不安解消、生活の再建、自力復興等を促進するため、必要に応じて公共施設や避難所に相談所を設置する。
- ② 相談所は、市職員及びボランティア等の協力を得て運営する。
- ③ 相談所職員等の主な業務は、次のとおりである。
 - ア 相談所職員は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。
 - イ 相談所職員は、処理方法の正確性と統一を図るため、あらかじめ定められた応対記録票を用いて内容を記録する。
 - ウ 相談所職員は、問い合わせの内容、処理方法等を定期的に本部に連絡する。

(2) 専門相談所

法律相談や住宅相談等の専門的な問題についての相談窓口は、各部がそれぞれの必要に応じて設置する。

(3) 相談所設置の周知

開設に併せて効果的な広報手段により、市民・事業者等への窓口開設の周知を行う。

2 緊急かつ多数の問い合わせへの対応

(1) 電話対応チームの設置

被害規模が大きく、地震発生直後に市民からの問い合わせ電話が多発すると判断される場合には、各部の協力を得て広報・渉外班内に「電話対応チーム」を組織し、電話相談窓口を設置する。

(2) 電話対応チームの業務

- ① 電話対応チームは、問い合わせ相談に対応し、問い合わせ内容について応対記録票に記入する。また、問い合わせ内容を精査し、関係各部または各班に連絡する。
- ② 本部事務局と協議し、問い合わせへの対応方法を定め、その内容を掲示するなどにより班員に周知し、対応の迅速化を図る。
- ③ 電話対応チームは、本部の決定事項または市民への情報提供事項について、その内容を統一的な文書を活用し、対応の迅速化を図る。また、電話対応チームから報告を受けた問い合わせ事項について、必要があれば、広報紙等へ提供情報の掲載をする。
- ④ 電話対応チームは、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、事務局統括班に報告を行う。ただし、市民から情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ち事務局統括班に連絡する。

3 移動巡回相談の実施

局本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、収容避難所等における移動巡回相談を実施する。

第6節 災害別応急対策

第1 水害応急対策

1 水防の責任等

- (1) 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、市の区域内の水防を十分に果たし、法に基づく水防活動を行うため、本部を設置(水害対応)し、統一して運用するものとする。気象状況により、水害に対する注意と警戒が必要となったとき、ま

たは市の区域内に洪水、土砂災害等の恐れがあるときには、発令基準・活動体制により配備する。

- (2) 福島県は、その区域における水防管理団体(市)が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(水防法第3条の6)
- (3) 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者(市長)の所轄の下に行動する。(水防法第5条3項)
- (4) 水防管理者(市長)は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、福島県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、または出動の準備をさせなければならない。(水防法第17条)

2 市の体制

市の体制は、「本章 第1節(初動体制の早期確立) 第1(各活動体制の発動) 1(発令基準・活動体制及び発令権者)」に基づく体制をとるものとする。

3 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報・警報は、水防法第10条第1項(国の機関が行う洪水予報等)及び気象業務法第14条(予報及び警報)の2第1項、同法施行令第7条(水防活動の利用に適合する予報及び警報)による。

(1) 洪水予報・水防警報

① 洪水予報の種類と基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	・出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ・水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	・気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	・水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	・気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。 ・水防団待機水位(指定水位)に達しはん濫警戒水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。
出動	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	・洪水注意報等により、または水位、流量その他河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	・洪水警報等により、または、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。 ・水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
解除	・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	・警戒水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	・雨量・水位の状況、水位予測、河川流域の状況等水防活動上必要なもの。	・状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

4 水防団等の活動

各水防機関は、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、概ね次により水防活動を行うものとする。

(1) 市の活動

① 監視及び警戒及び連絡

ア 河川等の監視

水防管理者は、係員をして市内の河川を随時巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

イ 非常警戒

水防管理者は、防災関係機関からの気象情報により水害が予想されるときは、関係機関と緊密な連絡のもと、係員を派遣し危険箇所の早期発見に努めるとともに、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡し、事態に即応した措置を講ずるものとする。

② 水防作業

ア 技術指導

水防管理者は、水防従事者に対して水防作業に必要な技術上の指導を行う。

イ 資機材の調達

水防管理者は、水防作業に必要な資機材の調達を行う。

ウ 準備及び出動

水防管理者は、次の場合直ちに準備及び出動するとともに、消防機関に対し、出動を要請する。この場合は、直ちに県水防本部並びに地方水防本部に報告するものとする。

(ア) 準備

河川が増水し、なお上昇の恐れがあり、出動の必要が予想されるとき。

(イ) 出動

水位が警戒水位に達し、危険の恐れがあるとき、またはその他水防上必要と認められたとき。

エ 警戒区域の設定(水防法第 21 条)

水防作業のため必要ある場合は、水防管理者は、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、もしくは制限し、あるいはその区域内の居住者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

オ 警察官の援助(水防法第 22 条)

水防管理者は、水防のため必要があると認められたときは、現場の秩序あるいは保全維持のため田村警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

カ 応援(水防法第 23 条)

本項は、「相互応援協力編」を準用する。

③ 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、水防各機関相互の連絡ならびに資材輸送確保のための輸送経路をあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

(2) 消防機関の水防活動

① 水防活動の基本

ア 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

- イ 水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域から退去を命じることができる。(水防法第21条 警戒区域)
- ウ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条 居住者等の水防義務)
- エ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれらに関係者に通報(水防法第25条 決壊の通報)するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- オ 消防機関の長は、水防管理者からの出動の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し水防作業を行う。

② 活動要領

ア 資器材の使用、収用

水防のため緊急を要するときは、水防計画の定めるところにより現場において必要な資器材を使用、または収用する。

イ 災害が大きく長期にわたる場合の活動は、概ね次の順によるものとする。

(ア) 人命救助

(イ) 特に優先して水防工法作業を実施する必要があるもの。

(ウ) 他機関からの協力要請のうち、活動する必要があると認められるもの。

(3) 情報収集等

- ① 田村消防署は、所定の計画に基づき水防上要注意箇所、崖崩れ、危険箇所、水位測定場所を巡視させ情報収集を実施する。
- ② 防災関係機関から情報収集するとともに相互に知り得た情報を交換する。
- ③ 通信は、有線電話、無線通信施設を効果的に活用し部隊運用、災害情報の収集、伝達を行う。

(4) 消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として受持ち区域内の住民に対し、強力なリーダーシップを発揮して自主防災会、民生委員及び市民と一体となった水防、救出、救助及び救護活動を積極的に展開するものとする。

① 団本部等の設置

消防団は、消防団本部を常設し、災害に対応するとともに各地区隊は、団本部下において各分団は各地区隊本部下において組織的に活動する。

② 水防活動

各地区隊(各分団)受持ち区域内に発生した水災に対し地域住民を指導して水防活動にあたりるとともに、消防隊に協力して被害の拡大防止を図るものとする。

③ 情報の収集

各地区隊受持ち区域内の災害状況の把握と道路状況、避難状況を把握し消防団本部へ報告する。

(5) 費用及び公用負担

① 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし応援のために要した費用は当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(法第41条、第23条第3、第4項) 2. 公用負担

② 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第 28 条)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木、その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

③ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者、または消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示すること。

第 2 雪害対策

1 雪害の定義

雪害とは、異常な降雪により、道路の通行止めや公共交通機関の運休及び家屋、農業用施設等の損壊が発生すること等をいう。

2 活動体制

大雪注意報(20 cm/12 時間)以上が発せられ、大雪となる恐れがあるときには、生活安全課長は、情報所の開設等所要の体制をとるものとする。

3 広報の実施

大雪時における情報を迅速かつ適切に市民に対し提供し、市民生活の混乱を防止するものとする。市民に提供する情報は、次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

- (1) 大雪等気象に関する情報
- (2) 道路情報(通行止め)及び除雪に関する情報
- (3) JR 東日本、福島交通等の運休に関する情報
- (4) 停電及びその復旧に関する情報
- (5) その他必要な情報

4 除雪体制

(1) 体制の基準

- ① 建設部長は、市内に大雪警報が発せられたときは、必要に応じ、除雪体制をとるものとする。
- ② 市は、大雪警報が発せられ、かつ記録的大雪が予想されるときは、「本章 第 1 節 初動体制の早期確立 第 1 各活動体制の発動 1 発令基準・活動体制及び発令権者」に準ずる体制をとるものとする。

(2) 活動内容

① 除雪作業体制

- ア 積雪が概ね 15cm を越える場合、市道特に通学路等の主要市道を重視して除雪を行う。
- イ 優先して除排雪を行う路線
市が管理する道路のうち、バス路線やライフラインの確保の観点から他の道路よりも優先して新雪除雪し、道路交通機能を確保すべきも道路は、次のとおりである。
 - (ア) 防災計画で設定した第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路
 - (イ) スクールバス路線

- (ウ) 地区として交通量が多く重要な路線
- ウ 除雪委託業者数から市内すべての除雪作業は、きわめて困難であり、歩道や高齢者宅等の生活道路確保のため住民に除雪に対する協力を依頼する。
- ② 凍結防止作業体制
- 大雪警報等により積雪及び道路の凍結が予想される場合、上記道路を優先して凍結防止剤を散布する。
- 5 除排雪連絡系統の確立
- 建設部長は、大雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施できるよう除排雪委託業者等との連絡系統、除雪計画及びその他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立しておくものとする。
- 6 県への支援要請
- 市は、以下の状況となり、市だけで除排雪を行うことは不可能となった場合は、県に支援を要請する。
- ・ 短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊またはその危険性が増大した場合
 - ・ 除排雪の量が極端に多くなり、交通が途絶した場合
 - ・ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

第3 大規模事故災害対策

大規模事故災害とは、電車の脱線転覆・火災、大型航空機の墜落等及び大規模な救助・救急事象で平常時の体制では対応できない事故、災害をいう。

1 事故の種別

区 分	内 容
交通等に係わる救急・救助事故	死者及び負傷者が多数発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1 列車の脱線、衝突及び航空機の墜落等の事故 2 バス等の衝突、転落等事故
爆発・火災等に係わる救急・救助事故	1 トンネル内車両火災(田村トンネル、風越トンネル) 2 列車火災 3 死者・負傷者及び行方不明者が発生したもの 4 危険物を取り扱うまたは貯蔵する施設の火災・爆発事故 5 危険物を取り扱うまたは貯蔵する施設からの危険物の漏洩事故で危険物等が河川等に流失し、回収等の処置を要するもの 6 危険物を積載するタンクローリーの事故に伴う漏洩事故で付近住民の避難、交通規制等の処置を要するもの 7 タンクローリーの火災事故で付近住民の避難、交通規制等の処置を要するもの 8 不特定多数の者が集まる場所における事故

2 活動体制

大規模事故災害が発生した場合は、速やかに1号配備(注意体制：情報所の開設)を敷き必要な要員を動員し、情報収集連絡を行うとともに、次の体制に移行するため準備を行うものとする。大規模事故の状況により上位配備における対策が必要な場合は、警戒配備または、本部を設置する。なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、本部の規定を準用する。

3 広報の実施

事故の状況について迅速かつ適切に市民に対し、事故が地域に及ぼす影響等について、防災行政無線、広報車、エリアメール等により周知し、市民生活の混乱を防止するものとする。

4 消火活動

- (1) 消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行うとともに、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防本部に消火活動の応援要請を行う。
- (2) 消火活動の細部については、「第9節 消火活動」を準用する。

5 救急・救助活動

- (1) 消防本部は、事故現場での救助・救急活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、自己の能力を超えるときは県、他の消防本部に応援を要請する。
- (2) 救急・救助活動の細部については、「第7節 救助・救急活動」を準用する。

6 交通規制

田村警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を把握し、的確な交通規制により緊急交通路を確保する。

7 避難

- (1) 市は、火災の延焼、有毒物質の拡散等が予想される地区に対して避難指示を伝達するとともに、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導にあたっては気象状況、特に風向風速を考慮し、安全な避難経路を選定する。
- (2) 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。
- (4) 避難の細部事項については、「第8節 応急避難」を準用する。

8 環境汚染対策

市は、危険物等による河川等の汚染を防止するため監視を行う。危険物等の流出が確認された場合は、関係機関、事業者等と連携し、回収等により汚染の拡大を防止する。

9 災害救助法の適用

大規模事故においては、住家に被害が生じた場合(災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号)のほか、多くの人が続いて避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多くの人々が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合(同第4号)に適用される。

第4 林野火災対策

1 応急活動体制

消防団は、田村消防署と連携し、林野火災の状況に応じて必要な要員を動員し、情報収集連絡を行うとともに、次の体制に移行するための準備を行うものとする。上位配備における対策が必要な場合は、警戒配備または本部を設置する。なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、本部の規定を準用する。

2 情報収集・伝達

消防本部及び生活安全課(情報所)は、林野火災の状況及び人的被害の状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握した情報は直ちに県に報告するものとする。

3 広報活動

消防本部及び市は、火災発生状況や地域への影響等について防災行政無線、広報車、エリアメール等による広報活動を行う。

4 避難

- (1) 市は、火災の延焼等が予想される地区に対して避難指示を伝達するとともに、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導にあたっては気象状況特に風向風速を考慮し、安全な避難経路を選定する。
- (2) 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。
- (4) 消火活動の細部については、「第9節 消火活動」を準用する。

5 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等により最寄りの水源から送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。消防ポンプ車等による消火活動では対応が困難な場合は、ヘリコプターによる空中消火を要請する等、被害の拡大防止に努める。

6 救急・救助活動

- (1) 消防本部は火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。
- (2) 救急・救助活動の細部については、「第7節 救助・救急活動」を準用する。

7 立入規制等

田村警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第7節 救助・救急活動

災害発生後、倒壊家屋の下敷きになる等の被災者に対し救出・救護活動を行うとともに負傷者に対し必要な医療活動を行う。特に生存率の高い発災直後から72時間以内の救出・救助活動を重視するものとする。

第1 救助・救急活動の原則

- 1 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- 2 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- 3 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するものとする。
- 4 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先するものとする。
- 5 救助・救急活動は、救命率の高い事案を優先するものとする。

第2 救助活動

災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、二次災害防止対策を行った後、安全確実かつ迅速に行うものとする。

1 救助事案が発生した場合

- (1) 要救助者が複数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- (2) 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。
- (3) 救助員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
- (4) 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

- 2 救助事案が同時多発、多数の負傷者が発生した場合
 - (1) 消防、消防団、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。
 - (2) 必要により地域に精通している消防団と消防、警察、自衛隊等の合同救助隊を臨時に編成する。この場合の指揮者は、任務の専門性から消防、警察または自衛隊員を指定する。
 - (3) 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- 3 特殊車両の出動要請

人命救助上必要ある場合は、本部を通じ、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請するものとする。
- 4 倒壊家屋等の下敷きになっている者を救出するときの留意事項

倒壊家屋がれきや、倒れた重量家具の下敷きになるなど、長時間体を挟まれていた人が、救出時は比較的元気そうにもかかわらず、突然様態が悪化し、亡くなってしまうことがある。これが挫滅症候群(クラッシュ・シンドローム)である。

 - (1) 原因

がれき等で長時間圧迫され挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫解放で血流に乗って全身に運ばれ、臓器(心臓、腎臓等への多臓器不全)に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になるものである。
 - (2) 助けられる命を確実に助ける

次の一つでも該当したら、医療従事者(医師、看護師、救急救命士等)の救命処置後、若しくは指示を仰いでから救出活動を開始し、直ちに血液透析が可能な病院等に搬送する。

 - ① 2時間以上挟まれている。
 - ② パンパンに腫れ点状出血(筋挫滅)
 - ③ 尿が茶褐色に変色(ミオグロビン尿)
 - ④ 挟まれた部分の感覚がない。(知覚麻痺)
 - ⑤ 挟まれた部分が動かない。(運動麻痺)

第3 救急活動

人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立するものとする。

- 1 傷病者が多数発生している場合
 - (1) 負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。
 - (2) 現場においてトリアージを実施し、負傷程度により優先度が高い者から優先して医療機関に搬送する。
 - (3) 軽症者には、応急処置用品を支給し、自主的な応急手当を依頼する。
 - (4) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、田村医師会及び医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。
- 2 現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地または救急隊が設置されている田村消防署、田村消防署各分署及び分遣所に救護所を設置し、次の措置を講ずるものとする。

 - (1) トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。
 - (2) 負傷者に対する応急処置を実施する。
 - (3) 必要に応じて、本部を通じ、医療救護班の派遣を要請する。
- 3 搬送にあたっての着意

- (1) 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行うものとする。
- (2) 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意する。
- (3) ヘリコプターによる救急搬送
 - ① トリアージにおいて治療最優先患者と指定され、かつヘリコプターによる搬送が効果的と判定された場合に、消防本部と連携しドクターヘリまたは消防防災ヘリコプターまたは自衛隊のヘリコプター等を要請する。
 - ② ヘリコプターの要請手続きについては、「相互応援協力編 第1章 第2節 第5」参照

第8節 応急避難

第1 高齢者等避難、避難指示

1 避難指示等の発令基準

- (1) 本部長は、土砂災害警戒区域、急傾斜崩壊危険区域、浸水想定区域で避難を要する事態が発生することを想定し、避難指示等の発令基準を次のとおり定める。ただし、避難指示等を発令する場合は、その後の気象現況の推移を勘案し、事前に避難等を要すると判断された場合に行うものとする。

※「避難指示等および配備態勢の発令基準等」については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

- (2) 市長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象または土砂災害が発生している場合は、上記基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

2 高齢者等避難、避難指示の伝達

本部長が避難指示等を行ったとき、または知事、警察官、若しくは自衛官が避難指示等を行った通知を受けたときは、迅速かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難指示等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図るものとする。

(1) 伝達担当・伝達方法等

※「避難指示等の伝達担当および方法」については、災害時職員行動マニュアルによるものとする。(資料編)

(2) 伝達内容

避難指示等の伝達内容は、下記の事項を含めるものとする。

- ① 避難指示の発令者
- ② 避難の理由及び発令日時
- ③ 避難情報または避難対象地域
- ④ 避難先(名称、所在地)
- ⑤ 避難経路及び指定理由
- ⑥ 注意事項
 - ア 火の元確認
 - イ 電気、戸締まりの確認
 - ウ 携行品

エ 玄関等への避難先の明示

(3) 本部長は、各放送機関に対し、当該高齢者等避難、避難指示の伝達内容の放送を要請する。

(4) 避難指示等の解除の報告・通報

① 本部長

ア 避難の必要なくなった場合は、直ちに避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示するとともに、公示した旨を知事に報告する。

イ 避難指示等を解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

② 代行者の報告

避難指示等または警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに本部長に報告する。

第2 避難方法・避難誘導

1 避難誘導の基本

(1) 本部は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導体制を確保する。

(2) 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、それぞれの避難計画に基づき、従業員、児童、生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。

2 本部の措置

(1) 避難所及び避難経路の選定

① 避難所

避難対象地域の居住者等の動向、地域の被害状況及び要配慮者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。

② 避難経路

避難行動中の被災を防止するため、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2) 避難所及び避難経路の安全確保

① 最も安全な避難経路をあらかじめ指定する。

② 選定した避難所については、火災、崖崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

③ 避難経路中に危険箇所があるときは明確に標示するか、あるいは誘導員等を配置する。

3 避難誘導の方法

(1) 市職員のほか消防団、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう誘導する。

(2) 避難に際しては、できるだけ行政区等の集団ごとに行い、負傷者、身体障がい者、高齢者、幼児等を援助するほか、行政区長等の協力を得て区民の点呼を行い行方不明者の把握に努める。

(3) 避難の優先順位

① 避難は緊急性のある地域から行うものとし、次の順序(優先順)による。

ア 傷病者、歩行困難者、高齢者、幼児、学童、身体障害者及びこれらに必要な介助者

イ 上記以外の一般市民

② 夜間にあつては、照明具携行の誘導員を要所に配置する。できれば車両または工事用照明機材等を使用し避難経路を照明する。

- ③ 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- ④ 誘導員は、出発または到着の際、人員点呼を行う。
- (4) 他地区の避難所への収容
 - ① 移送距離が長距離の場合には、民間輸送機関等の協力を得て車両等による輸送を行う。

第3 住民の避難行動

1 避難の準備

- (1) 避難は、原則として徒歩による。車両による避難は、渋滞を生起させ避難行動及び応急対策活動を阻害する要因となる。
- (2) 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、行政区及び自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。
- (3) 避難に際しては必ず火気の始末を、被害を受けた家屋については通電火災を防止するためブレーカーを遮断する。また、事業所等にあつては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置を行う。

2 避難開始の時期

住民の避難行動を開始する時期は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等が、市役所、消防署、消防団、警察等から伝達されたとき。
- (2) 避難指示等が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ伝達されたとき。
- (3) テレビ、ラジオ等の情報または付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき(自主避難)。

3 避難時の服装・携行品等

(1) 服装

身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等にする。

(2) 携行品は、必要最小限とし、概ね次のとおりとする。

- ① 貴重品(現金、保険証、預貯金通帳、印鑑等)
- ② 生活用品(食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、粉ミルク、生理用品等)
- ③ 応急医療品(救急医薬品、常用の薬等)

(3) 携行袋等には、家族の名札(住所、氏名、生年月日、血液型を記載)を取付ける。

第4 避難所の開設

1 避難所の開設

(1) 避難所指定施設の安全確認

避難者の受入れ開始前に、避難所指定施設について施設管理者等への問い合わせ、または職員を派遣するなどにより、施設の安全性を確認する。

(2) 安全が確認された施設については施設管理者へ要請し、避難所のすべてまたは一部を速やかに開設する。

(3) 避難者が多数発生した場合

① あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。

② 応急避難テントの設置

必要に応じ、自衛隊の災害派遣を要請し、運動場等に自衛隊のテントを設置し、避難者を一時的に収容する。

2 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合
 - ① 知事が実施し、市長が補助する。
 - ② 知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は市長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合
被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。
- 3 開設時期
 - (1) 勤務時間内に避難所を開設する場合
 - ① 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
 - ② 避難者が収容を求めた場合、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、本部にその旨を報告する。
 - (2) 勤務時間外に避難所を開設する場合
施設管理者は、あらかじめ行政区等近隣住民と連絡を密にし、災害発生時に直ちに対応できるようにしておく。
- 4 避難所開設の公示
市長は、避難所を開設したときは、直ちにその旨を公示するとともに、避難指示等の伝達担当・伝達方法等をもって周知する。
- 5 収容対象者
避難所への収容対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
 - (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難な者
 - (3) 高齢者等避難、避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者
 - (4) 交通機関の不通により帰宅が困難となった者(帰宅困難者)
 - (5) 火災の延焼、崖崩れのおそれ等により身の危険を感じ避難してきた市民
 - (6) その他市長が収容の必要があると認めた者
- 6 開設期間
原則として避難者が住宅の修理や応急仮設住宅への入居等により、住宅を確保するまでとする。避難所開設期間がやむを得ない理由により7日を超える見込みであるときは、その状況を知事に報告し、指示を受けるものとする。
- 7 避難状況等の報告
 - (1) 市への報告
管理責任者は、下記の状況を局本部に報告し、局本部は、これを避難所別に取りまとめ、本部避難者救援部に報告する。
 - ① 避難所開設の日時及び場所
 - ② 収容人員、世帯数、傷病者数及び要配慮者の数等
 - ③ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数
 - ④ 周囲の被害状況
 - ⑤ その他必要な事項上記の状況が変化した際には、適宜避難所の管理責任者は、局本部に報告し、さらに局本部は、本部事務局に報告するものとする。
 - (2) 県への報告
市長は、避難所を開設したときは、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、毎日下記事項を県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。
 - ① 開設の日時及び場所
 - ② 箇所数及び収容人員

③ 開設期間の見込み

なお、詳細については「避難所運営マニュアル」を参照するものとする。

第5 避難所の管理運営

避難所の運営は、避難者が避難所における情報伝達、食糧・飲料水・物資等の配給、清掃等の業務を行政区組織、避難者、ボランティア等により自主的活動に管理運営できることを原則とし、市は、これを支援する。また、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努めるものとする。

1 避難所運営組織の設置

(1) 本部の措置

① 本部は、施設管理者、学校職員及び災害救援ボランティア等と連携し、避難者を収容後、避難所の管理・運営のバックアップを図るため、次の業務を行う。

ア 連絡体制等の確保(本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等)

イ 必要物資等の手配(毛布、食料、飲料水生活用水、衣類、食器、日用品等)

ウ 復旧情報の提供(上下水道、ガス、電気、電話、道路等)

エ その他の支援業務

② 管理運営責任者の設置

避難者支援部は、管理運営責任者として担当職員を定め、派遣し、次の業務を行う。この際、管理運営業務は複雑多岐にわたることからバックアップ要員を指定し、適宜交代させる。

ア 本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理

イ 避難所内の居住スペースの割り振り

ウ 世帯ごとの避難者名簿(カード等)の配付及び作成整理

問合せが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合わせ等の対応に便宜を図る。

エ 避難者のニーズの確認

オ 食糧、生活必需品の請求、受取及び配給

毛布・食料・暖房機器・扇風機等の必要な物資の確保を区本部に依頼する。

カ 避難所の運営状況記録の作成及び報告

③ 施設管理者(学校長等)

ア 施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。

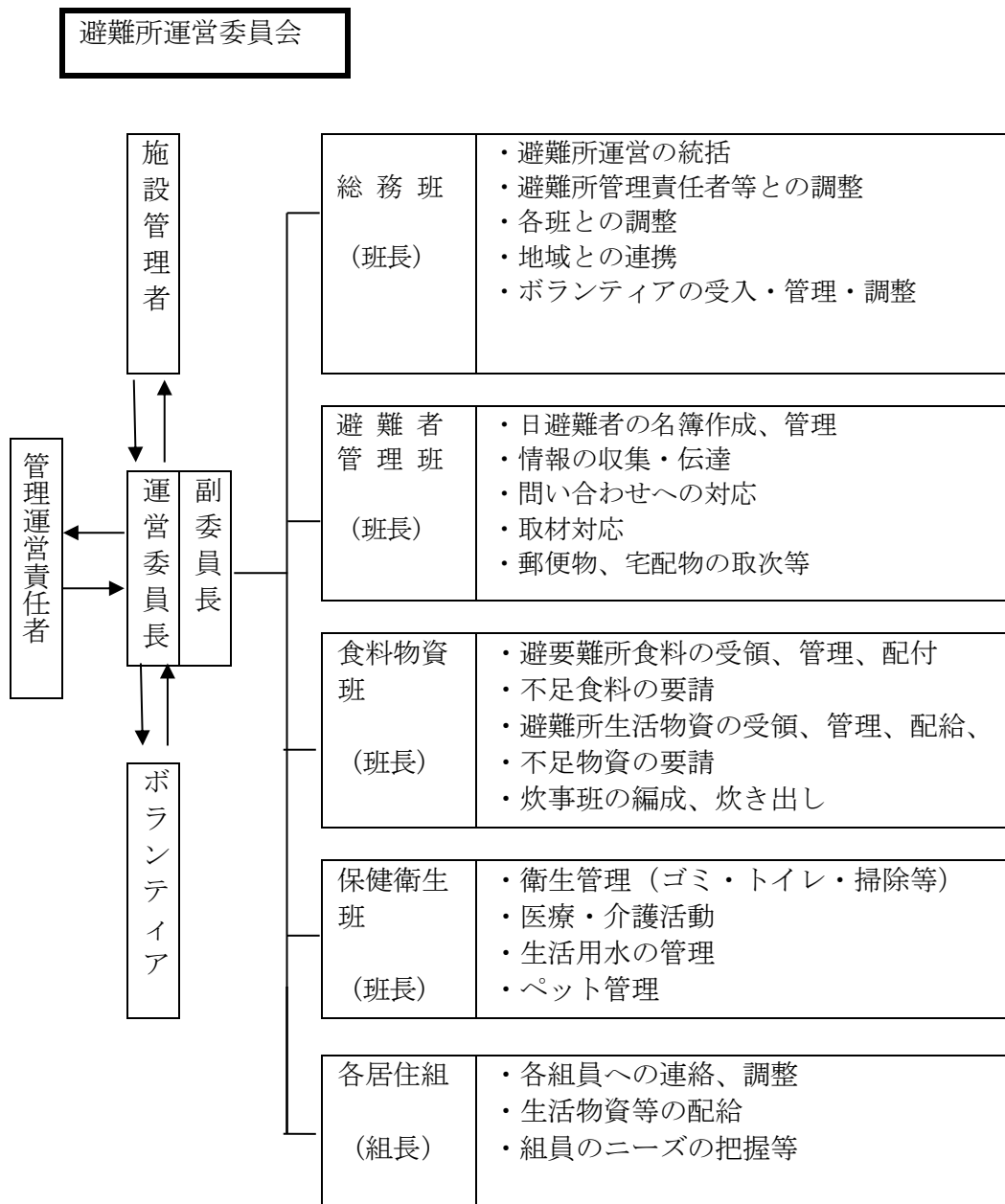
イ 被災者の精神的ストレスの解消や避難者同士のトラブルの発生、学校教育への支障等の除去に努めることとする。

(2) 避難所維持管理・運営長期化対策

① 避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に、自主的な管理・運営体制を確立するものとする。

(図例)



② 避難所の生活環境保護

避難生活が長期化する場合は、ストレス・衛生環境等の対策が必要となることから、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう本部と連携しながら以下の対策を実施する。

ア 避難者情報の管理

各避難所において作成した避難者名簿を回収し、避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

イ 要配慮者対策

(ア)管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。

(イ)管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

(ウ)必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

ウ 医療・保健体制

避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。

エ 感染症対策

新型コロナウイルスを含む感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努める。

③ 生活長期化への対応

次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じるものとする。

ア 生活機器等の確保

畳、マット、カーペット、間仕切り用パーテーション、テレビ・ラジオ、冷暖房機器、簡易台所、調理用品、洗濯機・乾燥機、仮設風呂・シャワー、仮設トイレ、その他必要な設備・備品の配備充実に努める。

イ 入浴洗濯支援

仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。

ウ プライバシー保護

避難所を施設管理者等と協議して、共用スペースと居住スペースに区分するとともに避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置する。

④ 自主運営の推進

避難所運営委員会は、地域住民や災害ボランティアと協力のうえ、避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策及び食料・生活物資等の配付作業等を実施する。

⑤ 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

⑥ 避難所の閉鎖

避難所は、一時的な避難所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努めるものとする。

第6 指定避難所以外の被災者への支援

1 食料・飲料水、生活必需品等の支給

市は、関係機関等と連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況、自宅に留まっている被災者、親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を支給するほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

2 指定避難所への移転の要請

上記避難者には各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設(市役所及び各行政局庁舎等)に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めるものとする。

3 避難所の開設及び収容状況の記録

避難所を開設及び被災者を収容した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 避難所の設置及び収容状況表
- (2) 避難所収容台帳
- (3) 避難所用物品受払簿

4 災害相談対策

(1) 臨時災害相談所の開設

市は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、要配慮者や被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行うものとする。

(2) 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

(3) 相談業務の内容

- ① 生業資金の斡旋、融資に関すること。
- ② 被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋に関すること
- ③ 行方不明者の捜索に関すること(被災者の安否の確認に関すること)。
- ④ その他市民の生活に関すること。

(4) 健康相談所の開設及び家庭訪問の実施

保健班は、被害が著しく、被災者の避難生活が長期にわたると判断される場合、被災者の身体的、精神的ケアを図るため、避難所等に保健師等で構成する健康相談所を開設するものとする。また、相談所を利用することができない被災者については、家庭訪問を実施し、健康相談に応じるものとする。

5 福祉避難所への避難

福祉避難所への避難に際しては、本人またはその家族が、民生児童委員及び地域住民等の協力、並びに市職員等の支援を得て避難することを原則とする。

6 経費

福祉避難所の運営費用は、災害救助法の適用により支弁される。その適用範囲は、概ね次のとおりである。

- (1) 10人の対象者に1人、相談等に当たる介助員等を配置するための費用
- (2) 対象者に配慮した簡易便器等の器物及びその他日常生活上の支援に必要な消耗器材の費用
- (3) やむを得ない事情のため福祉避難所への避難のために必要な賃金職員を雇い上げる場合は、福祉避難所の経費ではなく、応急救助のための賃金職員等雇上費とする。

7 福祉避難所の開設期間

原則として、災害発生の日から最大限7日以内である。ただし、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間の延長について県を經由して内閣府と協議するものとする。

第9節 消火活動

地震に起因する家屋等の倒壊による同時多発火災に対し、住民の初期消火により延焼を防止、消防機関等の迅速な消火活動により災害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るものとする。

第1 初期消火等

1 市民(各家庭、事業所、学校等)

- (1) 市民は、地震が発生したときは家庭及び職場において出火防止の措置や火災が発生したときの初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報する。
- (2) 市民(各家庭、事業所、学校等)の行うべき措置
 - ① コンロ、暖房器具等の火を消す。
 - ② 半壊等以上の家屋に費えは、通電火災を防止するためブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。
 - ③ 出火した場合は、隣近所の者に大声で協力を求め初期消火に努めるとともに、消防機関等へ迅速に通報する。

2 自主防災組織

行政区長会、事業所等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で消防機関等の到着までの間、自力消火活動を行う。

3 消防団

消防団は、その現場最高指揮者の指揮統制のもと、常備消防の現場最高指揮者と連携し、安全で的確な現場活動にあたる。

(1) 消防団員の参集

- ① 団長及び副団長は、本部へ、各地区隊長は、各行政局災対部へ参集し、消防団(地区隊)の運用等について本部長の補佐をするとともに、団長は消防団の、地区隊長は各地区隊の指揮を執る。
- ② 消防団員は、参集の必要な火災を覚知または参集の指示があった場合は、速やかに所属消防団屯所に参集し、消防資機材等の準備を行う。

(2) 情報の収集・報告

- ① 団員は、参集途上努めて道路、家屋等の被害状況を把握するとともに、要救助者または火災発生場所を発見した場合は、住民の協力を得て必要な措置をとり、火災情報については、速やかに本部へ報告する。
- ② 出動後、現地の火災状況等を本部へ電話、無線等により報告する。

(3) 出火防止・初期消火の広報

- ① 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、管轄区域の住民に対し、出火防止の広報を行う。
- ② 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

(4) 消火活動

- ① 消防署消防隊が到着するまでの間、住民及び自主防災組織等と協力して迅速・効果的な消火活動に努める。
- ② 消防署消防隊が到着後は、消防隊と協力して消火活動に当たる。

4 田村消防署

田村消防署は、火災が発生した場合は、消防団と連携して消火活動を行うものとする。

(1) 消防職員の招集

田村消防署は、消防本部が規定している消防職員の非常招集方法により、必要な職員を迅速に招集するものとする。

(2) 火災情報の収集

通報等により情報を収集するものとする。

(3) 緊急出動路の確保

- ① 警察及び道路管理者から道路情報を入手し、通行可能な道路を把握するとともに、出動にあたっては必要に応じて田村警察署に対し交通規制等を要請するものとする。
- ② 消防職員は、その場に警察官がいない場合で消防活動に著しい支障が生じ、またはそのおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を行うことができる。

第2 消火活動

消火活動にあたっては、現場最高指揮者の下命のもと、人命に最も脅威となる火災を優先するとともに、次の消火活動の原則を考慮するものとする。

1 消火活動の原則

(1) 災害情報収集活動優先の原則

同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、防災ヘリコプター、消防車等の管内巡回等各種手段を併用して災害情報の収集を行うものとする。

(2) 避難路等確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行うものとする。

(3) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災に対処する場合は、最も重要かつ人命及ぼす脅威の度が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(4) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行うものとする。

(5) 市街地火災消防活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先するものとする。

(6) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

(7) 火災現場活動の原則

現場最高指揮者は、状況の特質(消防活動の対象となる脅威、保有する消防力、活動地域の地形等)を把握し、保有する消防力を火災の延焼拡大阻止活動または救出・救助活動のどちらに充当するかを至当に判断するとともに、人命の安全確保を最優先とする。

2 消火活動の実施

現場最高指揮者は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき、消火活動の基本方針を決定し、各消防隊及び消防団の出動部隊の効率的な運用を図るものとする。

(1) 火災出動

① 出動指令

田村消防署の各消防隊は消防本部の出動指令により、消防団の各消防隊は原則として本部からの出動指令により出動する。

② 火災出動態勢

出動体制は、以下のとおりとする。

ア 船引町市街地地域

船引町市街地地域の火災出動は、移動無線局を有する田村消防署消防隊と消防団船引地区隊を組合わせた消火活動を基本とする。

イ 周辺部地域

周辺部地域の火災出動は、田村消防署各分署消防隊と各地区隊の組み合わせを基本とし、出動区域は、原則として当該管轄区域内とする。

ただし、管轄区域内に火災発生がなかった場合または発生したが少数隊によりこれを鎮火できると分署の最高指揮者が判断した場合は、一部の活動隊を除いた分団の消防隊を分署に集結させ、本部の指示する地域に出動するものとする。

③ 出動途上の留意事項

ア 他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は本部に報告し、指示命令を受けるものとする。

ただし、通信の輻そう等により指示命令が受けることができない場合は、消火活動の原則を勘案した指揮者の判断によるものとする。

イ 救助事故に遭遇した場合の措置

火災出動途上、家屋倒壊等による人命救助事故を発見した場合は、原則として火災現場に直行するとともに、この旨を本部に報告する。なお、この場合付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。

(2) 消防水利の確保

消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等を活用して、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るものとする。

3 危険物施設等の火災対策

(1) 危険物施設

爆発、引火または発火のおそれのある危険物等を大量に貯蔵する建物及び場所に対する火災対策は、次のとおりとする。

① 防ぎよ上の留意点

ア 危険物施設の建物自体が燃焼し、または隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止策を第一とし、一般建物火災の防ぎよに準ずること。

イ 現場到着と同時に、防火管理者または責任者から対象物の量・状態等の情報を入手し、爆発等の危険度を判断して被害防止に努めること。

ウ 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤の使用または噴霧注水とし、注水は、状況に応じ規制すること。

エ 未燃焼のタンク等(ドラム缶、ガスボンベを含む。)に対しては冷却注水するとともに、可能なものは移転分離すること。

オ 大規模タンクの場合は、底部より油を抜き取り、減量してから制圧すること。

カ 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。

キ 爆発の飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備すること。

ク 爆発による危険防止と強烈な輻射熱による火傷防止に留意すること。

② 消火薬剤の調達

消防本部が保有している消火薬剤では制圧できないと判断される場合には、県または事業所等から調達するものとする。化学消防車の出動を要請する。

(2) 放射性同位元素等取扱い施設

隊員の被曝防止を最優先する他、防ぎょ上の留意点は、次のとおりとする。

① 隊員は、防護衣、防護マスク等の気密点検を確実にを行い、消防活動にあたるものとする。なお防護衣等が不足する場合は、他消防本部または自衛隊の協力を得る。

② 現場到着と同時に、放射性同位元素等による汚染の有無を確認したのちに放射性同位元素等の保管状況、火勢の状況により、関係者の意見等により防ぎょ及び汚染防止の方針を決定する。

③ 放射性同位元素等による汚染を確認した場合は、汚染地域を立入禁止にするとともに、警戒員(空間線量等の測定員)を配置し、継続的に監視する。

④ 警戒区域の設定は、安全度を十分とり、状況により縮小することはあっても、拡大することのないようにする。この際風向風速を適切に判断し設定する。

⑤ 使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火処理等については、関係者の意見を十分尊重して行う。

⑥ 状況により放射能障害等が警戒区域外に及ぶと判断したときは、関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める。

⑦ 必要により、現場近傍の適宜の位置に除染所を開設する。この際、汚染水が用水路等に流出しないよう汚染水の浄化処置を行う。

第3 火災防ぎょ活動

1 発災直後の防ぎょ活動

発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各分署及び各地区隊ごとの指揮体制による分散防ぎょ活動とする。

2 本部による指揮体制への移行

時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施するものとする。

(1) 消防隊の分散運用による全火災鎮圧

消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、消防力を各現場に分散して全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図るものとする。

(2) 消防隊の集中運用による重点防ぎょ活動

延焼状況等より分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域または一部の地域について重点防ぎょ活動を行うものとする。

(3) 拠点防ぎょ活動

延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、拠点防ぎょ活動を行うものとする。

第4 応援要請

消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに「第5部 相互応援協力編」に示す手続きに基づき、他消防本部等に要請するものとする。

第10節 医療救護活動

災害のため医療機関の機能が停止し、または医師の不足等により被災した市民等が医療・助産の途を失った場合や多数の負傷者が発生した場合に、関係医療及び防災関連機関と密接に連携し、迅速かつ的確な医療活動を実施して負傷者等の適切な保護を図るものとする。

第1 医療・救護活動

災害時の医療は、限られた人的・物的医療資源で膨大な負傷者に対応しなければならない。そのため医療活動にあたっては、「トリアージ」、「負傷者の搬送」、「負傷者の治療」等業務の連携に留意する。

1 実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

(2) 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 救護班の出動要請

(1) 救護班の出動要請

① 市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、災害の状況を把握するとともに、知事(県中地方振興局経由)及び関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ医師会長に対し、医師会救護班の出動を要請する。

② 市長は、災害の状況に応じ、知事(県中地方振興局経由)に対して、救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

(2) 救護班の出動要請の方法

災害の発生により、市長が医師会または知事に対して、救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 出動を要する人員(班)及び器材
- ④ 出動の期間

- ⑤ その他必要な事項
- 3 救護所(「応急処置を行う場所」をいう。)の設置
 - (1) 救護所の設置場所(指定順位)

救護所は、概ね次の順位により開設する。

 - ① 外科的処置が可能な施設を有する病院または診療所等
 - ② 前号以外の病院または診療所等
 - ③ 病院若しくは診療所等のない地区またはこれらの施設で間にあわないときは、学校、集会所、公民館、避難所等
 - (2) 救護所の表示・公告

救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字標示の赤色灯を掲げるものとする。
- 4 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

 - (1) 診療(死体検案を含む)、負傷者が多数の場合トリアージを優先
 - (2) 応急措置、その他の治療及び施術
 - (3) 分娩の介助及びその前後の措置
 - (4) 薬剤または治療材料の支給
 - (5) 医療施設への搬送要否の決定
 - (6) 看護
 - (7) その他医療(看護)救護に必要な措置((1) 診察(死体検案を含む)。)
- 5 現地総括者及び現地医療指揮者
 - (1) 現地総括者

医療救護班長(保健課長)を現地総括者と定め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたるものとする。
 - (2) 現地医療指揮者

医師会長または医師会長指名者を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとるものとする。
- 6 負傷者等の搬送
 - (1) 後方医療施設等への搬送

発災後、直ちに交通規制が実施されなければ、交通渋滞により陸路搬送は困難となることが予想される。したがって空路搬送についても準備する。

 - ① 搬送対象者

現地総括者または現地医療指揮者の要請に基づき、救護所において応急手当等がなされた負傷者等で、後方医療機関等への収容を必要とする者

② 搬送手段

ア 消防本部が配備する救急車または救急車が出動中のときは市有車両を使用するほか、必要に応じ医療機関が所有する緊急自動車や民間所有車両の協力を得て搬送する。

イ 緊急を要する負傷者等

ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等を活用する。

(2) 負傷者が多数発生した場合の措置

負傷者が多数発生し、搬送する車両等が不足した場合は、トリアージ(負傷者の負傷程度により治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけの体制)を実施し、優先度の高い負傷者から適切な搬送を行う。

7 費用の負担区分

(1) 災害のため出動した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、市が負担するものとする。

(2) 災害救助法が適用された災害は、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内で発生した災害にあってはその企業体が負担する。

(3) 災害のため出動した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

8 損害補償

災害のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、または障がい者となったときは、市町村消防災害補償等組合条例第9条の2(平成18年12月)の定めるところに準じて、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令(条例を含む。)の定めるところにより損害補償を受けた場合には、その補償の限度において、損害補償の責めを免れる。

9 医療実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

第2 医療ボランティアの活用

医師、看護師、薬剤師等医療関係者が不足すると判断された場合は、事前に登録されている医療関係技能ボランティア等の有効活用を図るものとする。

第3 助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。

1 実施責任者

(1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合ま

たは事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

- (2) 被害の程度により同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象者

災害発生の日以前または以降の7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 救護班

保健班は、田村医師会等の協力を得て、医師、または助産師1名、看護師2名及び所属の指定職員1名で編成する救護班を編成し、助産を実施する。

(3) 助産の範囲

助産は、次に掲げる範囲で行う。

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 費用

支出できる費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。

[災害救助法：救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準]

(5) 期間

助産を実施し得る期間は、分べんした日から7日以内とする。

(6) 整備帳簿類

- ① 救助実施記録日計表(県様式3-7-5(2))
- ② 医療品衛生材料受払簿(県様式3-12-4)
- ③ 救護班診療記録簿(県様式3-12-6)
- ④ 助産台帳(県様式3-12-10)
- ⑤ 助産関係支出証拠書類

第 1 1 節 緊急輸送活動・交通規制

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容・搬送、災害応急対策要員等の輸送、災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速を期するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用等陸路、空路による輸送体制を整備するものとする。

第 1 緊急輸送活動

1 第1次緊急路線の確保

田村警察署は、災害発生後の交通渋滞による緊急輸送活動特に救出・救助活動の緊急搬送の遅延を防止するため、速やかに第1次確保路線の交通規制を実施し、路線を確保するものとする。

2 緊急輸送にあたっての配慮事項

緊急輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

3 緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、下記(1)のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

(1) 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- ① 被災者の避難(被災者の避難の副次的輸送を含む。)
- ② 医療及び助産における輸送
- ③ 被災者の救出のための輸送
- ④ 飲料水の供給のための輸送
- ⑤ 救援用物資の運搬のための輸送
- ⑥ 死体の捜索のための輸送
- ⑦ 死体の処理(埋葬を除く。)のための輸送
- ⑧ その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

(2) 緊急輸送活動の対象

段 階	輸 送 対 象
第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の継続 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

第3段階	(1) 第2段階の継続 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品
------	--

(3) 輸送の期間

各救助の実施が認められる期間とする。

(4) 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

(5) 災害活動拠点の指定

救援物資等の受け入れ、仕分け及び配送等の業務を担う物資等集積所として、あらかじめ選定している災害活動拠点を被災状況の確認後、指定するものとする。

第2 輸送の実施

1 車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行うものとする。

(1) 人員、物資の優先輸送

① 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、救出されたり災者、本部員、消防機関の職(団)員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

② 物資の輸送

ア 物資の輸送について災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定する。

イ 緊急物資輸送の優先順位

(ア) 食糧及び飲料水

(イ) 医薬品及び防疫物資

(ウ) 生活必需品

(エ) 災害復旧用資材

(オ) 車両・暖房用燃料等

(2) 緊急輸送車両の確保

① 市保有車両の活用

緊急輸送に必要な車両は、市が保有、あるいは直接確保できるものを第1次的に利用する。

② 担当部班

車両等の掌握、配車については、輸送班が担当するものとする。

③ 車両の要請

輸送班は、要請があった場合、使用車両を決定し要請者に通知する。ただし、市有車両がない場合には、他の公共団体に属する車両並びに民間営業用の車両を借り

上げる等により確保し配車する。

④ 車両等確保の協力要請

市長は、市内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村内で車両等を確保することが効率的な場合は、県及び近接市町村に協力を要請するものとする。

2 県への調達要請

市保有車両等による輸送用車両に不足が生じた場合は、県に対して次の事項を明示して調達斡旋を依頼する。

- (1) 輸送を必要とする人員または物資の品名及び数量(重量)
- (2) 車両等の種類及び台数
- (3) 輸送を必要とする区間及び借上期間
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要事項

3 空路による輸送

陸上交通の途絶、または緊急の輸送活動が生じた場合は、県及び県を通じて消防防災ヘリコプター、または陸上自衛隊等ヘリコプターの派遣を要請する。なお、ヘリコプターの活用は、概ね次のとおりとする。

- (1) 発災直後の活用
 - ① 被害情報の収集(概括的被害の把握)
 - ② 重症者または医師等医療関係者の輸送
- (2) 応急活動時の活用
 - ① 重症者または、医師等医療関係者の輸送
 - ② 緊急物資の輸送
 - ③ 防災対策要員の搬送
 - ④ 遺体の輸送(陸路搬送が困難な地域)

4 人力による輸送

(1) 労務者による輸送

災害のため車両等の輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。労務者の確保は、「第21節 賃金職員の雇用」に定めるものとする。

(2) 自衛隊の要請

労務者の確保が困難であり物資等の輸送が緊急を要する場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。自衛隊に対する災害派遣要請は、第5部「相互応援協力編」に定めるものとする。

5 鉄道による輸送

道路の被害等により車両等の輸送が不可能な場合、または遠隔地において人員・物資・機材等を確保し、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、県を通じJR東日本へ応援協力を要請するものとする。

第3 整備帳簿類

- (1) 救助実施記録日計表(県様式3-7-5(2))
- (2) 輸送記録簿
- (3) 燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿
- (5) 輸送費関係支払証拠書類

第12節 交通の確保

陸上交通機能の早期回復及び混乱の防止等交通確保対策を迅速に実施して円滑な災害応急対策及び災害応急復旧対策を図るものとする。

第1 陸上交通の確保

県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図るものとする。

1 公安委員会

- (1) 緊急輸送路については優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止または制限する。
- (2) 区域、または道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

2 道路管理者

- (1) 市は、発災後、速やかに被害状況の把握を行い、管理する道路及び橋りょう等の交通施設が被害を受けた場合は、応急復旧対策を実施する。なお、国道、または県道が破損した場合については、三春土木事務所に通報して、応急対策の速やかな実施を要請する。
- (2) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。この場合、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(3) 被災状況の把握

災害発生後直ちに道路等の緊急パトロールまたは緊急点検を実施し、応急復旧の必要な箇所と復旧方法等について把握する。

(4) 応急復旧の実施

把握された被害状況に基づき、応急復旧の方針を検討し、亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を行う等市道路等の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

3 緊急輸送路等の確保

市は、道路被害状況の調査結果に基づいて県、警察及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ選定している緊急輸送路について被災状況を確認し、確保すべき道路を次の基準に基づき緊急輸送路として指定するものとする。

第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路 (避難拠点や避難所などを連絡する道路)

第2 道路交通確保の措置

1 道路施設の応急復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ効果的な応急復旧を行うものとする。

2 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官

- ① 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ② ①の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(2) 自衛官及び消防吏員

警察官がその場にはいない場合に限り、前記①、②は災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら当該措置をとることができる。

3 除去障害物の処分

- (1) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空き地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処

分するものとする。

(2) 障害物除去の優先順位

- ① 発災時、応急の緊急輸送路の選定された道路
- ② 1次～3次確保路線
- ③ その他、市の指定する緊急輸送路に選定した道路
- ④ 一般道路

第3 交通規制

1 交通規制の実施

緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき速やかに区域行車両以外の車両の通行を禁止または制限するなど交通規制を実施する。この場合、警察は市内主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理・指導及び広報を行うものとする。

(1) 規制の種別等

実施責任者	範 囲	根 拠
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路交通法 第46条第1項
公安委員会	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	基本法 第76条第1項 道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれのある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 初動の措置

- ① 警察官は、大震災が発生した場合、緊急に避難路、救出・救助用道路等を確保するため交通規制を行う。
- ② 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(3) 規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官または関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

(4) 迂回路等の設定

- ① 公安委員会及び道路管理者は、応急復旧に際しては、必要に応じて迂回路を指定し、交通の確保に努める。特に緊急輸送等のための主要な交通確保路線は、優先的に復旧作業を行い、交通機能の早期回復に努める。
- ② 公安委員会及び道路管理者は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

(5) 規制の広報

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域または道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

2 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急通行車両の確認は、基本法第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行うものとする。

(2) 事前届出済の車両

- ① 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行うものとする。この場合は、確認のために必要な審査は、省略される。
- ② 上記の車両は、県災害対策課、警察本部、警察署、交通検問所等において、届出済証による確認が行われ、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

(3) 地震発生後の届出

輸送班は、地震発生後に、車検証等必要書類を警察署に持参し、正規の手続きにより、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。また、市が行う緊急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両についても同様の手続きをとるものとする。

第4 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

車を走行させている地域に、災害が発生したときまたは発生したのを知ったときにおける運転者のとるべき措置は次のとおりとする。

- (1) 基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域または道路の区間(以下、「通行禁止区域」という。)では、一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域内に在る運転者は、次の措置をとるものとする。

- ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたとき

規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域の指定をして交通の規制が行われたとき

道路外の場所

② 速やかな移動が困難なとき

車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること。

③ 通行禁止区域内において警察官の指示を受けたとき

その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わない、または運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができるものとする。

(2) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

② 低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して交通情報等を聴取し、その情報に応じて行動すること。

③ 車両を置いて避難するとき

できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(3) 原則として避難のために車両を使用しないこと。要配慮者の避難のためやむを得ず車両を使用する場合は、警察官等の指示に従うこと。

第13節 交通施設の応急対策

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、自動車運送事業及び鉄道事業の諸施設の被害の発生及び拡大を防止し、応急復旧に努めるとともに、乗客の安全輸送を確保するものとする。

第1 自動車運送事業等

1 応急措置

(1) バス乗務員は、乗務中に災害に遭遇したときは、現場の状況を的確に判断し、乗客の安全を優先して臨機の措置をとり、直ちに運行管理者に状況を通報し、その後の指示を受けるものとする。

(2) 災害によりバス路線に障害が発生した場合は、運行管理者を経由して、道路管理者に通報し、復旧を依頼するものとする。

(3) 負傷者が発生したときは、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努めるものとする。

2 緊急輸送

本部または防災関係機関から人員の緊急輸送について要請があった場合は、バスを提供するものとする。

第2 JR東日本鉄道運送事業

1 乗客の避難・救護対策

(1) 運転士及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに、乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行うものとする。

(2) 運転士及び駅務員は、必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導するものとする。

(3) 運転士及び駅務員は、負傷者等が発生したときは、救護にあたりるとともに、必要に応じ防災関係機関に救護要請を行うものとする。

2 抑止列車の乗客代行輸送の確保

災害区間発着、または通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、災害区間の代替え輸送力増強による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。

3 列車運行の広報活動

(1) 情報の提供

利用者の不安を除き、さらに利便を図るため、駅頭に不通区間・列車運行の現状及び開通見込みを掲示する等して周知を図るものとする。

(2) 広報

本部及びラジオ・テレビなどの報道機関に対し、随時不通区間・列車の運行状況・抑止状況・開通見込み等を連絡して広報を図るものとする。

第3 応援要請

地震災害により多数の死傷者が発生した場合は、速やかに防災関係機関及び本部に対する応援要請を行うものとする。「相互援助協力編 第1章 第2節」(参照)

第14節 賃金職員の雇用

災害応急対策を迅速、的確に実施するため必要な人員を確保するものとする。

第1 賃金職員の雇用は原則として現地で行う。ただし、「災害救助法」に基づく雇用については、知事の許可を得るものとする。

第2 賃金職員の雇用

- 1 「災害救助法」に基づく雇用内容
 - (1) 医療及び助産における移送
 - (2) 被災者救出のための要員
 - (3) 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
 - (4) 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
 - (5) 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
 - (6) その他「災害救助法」の規定による

- 2 雇用の期間
救助の種目ごとに定められている期間とする。

第3 賃金職員の動員要請

1 賃金職員の要請

災害の程度により各部が賃金職員を必要とするとき、次の事項を示し、総務班に要請する。実施については、各担当班とする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 労務の種類
- (5) 就労予定時間
- (6) 所要人員
- (7) 集合場所
- (8) その他参考事項

2 費用の負担

労務者に支払われる賃金は、災害救助法実施基準表に基づき支払いを行う。

第4 知事への応援要請

市長は、災害応急対策実施にあたり必要と認めるときは、知事に対し賃金職員の斡旋を要請するものとする。

第15節 社会秩序の維持活動

災害発生に伴う社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するため田村警察署及び防犯関係団体等の協力を得て各種犯罪の予防、取締まり、その他の公共の安全と社会秩序の維持活動を行うものとする。

第1 生活安定対策

1 市民への呼びかけ

市長は、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または発生するおそれのあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、防災行政無線及び広報車等を活用して呼びかけを実施するものとする。また、本部等への派遣職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずるものとする。

2 生活に関わる調査等の実施

(1) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策(対象となる事業者の事務所、事業所、店舗等がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。)

- ① 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- ② 特定生活物資を取り扱う事業所、店舗等の立入調査を実施する。
- ③ 買い占め、売りおしみ調査(対象となる事業者の事務所、事業所、店舗等がいずれも市内に所在するものに限る。)
- ④ 流言飛語の動向調査

(2) 必要な措置

- ① 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告、または公表を行うものとする。
- ② 当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置、または広報の実施を要請するものとする。

第2 防犯体制の確立

市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、田村警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請するものとする。

1 警備部隊の編成

警備部隊を編成し、情報の収集、被害状況の実態把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の応急活動を実施するものとする。

2 警備活動

(1) 警察による警備活動

地震災害時における警備活動は、次のとおりとする。

- ① 交通規制(発災後直ちに)
 - ア 救急・救助活動、応急対策のための第1次緊急路線の確保
 - イ 避難誘導路の確保
 - ウ 交通の混乱防止
- ② 情報の収集
- ③ 被害実態の把握

- ④ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
 - ⑤ 行方不明者の捜索及び死体の見分
 - ⑥ 被災地及びその周辺におけるパトロール等の強化
 - ア 被災地及び避難場所の警戒
 - イ 各種犯罪の予防検挙
 - ウ 食糧倉庫及び救助物資集積場所等の警戒
 - ⑦ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
 - ⑧ その他災害警備に必要な警察活動
- (2) 自主防犯組織等への支援
- 市及び警察署は、地域の防犯組織等による自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるものとする。
- 3 災害現場の警戒警備
- 市長は、災害の規模態様に応じて警備体制の確立を期するため、警察署と連絡を密にして、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 避難時の誘導
 - (2) 残留者の救出、負傷者の救護等
 - (3) 一般車両の通行禁止、制限等、緊急輸送確保のための交通規制
 - (4) 交通規制に伴う検問所設置等による交通指導取締り
 - (5) 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備
 - (6) 特別警らの実施と防犯活動
 - (7) 犯罪捜査活動
 - (8) 治安情報の収集等

第3 県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱しまたは混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行うものとする。

第16節 防疫・保健衛生活動

地震災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図るものとする。

第1 防疫活動

1 実施体制

被災地における防疫活動は市長が実施する。ただし、市のみでは処理が困難な場合は、県、協定締結市町村等の関係機関に応援を求めて実施するものとする。

2 防疫活動

市(医療保健支援部保健福祉班)は、知事の指示により、概ね次の防疫活動を行う。

(1) 消毒・清潔作業

被災地において感染症が発生し、または発生するおそれがある区域を重点的かつ適切な方法により消毒作業または清潔作業を実施する。

① 消毒または清潔の対象

ア 臨時給食施設

イ 家屋

ウ 便所

エ ごみ集積所、側溝

オ その他感染症が発生し、または発生するおそれのあるところ

② 浸水等により汚染した家屋については、消毒薬剤を配付する。

③ 井戸水の飲用指導

飲用井戸が汚染され、または汚染された可能性がある場合は、水質検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(2) ねずみ族昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるねずみ、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(3) 感染症患者等の医療の確保と予防

① 被災地において法定の感染症患者(1類・2類及び新感染症)が発生したときは、県が患者の医療の確保及び患者に対する入院勧告等の措置をとる。また、患者の家屋等の消毒指導または消毒等の措置を講ずる。

② 避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに感染症の早期把握に努める。

(4) 被災者への衛生指導

避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項等について啓発を行う。また、パンフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

(5) 健康調査(検病調査)及び健康診断

被災地及びその周辺地区住民に対して、緊急度の高いところから健康調査(検病調査)を実施するとともに、必要に応じ健康診断を実施する。

(6) 臨時の予防接種

災害の状況及び感染症発生状況等によりまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、知事の命令に基づき、迅速かつ確実に臨時予防接種を実施する。

3 防疫用薬品及び器材

防疫活動に必要な薬品及び器材は、平常時は保健福祉部(保健課)においてこれを備蓄する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度調達するとともに、必要に応じ県へ斡旋を依頼するものとする。

4 被害状況の把握及び報告

(1) 被害状況の報告

① 警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について被害状況を把握したときは、速やかに次の報告書を県知事(県中保健福祉事務所を経由)に提出するものとする。

② 被害状況の報告書等

- ア 被害(調査)票(県様式3-13-1)
- イ 防疫活動状況報告書(県様式3-13-2)
- ウ 災害防疫費所要見込額調(県様式3-13-3)

(2) 防疫活動状況報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告(昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5)に記載する事項を毎日知事へ報告する。

5 患者発生の措置

被災地域において伝染病患者若しくは保菌者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとらなければならない。交通途絶等のため、病院に収容することが困難な場合は、近くの災害を受けていない場所に臨時の隔離舎を設け収容するものとする。

第2 保健衛生活動

1 食品衛生監視

保健福祉班は、被災地における食品衛生に万全を期すため、次の食品衛生監視活動を実施する。

(1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ① 炊き出し等の食品の監視指導及び試験検査
- ② 手洗消毒の励行
- ③ 食器及び器具の洗浄消毒
- ④ 原材料及び食品の適正保管
- ⑤ 調理済食品の速やかな喫食
- ⑥ 飲用水の適正管理の指導及び簡易検査

(2) 被災地の営業施設及び臨時給食施設の指導

- ① 停電により腐敗または変敗した食品の供給防止
 - ② 施設、機械または器具の洗浄消毒
 - ③ 使用水の現場検査
 - ④ 調理済み食品の速やかな喫食
 - ⑤ 調理従事者の衛生管理
 - ⑥ 飲用水の適正管理の指導及び簡易検査
- 2 被災者等の健康管理対策
- 避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想される。このため、保健福祉班は、次の事項の実施に努めるものとする。
- (1) 巡回指導（必要と認めた場合）

避難所または応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康相談と栄養指導を実施するとともに、臨時給食施設の衛生管理について指導を行う。
 - (2) メンタルケアの実施
 - ① 避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、避難所または応急仮設住宅等の被災者に対し、医療機関等の協力を得て、巡回メンタルケアを実施する。この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図りながら、緊密な調整を行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。
 - ② 精神科入院病床及び搬送体制の確保

入院医療及び保護を必要とする被災者が発生した場合には、県中地方振興局を経て県(保健福祉部)へ、精神科病床及び搬送を要請する。
 - (3) 情報等の収集及び提供

食糧品の補給など、被災者等のニーズを把握し、関係機関との連絡調整を図る。

第3 動物の救護

飼い主不明の動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから、環境衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、県及び県獣医師会等関係機関と連携しながら次の活動を実施するものとする。

- 1 被災地域における動物の把握

飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の現況把握を行う。
- 2 避難所における動物の適正飼育の指導

飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

 - (1) 動物の被災状況等の情報収集

(2) 飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供

(3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導

3 関係機関との協力体制

被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について県及び県獣医師会に応援を要請して実施する。

第4 家畜伝染性疾病対策

1 家畜伝染性疾病の予防

被災地における予防対策は、市が実施する。ただし、市のみで実施が困難な場合は、県等に応援を求めて実施するものとする。

2 応急対策の実施

(1) 市が実施する対策

① 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握及び県への通報

② 伝染性疾病が発生した場合または発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導

③ その他必要な指示の実施

第17節 廃棄物の処理活動

災害により発生した廃棄物は、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とする。

なお、特に甚大な被害が発生した場合は、県に応援要請するとともに、協定締結市町村や他市町村及び廃棄物関係事業所等に対し応援を求め、緊急事態に対処するものとする。

第1 廃棄物

1 廃棄物の定義

地震災害時に排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の損壊、窓ガラス類の破損落下物及び生活ごみ(一般廃棄物)が多量に発生すると考えられることから本節における廃棄物の定義は、次のとおりとする。

(1) 災害廃棄物

① 可燃物

② 木質ごみ

③ コンクリートがら

④ 鉄くず

⑤ その他不燃物

⑥ 処理困難物

(2) 普通ごみ

平常時の一般廃棄物

2 現況の把握

(1) 廃棄物等の把握

環境衛生班は、各行政局内の一般廃棄物(ごみ)の排出状況等を調査し、次の項目について取りまとめるものとする。

- ① 一般廃棄物の排出量と必要車両及び台数
- ② 浸水便槽数と予想汲み取り量
- ③ 必要仮設トイレ数

(2) 一般廃棄物処理施設調査

環境衛生班は、市内の一般廃棄物処理施設の被害状況を調査のうえ、次の項目について市長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手するものとする。

- ① 処理能力
- ② 被害状況及び被害見積額
- ③ 応急復旧工事に要する概算見積額

(3) 報告

ごみ、し尿については環境衛生班が被害状況を集約し、避難者支援部長に報告するとともに、次の事項について、県に報告するものとする。

- ① 一般廃棄物処理施設被害状況並びに被害見込額
- ② 応急復旧工事に要する概算見積額
- ③ 一般廃棄物処理能力の確保状況
- ④ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

第2 普通ごみの処理

1 収集・運搬

- (1) 災害時には、大量の普通ごみが排出され、一時期集中して処理施設へ大量に搬入されるため、その処理が困難となる。このため、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置場を設置する。
- (2) 収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。
- (3) 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災住民及び収集運搬業者等に周知徹底する。

2 処分

収集運搬した普通ごみは、所定の清掃センター等ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて、協定締結市町村や他市町村及び廃棄物関係事業者等に対し処分の要請を行う。

第3 災害廃棄物の処理

1 実施責任者

- (1) 災害発生時の廃棄物の処理は、広域的かつ長期にわたる対応が必要となることから、田村地方1市2町と広域連携をとり、それぞれのごみ処理施設において、処理能力の範囲内で相互に処理を行う。
- (2) 大規模災害の場合には、処理施設そのものが被害を受けることも想定されるため、災害廃棄物の処理が困難となった場合は、県及び近隣市町村に支援を要請する。
- (3) 災害による倒壊家屋、焼失家屋等から発生する大量の木材、家財等の災害廃棄物は、原則として所有者自らが、解体・処理し、市の指定する場所に搬入することが望ましいが、自ら処理することが困難な場合は、市が被害状況を確認したうえで撤収を行う。また、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性が高いもの、道路の通行に支障をきたすおそれがある災害廃棄物は、適切な場所に移動し、市が処理を行う。
- (4) 市は、仮置場等、撤去した災害廃棄物の搬入先に関する情報の提供を行う。

2 収集・運搬

- (1) 災害時には、大量の災害廃棄物が排出され、一時期集中して処理施設へ大量に搬入され、その処理が困難となるため、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置場を設置する。
- (2) 収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。
- (3) 避難者の生活に支障が生じることのないよう、市は避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (4) 収集は、市の一般廃棄物収集業者、市の車両等により収集を行う。
- (5) 被害の状況により、相当数の車両を必要とする場合は、近隣市町村の一般廃棄物処理業許可業者及び、田村市建設業組合等に協力を依頼する

3 処理

- (1) 災害廃棄物は、処理に長期間を要する場合があることから、必要に応じ災害廃棄物の保管、選別及び焼却等の処理が可能な保管場所を確保する。
- (2) 収集した災害廃棄物は、原則として市の廃棄物処理施設で焼却、再資源化、埋立処分を行うこととするが、災害時は、施設の処理能力を超える多量の搬入が見込まれるため、災害廃棄物の保管場所において、廃棄物を適正に処理及び保管するための整備を行う。
- (3) 災害廃棄物は、「可燃物」「木質ごみ」「コンクリートがら」「鉄くず」「その他不燃物」「処理困難物」の6区分に分別し、適正に処理を行う。
- (4) 普通ごみの収集に支障がある場合は、必要に応じて生活環境に支障がない場所を指定し、暫定的に積置きする等の方策を講ずる。
- (5) アスベスト等の「処理困難物」は、国のアスベスト飛散防止マニュアル及び一般廃棄物処理基準に準じて飛散防止措置を講じる等、解体業者等に指導を行い、解体撤去時に搬出をして処理することを原則とするが、搬出が困難な場合は、処理が可能になるまでの間、災害廃棄物の保管場所において適正に保管を行うものとする。

4 災害廃棄物の排出量の推定

災害時には、平常時の一般廃棄物に加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきの排出が想定される。そのため、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ作業計画を策定する。なお災害時廃棄物の排出量は、次のとおりに推計される。

図表 震災時の廃棄物発生量

震災時の廃棄物(がれき)排出量の推計方法				
がれきの発生量 = ①解体棟数×②平均延床面積×③がれきの発生原単位 = 建物の全壊棟数×1棟あたり平均延床面積×がれきの発生単位 + 建物の半壊棟数×1棟あたり平均延床面積×がれきの発生単位 + 建物の焼失棟数×1棟あたり平均延床面積×がれきの発生単位				
がれきの発生量				
被害状況		がれきの発生量(t/棟)		
		計	可燃物系	不燃物系
全壊	木造	54.8	15.3	39.5
	鉄筋系・その他の構造	143.0	15.5	127.5
	鉄骨系	148.0	17.0	130.9
半壊	木造	27.4	7.6	19.8
	鉄筋系・その他の構造	71.5	7.7	63.7
	鉄骨系	74.0	8.5	65.5
焼失	木造	44.1	4.6	39.5
	鉄筋系・その他の構造	132.1	4.6	127.5
	鉄骨系	136.0	5.1	130.8
①解体棟数→県の被害想定報告から、市内の全壊棟数、半壊棟数、焼失棟数を抽出 ②平均延床面積→「固定資産概要調書」を基に作成				
構造		平均延床面積(m ² /棟)		
木造		78.70		
鉄筋系・その他の構造		129.14		
鉄骨系		207.83		
※その他の構造物については、存在棟数が少なく、コンクリートブロックがほとんどであることから鉄筋系建物に含めた。				
③がれきの発生原単位				
構造		平均延床面積(m ²)	がれきの発生量(t/棟)	
			可燃物系(t/m ²)	不燃物系(t/m ²)
木造	全壊	78.70	0.194	0.502
	半壊		0.097	0.251
	焼失		0.0682	0.502
鉄筋系建物 その他の構造	全壊	129.14	0.12	0.987
	半壊		0.06	0.4935
	焼失		0.036	0.987
鉄骨系建物	全壊	207.83	0.062	0.63
	半壊		0.041	0.315
	焼失		0.0246	0.63

※がれきの発生原単位は、兵庫県(阪神・淡路震災結果)の数値を基に算定
 ※その他の構造物については、存在棟数が少なく、コンクリートブロックがほとんどであることから鉄筋系建物に含めた。

5 仮置場の確保

- (1) 仮置場は、中小規模仮置場と大規模仮置場の2タイプを設置する。中小規模仮置場は、基本的には発生する震災廃棄物の一時的な仮置きをし、必要に応じ分別作業を行うこととする。大規模仮置場は市内の行政局毎等、いくつかの場所に分散して設置し、震災廃棄物の長期にわたる仮置き、あるいは仮設処理施設による再資源化処理等を行うものとする。
- (2) 仮置場は、まず市民の避難場所及び仮設住宅建設場所等の確保を最優先に行った後、震災廃棄物の発生状況から必要と判断される場所(必要面積)を、公共用地を中心として計画的に選定、確保するものとするが、民間の廃棄物(ごみ)処理施設等の活用も検討する。なお仮置場の必要面積は、次の式、数値に基づき推計する。

図表 仮置き場の必要面積

仮置き場の推計方法
$\text{仮置き場の必要面積} = \frac{\text{仮置き量}}{\text{見かけ比重} \times \text{積み上げ高さ}} \times (1 + \text{作業スペース割合})$
仮置き量 = がれき発生量 - 年間処理量 年間処理量 = がれき発生量 / 処理期間(3年) 見かけ比重 = 可燃物0.4(t/m ³)、不燃物1.1(t/m ³) 積み上げ高さ = 5 m 作業スペース割合 = 作業スペース割合100%

- (3) 仮置場を選定するにあたっては、次の選定要件を満たす場所とする。
 - ① 搬入に便利なこと
 - ② 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと
 - ③ 中長期の使用ができること
 - ④ 再利用・焼却・埋立て等の搬出に便利なこと
 - ⑤ 飛散防止・安全管理が容易であること
 - ⑥ 水源や病院、学校等に近接していないこと

第4 し尿の処理

1 し尿処理量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活

用するとともに、あらかじめ水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推計しておくものとする。

2 仮設トイレの設置

(1) 必要台数の把握及び設置場所

- ① 上下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。
- ② 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために近傍の市有地等に設置する。

(2) 仮設トイレの設置基準(必要とする住民あたりの必要数)

① 仮設トイレの設置箇所数

1箇所/200世帯

② 仮設トイレの設置台数

1.2台/100人

(3) 仮設トイレの調達

関係業者と早急に連絡をとり、必要数量を確保するとともに協定締結市町村や他市町村に対し提供を求める。このとき同時に次の物資の手配についても考慮する。

- ① トイレットペーパー
- ② 清掃用具

(4) 仮設トイレの管理

設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。

3 収集

災害の状況に応じては、家庭便槽の漏水や破損等で緊急なし尿の収集が必要とされるため、収集計画を立て、次のとおり実施するものとする。

- (1) し尿の処理は被災地の状況を考慮して、緊急くみ取りを必要とする地域から順次実施する。
- (2) 被災地における防疫面から、倒壊家屋及び焼失家屋等の不要となった汲取り式便槽のし尿についても収集する。
- (3) 被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施するものとする。
- (4) 収集については、祝祭日にかかわらず作業を実施するものとする。
- (5) 仮設トイレの汲取りは、原則的に1日1回行うものとする。
- (6) し尿収集車等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請するものとする。

4 処理

- (1) 収集した一般廃棄物(し尿)は、原則としてたむら衛生処理センターで処理する。また、たむら衛生処理センターにおいて処理能力を確保できない場合は、適切な貯留槽を設置し薬品を投入する等、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

(資料編 1-17-4①「し尿収集車(バキューム車)保有数」参照)

- (2) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより処理することとする。また、汲取り式便槽が設置されている避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段から水の汲み置き等を指導しておくことが必要である。

5 廃棄物処理施設の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理が難しくなり、普段より施設の維持管理を十分に行うものとする。

(資料編 1-17-4②「塵芥処理施設」及び 1-17-4③「一般廃棄物処理施設(ごみ・し尿)」参照)

(2) 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼する等の方策をとるものとする。

6 応援体制の確保

市は被災状況を勘案し、区域内での処理が不可能と思われる場合には、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく支援を、県(環境保全総室一般廃棄物課)に要請する。

また、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間と応援体制を整えておくものとする。

第5 死亡獣畜の処理

災害によって死亡した家畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合または路上に放置されている場合には、市が処理するものとする。

1 処理方針

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のとおり行うものとする。

- (1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。
- (2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。
- (3) その処理については、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

2 処理方法

(1) 埋却

穴を掘り、死亡獣畜を入れ、クレゾール石けん液及び石灰等を散布し、地表から深さ 1 m以上の土砂で覆う。

埋却した場所には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(2) 焼却

約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル及び鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪を置いて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

第 18 節 応急給水活動

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、または飲料水の汚染により水飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。必要最小限度の飲料水の供給と医療用水等を優先的に確保するものとする。

第 1 実施体制

災害により水道水が使用できないとき、上下水道局長は、建設部と連絡のうえ、県保健福祉部の協力を得て、応急給水を実施するものとする。

1 応急給水体制の確立

災害発生後、速やかに配水池、浄水場等の水源状況、水道施設の被害や断水等の状況を調査・把握し、あらかじめ定める実施計画に基づき、効率的かつ適切な応急給水を実施するものとする。

2 応援要請

被害が大きく、市自らによる十分な応急給水の実施が困難と判断される場合は、県または協定締結市町村等に協力を要請するものとする。また、自衛隊の応援が必要なときは、県に要請する。

3 市民への広報

(1) 周知方法

給水にあたっては、広報車の巡回及び防災行政無線等により、市民に周知する。

(2) 広報内容

- ① 給水拠点の場所及び給水時間
- ② 給水方法(容器等の持参含む。)
- ③ 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
- ④ その他必要事項

4 飲料水の供給

飲料水の供給は、給水車及び給水所の設置等により実施する。

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- ② 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて、市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

- ① 対象
災害によって現に飲料水の供給を受けることができない状態となった場合
- ② 支出費用
災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。
- ③ 給水の期間
災害発生の日から7日以内とする。

第2 給水の実施

1 給水目標

1人1日30ℓの供給を最小限度として3日までは10ℓとし、被災後は次第に水の需要が増えるため2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の状況に応じ、逐次給水を増量するものとする。

発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努めるものとする。なお、必要により市販の容器入り飲料水を確保する。

2 給水方法

応急給水用の水源は、浄・配水場に貯留された浄水及び井戸水等を活用して、「運搬給水」、「拠点給水」、「仮設給水栓による給水」をもって給水する。

(1) 運搬給水

導水施設、浄水施設または送水施設や配水本管の復旧が終了するまで、給水車、給水タンク車等による運搬給水を実施する。

(2) 拠点給水

上水道施設の破損について、直ちに応急修理を施し、指定避難所等適当な場所に応急給水所を設置する。

(3) 仮設給水栓による給水

応急復旧の状況により、通水した配水本管や支管上の消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

3 応急給水の優先順位

避難所や病院等の緊急を要する施設や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には給水

車、応急給水栓等を優先的に配備するものとする。

4 応急給水用資器材の備蓄調達

応急給水用資器材及び応急復旧用資器材を備蓄しており、また、必要に応じて関係機関から調達するものとする。

[応急給水・応急復旧用資器材一覧]

5 その他水の確保

(1) 公共施設の受水槽

必要に応じて、当該施設の了解を得て、利用する。

(2) プール等

比較的汚染の少ないプール等の水源について飲用の適否及び水質の検査を実施し、ろ水器等により浄化し、利用する。

(3) 井戸

水質検査を実施し、指定を受けた民有の井戸について、所有者の協力を得て、水源として利用する。

第19節 食糧・生活必需品の供給活動

災害によって避難所に収容された者及び住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者並びに日常生活に欠くことのできない被服・寝具等の生活必需品を喪失・棄損し被災者に食事及び生活必需品等の供給を行い、被災者の心身の安定を図るものとする。

第1 食糧の供給

1 食糧の供給等

(1) 食糧供給の対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者(この場合は、災害救助法による措置としては認められない。)

(2) 応急供給品目

応急品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、即席麺、レトルト食品等とする。

(3) 応急供給の数量

1人あたりの供給数量は、次のとおりとする。ただし乾パン、麦製品の換算率は、100%とし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- ① り災者に対する給食は、1人あたり1食精米換算200gの範囲内
 - ② 被災によって、供給機関での通常供給ができないときの供給は、1日あたり精米換算400gの範囲内
 - ③ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食あたり精米換算300gの範囲内
- (4) 給与期間
- ① 原則として、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が継続し、または二次災害の発生が予想される等の状況が続き、相当期間の給食が特に必要であると判断される場合はこの限りではない。
 - ② 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物支給する。

2 食糧の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、食糧の調達が困難なため、「本編 第1章 災害減災計画 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備」に基づき備蓄されている簡易食品(乾パン、麦製品、缶詰、即席麺、レトルト食品等とする。)を活用し、調達する。

(2) 民間事業者からの調達

- ① 発災後に必要な緊急食糧は、民間事業者との協定に基づき流通業者に協力を要請し、調達する。
- ② 炊出し等に要する米穀は、市内の農業協同組合及び米穀販売業者等から調達する。(米穀販売業者等の名簿は、食料供給班が整備する。)
- ③ パン類は、市内の製パン業者から調達する。(製パン業者の名簿は、食料供給班が整備する。)
- ④ 副食、調味料等は、必要に応じ市内の販売業者等から調達する。(副食、調味料販売業者の名簿は、食料供給班が整備する。)

(3) 食糧(災害救助用米穀等)の調達

① 調達要領

- ア 食糧調達は、原則的に市内の事業者からの調達によるが、乾パン、缶詰、レトルト食品等、初期の応急対策に対応できるものについては、市において備蓄する。
- イ 緊急調達に備え、事前に市内の食糧供給協力業者等と協議し、速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め協定を締結する等災害に備えるものとする。

② 食品別調達要領

ア 災害救助用米穀の調達

米穀販売業者に不足を生じた場合、または緊急を要する場合は、県に申請し、政府保有米穀または米穀卸売業者等から緊急引渡を受ける。

また、災害救助法が適用された場合において、緊急を要し県の指示を受けるいとまがない場合は、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における「米類の買

入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の緊急引渡を要請する。

イ 乾パンの調達

災害用乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に申請し緊急引渡を受ける。

ウ 生パン

市内のパン製造業者に、事前に連絡して製造を依頼して調達する。

エ 副食、調味料

副食、調味料(醤油、味噌、塩、缶詰等)については、必要に応じて市内業者から調達する。

オ 乳児食の調達

乳児に対する給食は、人口栄養を必要としその確保が困難な者に対して、実情に応じて市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

(4) 他の自治体等からの調達

市内で十分な食糧の調達ができない場合は、協定締結市町村または県を通じ全国の自治体に対して支援を要請する。

① 発災直後～3日以内は、県内市町村及び近隣市町村等からの救援食糧を活用する。

② 発生後概ね4日以降は、全国の自治体等からの救援食糧を活用する。

3 食糧供給の実施

食糧の供給は、食品の給与、または炊出しにより実施するものとする。

(1) 実施責任者

① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合、または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

② 被害の程度等により法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

ア 避難所に収容された者

イ 住家が全焼・半焼、全壊・半壊等により被害を受けたため、炊事のできない者

ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

② 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

③ 給与する食品の種類

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物で、次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与するものとする。(米穀、弁当、パン、即席麺、レトルト食品等)

(3) 炊き出しによる給与

① 炊き出しの実施

炊き出しは、日赤奉仕団体等の協力により、小・中学校(避難所)等の給食施設を利用して実施する。なお、災害の規模によって炊出し能力が不足する場合は、田村市給食センターで実施するとともに、自治会、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊出し活動を促進する。また、自衛隊の応援が必要なときは、県に要請するものとする。

② 炊き出し施設及び器材の使用

炊き出しは、小学校給食室、公民館等を使用する。炊き出しの際の炊事器材は、各小学校の給食用を使用するものとする。

③ 炊き出し方法

原則として包装食とし、なるべく保存性のある副食物を添えるものとする。

④ 協力団体

炊き出しにあたっては、次の団体の協力を求めて実施するものとする。

- ア 民生児童委員協議会
- イ 田村市社会福祉協議会
- ウ 婦人会
- エ 婦人消防協力隊(会)
- オ 日本赤十字社奉仕団
- カ 自主防災組織(行政区組織)
- キ 自衛隊

⑤ 炊き出しの依頼

緊急を要し、かつあらゆる手段をもってしても調達困難な場合には、市民に対し各家庭毎に包装食おにぎりの炊き出しを依頼するものとする。

⑥ 食糧の配付

ア 炊出しの配分は、食料供給対象者の避難形態別に班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を把握し、正確に行う。配分にあたっては高齢者、障がい者、幼児及び体力衰弱者等に優先的に配分する。

イ 被災者に対する給与は、原則として避難場所において実施する。なお、給食を必要とする自宅残留者等で自力受領可能者には、最寄りの避難所において配付する。

ウ 高齢者、障がい者及び体力衰弱者等の自力受領困難者については、各組織または町内会、自主防災組織の協力を得て配分する。

⑦ 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- ア 炊き出し受給者名簿
- イ 炊き出しその他による食品供与物品受払簿
- ウ 炊き出し用物品借用簿

第2 衣料等物資の供給

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼・半焼、全壊・半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失または棄損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 生活必需品の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、物資の調達が困難なため、「本編 第1章 災害減災計画 第14節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備」に基づき備蓄されている物資(毛布、タオル等)を活用し、調達する。

(2) 民間業者等からの調達

- ① 発災後に必要な物資は、民間業者との協定に基づき、流通業者に協力を要請し、調達する。
- ② 衣類、寝具、日用品及び生活必需品等は、必要に応じ市内の他の販売業者等から調達する。(販売業者の名簿は、物資供給班が整備する。)

(3) 他自治体等からの調達

市内で十分な生活必需品の調達ができない場合は、協定締結市町村または県を通じ全国の自治体に対して支援を要請するものとする。

- ① 発災直後～3日以内は、県内市町村及び近隣市町村等からの救援食糧を活用する。
- ② 発生後、概ね4日以降は全国の自治体等からの救援食糧を活用する。

3 生活必需品の給(貸)与

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- ② 被害の程度等により、法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 救援物資等給(貸)与品目

被災者には、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給(貸)与する。

ア 寝具(布団、毛布、タオルケット等)

イ 外衣(洋服、作業服、婦人服、子供服)

- ウ 肌着(シャツ、ズボン下、パンツ等の類)
- エ 身の回り品(タオル、手拭い、靴下、ズック等、傘等の類)
- オ 炊事道具(鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等の類)
- カ 食器(茶碗、皿、箸等の類)
- キ 日用品(石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等の類)
- ク 光熱材料(マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等の類)
- ケ 要配慮者用消耗器材(高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等)
- コ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの。

② 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

③ 救援物資等給(貸)与の期間

原則として、当該災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害が継続し、または二次災害の発生が予想される等の状況が続き、相当期間の給(貸)与が特に必要であると判断される場合はこの限りではない。

第3 食糧・生活必需品等の受入及び配分等

1 物資等の受入

食糧及び生活必需品等を受け入れるときは、次の内容を確認する。

- (1) 救援物資等提供元(代表者名、連絡方法)
- (2) 受入日時
- (3) 品目及び数量
- (4) 輸送方法(手段)
- (5) その他必要な事項

2 物資等の輸送

- (1) 備蓄物資等は、「本章 第11節 緊急輸送活動・交通規制」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
- (2) 民間業者等からの調達物資は、事業者が指定された場所に輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し、輸送する。
- (3) 県から給付を受けた物資等は、指定の災害活動拠点に集め、本章第11節「緊急輸送活動・交通規制」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し、輸送する。
- (4) 救援物資等は、指定の災害活動拠点に集め、仕分けを行い、本章第11節「緊急輸送活動・交通規制」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。

なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し輸送する。

3 救援物資等の集積場所

調達した物資、県及び他市町村等からの救援物資の集積場所は、原則として本章第11節「緊急輸送活動・交通規制」に基づき指定された災害活動拠点において集配、管理等を行う。多量の物資を輸送する場合等で、災害発生地区によって、在庫場所からの直接輸送の方が便利な場合には、集積せずに直接避難所等へ配送する。なお、物資等集積所における業務は、次のとおりである。

- (1) 物資等の受渡
- (2) 物資等の品目及び数量の把握
- (3) 物資等の仕分け
- (4) 物資等の管理

4 物資等の配給

(1) 避難所における配給

各避難所の管理責任者は、避難所に届けられた物資等を避難者に公平に配給するとともに、高齢者や障がい者等に優先的に配給するものとする。

(2) 在宅等避難者への配給

在宅等避難者は、必要な物資等の品目及び数を最寄りの避難所管理責任者に連絡し、同避難所で配給を受ける。また、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣の町内会、自主防災組織及びボランティア等の支援を得て配給するものとする。

第20節 障害物の除去

家屋の倒壊により発生する道路障害物や土砂災害等により住居等に流入した土石等の障害物は、被災者の救助や応急対策の実施を阻害するばかりでなく、道路交通や住民の日常生活に著しい支障をきたすため、迅速にこれを除去するものとする。

第1 住宅関係障害物の除去

災害により、住居またはその周辺に運び込まれた樹木、土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

- (2) 被害の程度等により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長

が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

- ① 住家が半壊し、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、当面の日常生活に著しく支障をきたす場合で、かつ自らの資力をもって除去することができないもの。
- ② 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

(2) 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

(3) 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(4) 実施期間

地震発生の日から10日以内に完了するものとする。

(5) 実施方法

- ① 市有の車両または機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、田村市建設業協会等の協力を得て実施する。また、市長は必要に応じ、県、自衛隊または協定締結市町村等に応援を要請するものとする。
- ② 工作物等の保管(基本法第64条)
所有者不明の工作物は、所有者が判明するまで本部が指定する場所に保管するものとし、保管を始めた日から14日間その工作物等を公示する。
- ③ 障害物の売却及び処分(基本法施行令第25条～第27条)保管した工作物等が滅失しまたは破損する恐れがあるとき、またはその保管に相当な費用並びに手数が要するときは、その工作物を売却し代金は保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札または随意契約により行うものとする。
- ④ 車両、機材調達先
建設業組合等
- ⑤ 整備帳簿類
 - ア 救助実施記録日計表(県様式3-7-5(2))
 - イ 障害物除去該当者調
 - ウ 障害物除去該当者選考調書
 - エ 障害物除去の状況
 - オ 障害物除去支出関係書類

第2 道路障害物の除去

1 実施機関等

災害による道路上の障害物の除去は、原則として次の機関が実施するものとする。

- (1) 国管理の国道
国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
 - (2) 県管理の国道及び県道
福島県三春土木事務所
 - (3) 市道
公共土木対策班
 - (4) 電柱、架線、看板等
施設の管理者
 - (5) 建設中の現場工作物等
事業者
- 2 障害物除去の対象
- 道路の障害物除去は、次の場合に行う。
- (1) 住民の生命、財産等を保護するために必要とする場合
 - (2) 交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合
 - (3) 応急対策活動を実施するために必要とする場合
 - (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合
- 3 障害物除去の優先道路順位
- 障害物の除去については、効率的な緊急輸送活動を行ううえでの重要度に応じて、路線別に順位を定め、優先的に実施し、交通機能の早期回復を図るものとする。
- なお、優先する道路は、概ね次のとおりとする。
- (1) 広域的な緊急輸送を担う幹線道路(第1次緊急輸送路)
 - (2) 第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路(第2次緊急輸送路)
 - (3) 避難拠点や避難所などを連絡する道路(第3次緊急輸送路)
 - (4) その他必要と認める道路
- 4 実施方法
- 市有の車両または機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、協定に基づき福島県建設業協会田村支部の協力を得て実施するものとする。また、市長は必要に応じ、県、自衛隊または協定締結市町村等に応援を要請するものとする。

第3 河川における障害物の除去

- 1 実施機関及び方法
 - (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、消防法に規定する消防機関の長が行うものとする。
 - (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
 - (3) 水防管理者、消防機関の長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

2 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、清掃センター等へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適切な場所がないときは、私有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償(使用)契約を締結するものとする。

第21節 行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬

災害により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に捜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施するものとする。

第1 行方不明者の捜索

事務局企画班は、災害の状況から判断して必要があると認めるときは、行方不明者の捜索及び救出を消防団、消防、警察、自衛隊など関係機関の協力を得て、遅滞なく実施するものとする。

1 救出活動の実施

行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、本部、消防団、消防、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

2 遺体の捜索

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

- ② 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

② 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

③ 実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

(3) 報 告

- ① 捜索中に遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察署へ報告するものとする。
- ② 捜索実施のつど、その状況を遺体捜索状況記録簿に記入し、県へ報告するものとする。

(4) 整備帳簿等

- ① 遺体捜索状況記録簿(県様式3-15-1)
- ② 遺体捜索用機械器具燃料受払簿(県様式3-15-2)
- ③ 遺体捜索用機械器具修繕簿(県様式3-15-3)
- ④ 遺体捜索費関係支払証拠書類

第2 遺体の収容

1 収 容

- (1) 保健福祉班は、警察署等の協力を得て、遺体を一時保存に適切な施設に収容するものとする。
- (2) 身元が判明し、引取人があると認められるときは、遺体処理台帳に記載のうえ引渡すものとする。
- (3) 身元が不明である場合は、遺体の撮影を行い、遺留品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺留品等を遺体処理台帳に記載し、遺体安置所等に掲示する。

2 警察による検視

遺体を発見または収容した際は、直ちに警察署に届出し、検視を受けること。

3 遺体の処理

(1) 対象者

災害によって死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置、遺体の一時保存、検索を行うことができない場合とする。

(2) 遺体の処置及び検索

保健福祉班は、医療救護班を通じて、医師会等に医師の派遣を要請し、所属の指定職員とともに遺体安置所等において、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検索を行うものとする。なお、必要に応じ、葬祭業者及び地元住民の協力を得て行うものとする。

(3) 遺体の引受け

保健福祉班は、警察署から遺体の引渡しのお知らせを受けたときは、直ちに職員を派遣し、引受けするものとする。

- ① 身元判明者については、遺体処理台帳に記載のうえ、引受人に引渡す。
- ② 身元不明者については、一時保存の措置を行うものとする。

(4) 遺体の処理期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

(5) 整備帳簿等

- ① 救助実施記録日計表(県様式3-7-5(2))
- ② 遺体処理台帳(県様式3-15-4)
- ③ 遺体処理費関係支出証拠書類

第3 遺体の処理・埋葬

1 遺体の取扱い

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署または直近の警察職員にその旨を通報するものとする。
- (2) 警察は、遺体の見分・検視を行うものとする。
- (3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺するものとする。
- (4) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるものとする。
- (5) 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族または関係者に引き渡すものとする。
- (6) 遺族等の引き取り者がいない場合また遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として火葬を行うものとする。

2 遺体の処理

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。
知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- ② 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

災害の際死亡した者に係わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

実施にあたっては、人心の安定、防疫または遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

② 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

③ 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。知事から市長が

行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

- ② 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

災害時に死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者に遺族がなく、埋葬を行うことができない場合に、応急的な措置として埋葬を行うものとする。

- ② 環境衛生班は、火葬台帳に記入のうえ、田村市斎場で火葬を行うものとする。

なお、火葬後も引取人のない遺骨は市内寺院等の協力を得て、埋葬するものとする。

- ③ 災害等の被害により、田村市斎場で火葬を行うことができない場合、または火葬が困難な場合は、福島県広域火葬計画に基づき、県及び近隣市町村との連携により、火葬を行うものとする。注)被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

④ 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

⑤ 実施期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

⑥ 整備帳簿等

ア 埋葬台帳(県様式3-15-5)

イ 埋葬費関係支出証拠書類

ウ 火葬台帳

4 安置所・火葬場等の確保

- (1) 安置所については、公共施設または寺院を利用する。
- (2) 遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を業者から調達する。
- (3) 災害応急納骨堂を、原則として田村市斎場敷地内に確保する。縁故者の判明しない焼骨または縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第または墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。

5 応援協力

市独自の対応では遺体の処理が困難な場合は、県または近隣市町村に対し応援を要請する。さらに、協定締結民間団体に応援を要請し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。このため、平常時から近隣火葬場の処理能力を把握しておくとともに、必要資材(棺・骨つぼ・ドライアイス等)について緊急時の手配先を調査しておくものとする。

第22節 住宅の応急確保

災害のため住宅を失い、または破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理及び既存の賃貸住宅等の斡旋、情報の提供等を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の供与

1 対象者

災害により住宅を失った者で、自らの資力では住宅を確保することのできない者に対して、建設型応急住宅等の建設、民間賃貸住宅を借上げての供与（賃貸型応急住宅）等を行うものとする。

2 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 被害の程度等により同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

3 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 建設型応急住宅

① 設置選定上の考慮事項

原則として次の条件を考慮して、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

- ア 住宅建設に適当な公共用地であること。
- イ 被災地周辺であること。
- ウ 交通の便がよいこと。
- エ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- オ 電気、飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと。

② 設置予定場所

原則として、できる限り集団的に建設できる被災地周辺の市有地等を建設場所とする。ただし、状況によりやむを得ない場合は、他の官有地、または私有地を借り上げし建設する。

③ 建物の規模及び費用の基準

ア 1戸あたりの規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

イ 支出できる費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

④ 建設の実施

建設は、災害時において活用し得る土木及び建築業者の名簿に掲げる建設業者に請け負わせて行う。

⑤ 建設資材

建設のための資材は、請負業者及び販売業者の手持品を利用するものとするが、災害時における混乱等により、業者に手持ち資材がない場合または確保が困難な場合は、県に必要資材の斡旋を要請する。

⑥ 建設にあたっての留意点

ア 応急仮設住宅地内に、規模に応じてごみステーション、仮設住宅案内板、通路の照明、集会施設駐車場等の生活便利施設を併設することを配慮する。

イ 住宅の構造は、高齢者や障がい者向けの仮設住宅等、入居者の状況や利便性に配慮した住宅の供給に配慮する。

ウ 冬季における凍結、寒冷対策及び夏季における熱中症対策等居住性の向上に配慮する。

⑦ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完了する。

(2) 賃貸型応急住宅

① 建物の規模及び費用の基準

ア 1戸あたりの規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

イ 支出できる費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

② 期間

災害発生の日から速やかに提供できるよう努める。

(3) 入居基準及び入居者の選定

入居できる世帯は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、民生委員等その他関係者の意見を聴き、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

① 住家が全壊、全焼または流出した者であること。

② 居住する住家がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

③ 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。

(災害による混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。)

④ 以下の特別な事情があり、応急仮設住宅を提供する必要がある者。

ア 当該時点では住家に直接被害はないが、二次被害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼または流出し、居住する居住する住家がないものと同等を見なす必要がある場合。

(注) ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り又は火山噴火等により、市長の避難指示等を受け、長期に渡り自らの住居に居住できない者等が考えられる。

イ 住家の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者

ウ 「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

エ 就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところであるが、緊急やむを得ない場合においては、次の点に留意のうえ、応急的な救助の実施主体である県において、個別に対応して差し支えない。

(ア) 家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合

(イ) 建設型応急住宅への集約等、行政都合による移転など本人の責めによらない場合

(ウ) 配偶者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合

(エ) エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低階層への転居等の場合

(オ) 入居後の健康悪化（重篤な疾病に限る）により、医療機関近傍への転居が望ましいと証される場合

(4) 入居者の決定

ア 該当者の抽出

生活基盤対策部(住宅等対策班)は、各行政局と連携し、被害状況報告及び被災者名簿(罹災証明発行者名簿)により、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調(県様式3-11-1)を作成するものとする。

イ 入居希望者の募集

生活基盤対策部(住宅等対策班)は、各行政局及び広報・渉外班を通じ、あらゆる広報手段を利用して、被災者に周知し、相当期間をもって募集する。

ウ 入居者の決定

生活基盤対策部（住宅等対策班）は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書（県様式3-11-2）を作成し、市長が任命する選考委員会（副本部長（副市長）ほか7名程度で構成）において、公平な審査、または抽選（公開を原則とする。）により入居者を決定する。

(5) 整備帳簿類

- ア 救助実施記録日計表（県様式3-7-5(2)）
- イ 応急仮設住宅入居該当者調（県様式3-11-1）
- ウ 応急仮設住宅該当対象者選定調書（県様式3-11-2）
- エ 応急仮設住宅台帳（県様式3-11-3）
- オ 建設工事関係書（契約書、設計書、仕様書等）
- カ 支払関係証拠書類
- キ 応急仮設住宅敷地賃貸借契約書
- ク 応急仮設住宅敷地使用貸借契約書

(6) 福祉仮設住宅の設置

市は必要に応じ、災害救助法の適用により福祉仮設住宅を設置することとする。なお、福祉仮設住宅の条件は、概ね次のとおりとする。

- ア 福祉仮設住宅として高齢者等の要配慮者を複数収容できる住宅
- イ 要配慮者が保健福祉サービス等を利用しながら生活できる構造及び設備を有する住宅

(7) 供与の期間

応急仮設住宅を給与できる期間は、工事が完了した日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

(8) 応急仮設住宅の管理

- ① 市は、災害救助法による応急仮設住宅については、県の要請によりその管理に協力する。
- ② 応急仮設住宅へ入居したひとり暮らし高齢者や障がい者等に対して、保健師の巡回をはじめホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- ③ 仮設住宅の管理者は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に実施できるよう関係各班と調整するものとする。

第2 住宅の応急修理

1 実施対象者

- (1) 住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者
- (2) 住宅が大規模半壊した者

2 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

- (2) 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

3 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 修理の基準等

① 修理箇所

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分を行うものとする。

② 費用の基準

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(2) 修理期間

原則として災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了する。

4 建築物の応急危険度判定の実施

居住者等の安全を確保し、被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施するものとする。

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の応急危険度判定調査を次の要領で実施する。

- ① 地震発生後、建築物の被害程度の概略把握を行う。

- ② 応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定士の資格を有する市職員を招集するとともに地震災害の規模に応じて、県、他市等の協力を得て実施する。

- ③ 応急危険度判定の結果は、必要な注意事項を付して、建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者に通知する。

(2) 市民への広報

広報・渉外班は、報道機関等により市民への危険度判定作業に関する広報を行う。広報の主な内容は、次のとおりである。

- ① 危険度判定の重要性と目的

- ② 判定作業の内容

- ③ 判定対象建築物

- ④ 判定作業の実施区域及び実施時期

- ⑤ 判定作業への協力要請

第3 空家住宅の確保

応急仮設住宅のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等の斡旋情報の提供等を行うものとする。

1 市営住宅等の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行うものとする。

2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずるものとする。

第23節 ライフライン等応急復旧活動

日常生活の基盤をなす上水道、下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設等の被害は、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は、相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止に努めるものとする。

第1 上水道施設

上下水道局は、災害発生に際し、直ちに水道施設の被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに応急復旧に必要な措置を講じ、速やかな応急給水体制を確保するものとする。

1 施設の復旧手順

施設の復旧にあたっては、拠点給水施設への給水や仮設給水栓の設置等、応急給水体制を考慮した復旧を実施する必要があることから、次の基本方針に基づき復旧工事を実施する。

- (1) 復旧は、給水効果が大きい主要施設及び早期復旧が可能な施設から行う。
- (2) 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。
- (3) 広域的な断水時には、幹線及び本管の早期復旧により、市内一円に応急給水体制がとれるように復旧工事を実施する。
- (4) 管路の復旧作業にあたっては、管の破損、継手の離脱等、管路切断状態の復旧を優先する。

2 復旧用資器材の調達

被災した水道施設のために必要とする資器材は、資器材取扱い業者と連携を図り、迅速な調達を行うものとする。

3 応援要請等

応急復旧の作業は、指定水道工事事業者に協力を要請するとともに、応急給水及び施設の応急復旧を実施するために必要であると認めるときは、市長は、知事または協定締結市町村に対し応援を要請するものとする。

第2 下水道施設

上下水道局は、災害発生に際して、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障の有無を確認するとともに、二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行うものとする。

1 マンホールポンプ施設の応急対応

地震によるマンホールポンプ施設の電気・機械設備、配管等補機類の被害について、速やかに被害状況を緊急点検表及び緊急調査表に基づき点検調査し、必要に応じて緊急対応を行うものとする。

2 管きよの応急対応

(1) 応急復旧

応急復旧作業は、早期の機能回復と二次災害の防止の観点から、管の破損または土砂流入による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を最優先とし、排水機能に支障のない被害は二次的に対応するものとする。

(2) 応急復旧の方法

① 被害箇所の把握

道路管理者、河川管理者、流域下水道等他の道路占有者など他機関及び市民からの情報等を考慮し、優先順位を決定し、管きよの緊急点検を実施するものとする。

② 応急措置

把握した管きよの被害状況に応じ、仮設配水管や可搬式エンジンポンプによる排水機能の確保を図るとともに、道路陥没など崩壊の危険がある箇所についても二次災害防止の措置を行うものとする。

③ 広範囲の下水道施設に被害が生じた場合

調査と同時に復旧作業を行い、公共ますからの取付管は浅く埋設されているため被害を受けやすく、災害発生後水洗トイレの使用が困難となり、市民からの修理依頼が想定されるため、田村市管工事組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図るものとする。

第3 電話施設

東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時の市民生活等における電話通信の果たす役割を認識し、電話施設の早期復旧に努めるものとする。

1 市の協力

災害のために電話施設に被害の発生のおそれがあり、または発生した場合において、電話施設の防護措置または応急措置を講ずる必要があるときは、市は、NTT東日本福島支店、

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)に通知し、同社がとる応急措置に協力する。

2 応急措置

(1) 東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、病院、ライフライン関係機関、要配慮者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、災害時における役割を考慮し、仮設電話の設置や早期復旧に努めるものとする。

(2) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとるものとする。

① 臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を行う。

② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

③ 防災関係機関が設置する通信網との連携協力を行う。

3 資機材等

応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行うものとする。

4 通信

通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行うものとする。

5 広報

電話施設の被害状況、仮設電話の設置場所、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、市民の不安解消に努めるものとする。

第4 電力施設

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターとの協力体制と緊密な連絡により、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対処するものとする。

1 被害の通報

電気事故防止のため、電力供給設備に次のような異常を発見した者は、東北電力ネットワークコールセンター（0120-175-366）へ通報するものとする。※人命に関わる等の緊急を要する場合は、別途同社と取り交わしている連絡先へ連絡する。

(1) 電柱が倒壊・折損・傾斜しているとき

(2) 電線が断線、垂れ下がっているとき

(3) 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき

(4) 電気設備から火花、音響、煙等が出ているとき

2 災害時における危険予防措置

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは、警察、消防機関等から要請等があった場合には、送電停止措置等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第5 ガス施設

災害のため、プロパンガス施設等に被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、ガス施設の二次災害防護措置並びに応急措置を講ずる必要が生じた場合には、市長は、ガス供給業者に通報し、ガス供給業者は、その速やかな措置について広報等を含め協力するものとする。

1 応急対策

応急対策の実施については、一般社団法人福島県L Pガス協会郡山支部が行うものとするが、その概略は次のとおりとする。

(1) 需要家関係

- ① 災害によりL Pガス配管からガスの漏えいのおそれがある場合は、報道機関、広報車等により、その旨を需要家に広報する。
- ② ガスの漏えいが発見された場合は、需要家に元栓、ガス栓の閉止を広報する。
- ③ L Pガスの使用再開にあたっては、戸別に配管の点検を実施し、二次災害の防止を図る。

(2) 配管関係

- ① 災害時においては、ガス漏えいの見つけに努め、引火爆発、中毒等の事故防止を図る。
- ② 配管折損等のために、ガス漏えいのはなはだしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講ずる。
- ③ 修理要員を増員し待機させるとともに、配管の漏えい箇所は早急な措置を施す。
- ④ 応急修理後も漏えいガスによる事故防止のための巡回を実施し、調査する。
- ⑤ 災害の規模に応じて他機関の応援を求めるほか、他機関からの要請のため出動できる体制を整えておく。

第24節 農地・農業用施設等応急対策

気象情報等の把握に努め、農地・農林業用施設の管理者とともに、農地、農道、林道、ため池、用排水施設等の農林業用施設の被害を軽減するための措置を行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等を迅速に行い、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第1 災害発生の未然防止

1 平常時からの良好な維持管理

平常時から農地・農林業用施設の管理者と連携を図り、施設の定期的な点検を実施し、亀裂、崩落等の兆候及び危険箇所を早期に把握するとともに、整備に努める。

2 災害発生直前の対策

(1) 農地、施設の点検、監視

大雨、台風に伴う災害発生の恐れがあるときには、各農地・農林業用施設の管理者と連携を取り、過去に被害が生じた箇所や農林業用施設等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関への連絡

農地、農林業用施設の点検、監視の結果、崩落、損壊等の恐れがあると認められる場合は、各農地・農林業用施設の管理者とともに、近隣住民、関係機関への連絡を実施する。

(3) 危険箇所等の補強

農地、農林業用施設の点検、監視の結果、崩落、損壊等の恐れがあると認められる場合は、所要の補強等の対策を行い被害の軽減に努める。

第2 災害応急対策災害により、農地・農林業用施設に被害が発生した場合には、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

1 被害状況の把握、報告等

農地・農林業用施設の災害の状況を県及び関係機関に報告するとともに、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)」に基づき、速やかに災害復旧を図る。なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する等、速やかな復旧対策を講じる。

2 農地、農業用施設対策

農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関等と連携し、ため池、農道、農業用排水路施設等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

3 農作物等

農作物等に被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病虫害防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。

4 家畜等

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関等と連携して防疫指導等に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。

5 林業対策

林道、農林地保全施設等に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関等と

連携のもと、安全の点検、応急復旧を実施する。

6 災害復旧事業

災害復旧事業の対象となる災害「暫定法」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)」による災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」である。

(1) 異常な天然現象の例

天然現象	内 容
降 雨	24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上
洪 水	警戒水位以上、低水位と堤防高の1/2以上
暴 風	連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上
火山噴火の降灰	粒径1mm以下：2cm以上、 粒径0.25mm以下 5cm以上
そ の 他	融雪・地すべり・地震・落雷・凍上他自然災害に起因する事象

(2) 農地、農林業用施設

区 分	要 件 等
農 地	田、畑耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地
農 林 業 用 施 設	ため池、頭首工、水路、農道、林道、揚水機、堤防、橋梁、農林地保全施設(受益戸数2戸以上の施設であることが必要)

第 2 5 節 市管理施設の応急復旧対策

災害が発生した場合、各公共施設等の施設管理者は、すみやかに被害状況を把握し、施設の機能回復のため、応急復旧措置を講じるものとする。

第 1 利用者等の安全確保

施設の管理者は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所や安全な場所へ利用者等を誘導するものとする。

第 2 被災状況の把握

1 施設の点検

施設の管理者は、施設の被害状況を把握するとともに機能維持に必要な設備等の点検を行い、機能に支障が生じているときは、直ちに本部に報告するものとする。

2 被災状況の把握と報告

施設の管理者は、出火防止など二次災害防止措置を講じた後、利用者の状況、施設の被害状況、周囲の被害状況等を速やかに把握し、本部へ報告するものとする。

第3 公共施設の応急対策

1 応急対策

庁舎、市施設等が被害を受けた場合は、応急危険度判定を受けた後、その判定に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行うものとする。また、市立小・中学校体育館等は避難所として指定しているので、被災したときは直ちに応急修理を実施するものとする。

2 報告

施設に避難者を受け入れる必要があるとき、または受け入れたときは直ちに本部へ報告するものとする。

3 高齢者や障がい者等を収容する社会福祉施設

避難が必要となったときは、本部及び防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図るものとする。

第26節 文教施設等応急復旧対策

災害が発生した場合は、幼稚園児及び小・中学校の児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な文教施設の応急復旧を迅速に実施するものとする。

また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施するものとする。

第1 勤務時間内に地震が発生した場合

学校等防災計画に基づき、生徒等の安全確保を最優先に整齐と行動するものとする。

1 生徒等の安全確保と被害状況の把握

- (1) 校長は、地震発生直後児童生徒・教職員の安全を確認するとともに、学校の施設・設備及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告するとともに、指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して万全の体制を確立する。
- (2) 教育委員会または校長は、生徒等及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した生徒等及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置をするとともに、それ以外の生徒等については、保護者と連絡を取り、引き渡しを行う。
- (3) 教育委員会または校長は、大量に負傷者が発生した場合は、本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。
- (4) 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、生徒等の安全を図るとともに、校長(教育委員会)に報告し、指示を受ける。

2 生徒等の避難

- (1) 校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、生徒等に危険が及ぶと判断した場合または本部若しくは現場の消防職員等から避難の指示があった場合は、生徒等を教職

員と協力して安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

- (2) 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等を把握し、異常の有無等を確認するとともに、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、あらかじめ定めた方法または本部等の指示により避難場所等所定の場所へ生徒等を誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織をつくる等十分配慮する。
- (5) 生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する

3 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずるものとする。また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、防災行政無線及び報道機関等を活用し、保護者へ連絡するものとする。

第2 勤務時間外に地震が発生した場合

1 被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、学校の施設設備の被害状況及び周辺の状態を速やかに把握し、教育委員会へ報告するものとする。

2 生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、生徒等及び教職員の安全を電話等の方法により確認するものとする。

3 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な処置を講じ、防災無線及び報道機関等を活用し、保護者等へ連絡するとともに、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告するものとする。

第3 学校施設の応急復旧措置

校長は、地震発生後、早期に教育活動が再開できるよう必要な措置を実施するものとする。

1 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を実施するものとする。

2 避難所となった場合の措置

学校が避難所となった場合の措置は「第8節 応急避難」による。

3 施設の応急復旧

- (1) 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を実施し、教育

を再開する。

- (2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- (3) 応急修理では使用できない程度の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理する。

第4 学校教育の再開

校長は、応急教育の開始にあたり、教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者等に速やかに防災無線、報道機関等あらかじめ定めた方法により周知徹底する。

1 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施するものとする。

- (1) 短縮授業
- (2) 合併授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 応急教育場所の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図るものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

3 教職員の確保

災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保するものとする。

- (1) 臨時参集
教職員は、原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能

の場合は、最寄りの学校に参集する。

(2) 参集教職員の確認

各学校においては、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。

(3) 参集教職員の報告

学校で把握した参集教職員の人数等については、教育対策部に報告する。

(4) 退職教職員の活用

災害により教職員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教職員を臨時に雇用し、対応する。

(5) 上記によることが困難な場合は、県教育委員会が全県で対策をたて、教育委員会と協議し、早急に応援体制をとり、教員の確保に努める。

4 教科書及び学用品の調達・給与

災害により、教科書等を失った者に対しその取得が困難なときは、学校において取りまとめるものとする。

(1) 実施責任者

① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

② 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 調達の方法

① 教科書の調達

被災校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し、供給を受ける。また、市内の他の学校並びに他の市町村に対し、使用済みの教科書等の給与を依頼するものとする。

② 学用品の調達

学用品については、県等より送付を受けたものを配布するか、県の指示により調達するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の実施基準

① 対象

災害によって住家が全壊、全焼、半壊、半焼等(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒を対象とする。

② 給与の方法

教育対策部は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査

把握し、給与を必要とする学用品の確保に努め、各学校長を通して対象者に現物をもって給与する。

③ 給与品目

ア 教科書

イ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)

ウ 通学用品(運動靴、傘、カバン、ゴム靴等)

エ その他((ア)、(イ)、(ウ)以外の品目については、り災状況の程度等、実情に応じて適宜調達し給与する。)

(4) 支出費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(5) 給与の期間

災害発生の日から教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

5 学校給食対策

教育対策部は、応急給食の必要があると認めるときは、県及び関係機関と協議のうえ、応急給食を実施する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施するものとする。

また、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮するものとする。なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意する。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助または避難者への炊出しのため田村市学校給食センターを使用したとき(この場合、速やかに県教育委員会に報告するものとする。)

(2) 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症その他の危険性が発生し、または発生が予想されるとき

(4) 給食物資の調達が困難なとき

(5) その他、給食の実施が外因的事情により不可能なとき、または給食の実施が適当でないと認められるとき

6 避難所として使用される場合の措置

(1) 学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため、教育対策部は、学校管理者と事前に教育機能の維持と施設の安全性の視点から避難所として使用する施設の優先順位について、事前に協議し、決定するものとする。

(2) 避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、市民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

第5 その他健康安全に関する指導等

1 登下校時の安全確保

学校教育の再開にあたっては、災害復旧のための車両等の往来が激しくなるため、特に登下校時の安全確保に留意する。

2 心身の健康の保持

被災した生徒等は、その被災状況により心的外傷後ストレス障害(P T S D)を発症しやすいため保健指導や教育相談等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び児童生徒指導に重点を置いて指導する。

3 避難した生徒等の指導

避難した生徒等に対しては、職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持等、生活面における指導を実施するものとする。

4 制度の弾力的運用

災害のため多数の生徒等が他の地域に避難した場合は、必要に応じて、就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び卒業証書の取扱い等について、弾力的に対応するものとする。

第6 その他文教施設対策

1 施設管理者は、地震発生直後の火災の防止、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図るものとする。

2 施設管理者は、利用者の被災状況・施設の被害状況等について教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

3 教育委員会は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずるものとする。

第7 文化財の保護

文化財の所有者または管理者(防火管理者を置くところは防火管理者)は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施するものとする。

1 災害発生時の措置(通報)

災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者または管理者(防火管理を置くところは防火管理者)を通報責任者として、直ちにその被害状況を教育委員会へ通報する。また、教育委員会は、早急に県教育委員会に報告するものとする。

2 被害状況の調査

文化財の所有者または管理者は、被災後速やかに巡回し、所有または管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、火災、余震等による二次災害の防止措置を実施するものとする。

3 搬出可能な文化財の対策

教育対策部は、所有者等と協議し、文化財に精通している者を搬出責任者に定め、搬出に万全を期するとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておくものとする。

第27節 要配慮者救護活動

災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な配慮内容等を把握し、きめ細やかな生活支援を行うものとする。また、外国人については、日本語でのコミュニケーションが不十分な場合や、日本の生活習慣に不慣れであるなどの事由により、不利益を被ることのないよう配慮するものとする。

第1 在宅要配慮者に対する支援

1 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

- (1) 災害発生後、福祉関係者や行政区等地域の支援者により速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について巡回等により安否確認を行い、所在等について把握するものとする。
- (2) 生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について聞き取り調査を実施し、現況及びニーズを把握する。状況に応じ避難援助を行い、対応が困難な場合は本部(行政局本部経由)への支援要請を行うものとする。

2 福祉サービスの継続

介護保険・障害福祉サービス提供者は、特に配慮を要するサービス利用者の支援ニーズの把握やサービスの継続的な提供の確保に努めるものとする。

3 緊急援護施設の指定及び入所調整等

要配慮者支援班は、要配慮者の緊急援護を行うため、社会福祉施設等の状況調査を行い、対応可能な施設を緊急援護施設として指定し、各行政局及び社会福祉協議会等と連携し、緊急援護の必要な者の入所調整等を行うものとする。

4 要配慮者支援策の実施

(1) 社会福祉施設・病院等への入所の調整

社会福祉施設や病院等への入所が必要と認められる要配慮者については、優先的に入所できるよう、関係機関等との調整を図るものとする。

(2) 仮設住宅等への優先入居

家屋の焼失、損壊等の被災を受けた要配慮者に対し、仮設住宅や市営住宅等に優先的に入居できるよう配慮するものとする。

(3) ボランティアによる支援

要配慮者のニーズに応じ、ボランティア等の協力により、支援を行うものとする。

(4) 生活物資等の配布

要配慮者対応の食品(柔らかいもの、粉ミルク等)その他生活用品について、必要に応じ調達し、配布するものとする。

(5) 避難所等への配慮

避難所においては、必要に応じ、車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド等要配慮者対応の資器材を配備するものとする。

5 要配慮者の避難

(1) 福祉避難所の設置

① 災害が発生しまたは発生のおそれがある場合で、指定避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について調査し、福祉避難所での支援が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設するものとする。

② 指定した福祉避難所では不足する場合は、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施するものとする。

③ 福祉避難所の開設期間

ア 原則として、災害発生の日から最大限7日以内である。ただし、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間の延長を県経由して内閣府と協議するものとする。

イ 福祉避難所の設置期間は、できる限り最短とすることが望ましいため、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)等への入居等を活用し、福祉避難所生活者の早期退所に努めるものとする。

④ 経費

災害救助法が適用された場合、その適用範囲は、概ね次のとおりである。

ア 10人の対象者に1人、相談等に当たる生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置するための費用

イ 対象者に配慮したポータブルトイレ、パーティション、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物等の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等の消耗機材の費用

エ やむを得ない事情のため福祉避難所への避難のために必要な賃金職員を雇い上げる場合は、福祉避難所の経費ではなく、応急救助のための賃金職員等雇上費

(2) 福祉避難所への避難

① 福祉避難所への避難に際しては、本人またはその家族が、民生委員及び地域住民等の協力、並びに市職員等の支援を得て避難することを原則とする。

② 被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査し、対象者が避難していた場合には福祉避難所に収容するものとする。

(3) 避難所での配慮

① 避難所のバリアフリー化

ア バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合

高齢者・障がい者が利用しやすいよう速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。

イ 一般の避難所に、要配慮者が避難することとなった場合
トイレに近い場所に生活エリアの確保をする等要配慮者対策を図るものとする。

② 医療・救護、介護・救護措置

ア 医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体等のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。

イ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに社会福祉施設等への入所や病院等への入院手続をとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整をしておくものとする。

③ メンタルヘルスケアの実施

市長は、県及び関係機関の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、医師等によるメンタルヘルスケア(相談)を行うものとする。

④ 福祉避難所において相談にあたる職員は、避難所の生活状況を把握し、他法により提供される介護サービス提供者(ホームヘルパー)の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮するものとする。

⑤ 避難所での支援にあたっては、要配慮者の健康状態及び態様に応じ、以下の点に十分配慮する。

ア 高齢者、障害者等は、できる限り環境のよい場所へ避難させる。

イ 食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行うものとする。

ウ 要配慮者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。

エ 健全な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。

オ 必要に応じ、要配慮者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障害者ボランティアの派遣に努めるものとする。

カ 障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、速やかに適切な施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第2 社会福祉施設等における応急対策

1 入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、入所・通所者及び職員の安否、施設の被害状況等を確認し、本部(行政局本部経由)へ報告する。

2 入所者等の救護・避難誘導

負傷者等が発生した場合は必要な援護を行い、施設の損壊状況や本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所に避難させる。

第3 外国人への支援

1 情報提供

災害時に外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

2 情報収集

関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するものとする。

3 広報

防災行政無線及び広報車等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行うものとする。

4 不安の解消

避難所には通訳ボランティアを配置するとともに災害情報等を掲示する場合には外国語による掲示も行ない、外国人の不安の解消を図るものとする。

また、インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供するものとする。

第4 観光客等の帰宅困難者への支援

1 観光客等帰宅困難者の把握

市内に訪れている観光客等帰宅困難者を把握するため防災行政無線及び広報車等により一時待機施設(田村市役所多目的ホール)に誘導する。併せて、交通機関の状況、一時待機施設(田村市役所多目的ホール)の開設状況等の広報を行い、観光客等の不安の解消に努めるものとする。

2 一時待機施設(田村市役所多目的ホール)での支援

- (1) 一時休憩場所として着席スペースの提供
- (2) 食料、飲料水、トイレ・毛布等の防寒具の提供
- (3) 災害・交通・気象状況等テレビ情報の提供
- (4) 市及び周辺市町村の災害情報・地理情報等の提供
- (5) 携帯電話充電器の提供

3 帰宅支援

交通情報の収集、提供を行うとともに、JR東日本が運行を再開するまでの間、福島交通(株)及び関係運送事業者等と連携協力して、神俣駅から郡山駅の間代替輸送を行うものとする。

第28節 ボランティア活動の支援

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整えるものとする。

第1 田村市災害ボランティアセンターの設置・運営

1 田村市災害ボランティアセンターの設置

- (1) 市は、災害発生後、田村市社会福祉協議会にボランティアを一元的に調整する機関として、田村市災害ボランティアセンター及び支部の開設を要請する。
- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。
- (3) 本部は、災害ボランティアセンターの運営に協力するなど、緊密な連携を保持するため職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
- (4) 災害ボランティアセンターは、船引公民館2階大会議室に設置し、支部を社会福祉協議会滝根、大越、常葉、都路支所に設置する。
- (5) 災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては「田村市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を活用する。

2 災害ボランティアセンターの業務

- (1) すべてのボランティア(海外ボランティアを除く。)の受付、登録及び管理
- (2) 被災地からのニーズに基づきボランティアの派遣
- (3) ボランティアの情報収集及びボランティア間の調整
- (4) ボランティアの募集
- (5) ボランティアコーディネータ・リーダー等の派遣を関係機関へ依頼

第2 ボランティア団体等に対する情報提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向等、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

第3 ボランティアの受入

1 技能ボランティア

医師、看護師、介護士、建築士、通訳等の専門的な技能を有するボランティアに関しては、事前登録済みのボランティアや、災害発生後に登録されたボランティアの中から、災害ボランティアセンターがボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣するものとする。

2 個人ボランティアの受入れ

組織化されていないボランティアの受入れについては、災害ボランティアセンターが窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、ボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣する等により効率的な活用を図るものとする。

3 被災地外からのボランティア

被災地外からのボランティアからの受入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、県及び市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体等への協力を依頼するものとする。

4 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入については、県及び国との協議のうえ、本部でその調整を行うものとする。

5 奉仕団等の協力要請並びに受入体制

(1) 奉仕の申し入れがあった場合は、その人員、内容等を把握し、ボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣するものとする。

(2) 市長は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断されたとき、または災害ボランティアセンターから増員要請を受けたときは、日赤奉仕団、青年団、婦人会、協定締結市町村等の関係者に対して協力を要請するものとする。

第4 ボランティア活動の支援

本部は、ボランティア活動の支援として次の業務を行う。

1 実施状況等の情報提供

災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るものとする。

2 活動拠点の提供等

災害ボランティアセンターからの要望に応じて、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点を提供するものとする。

第29節 危険物施設等災害応急対策

第1 消防法上の危険物

1 実施体制

消防法上の危険物施設の所有者、管理者または占有者(以下「危険物施設の所有者等」という。)は、危険物災害を最小限に止め、地域住民及び施設の従事者等の安全を確保するため、消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

2 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止するものとする。
- (2) 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源(保安経路を除く。)を切るものとする。
- (3) 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し、施設の現状を把握する。
- (4) 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。

3 市が実施する対策

- (1) 危険物施設の所有者等から二次災害の危険性について通報を受けた場合は、直ちにその旨を県等関係機関に連絡する。
- (2) 公共の安全の維持または災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は、危険物施設の使用を一時停止させる。
- (3) 被害の状況及び災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
- (4) 火災の発生防止または危険物の流出拡散防止のための対策について、危険物施設の所有者等に指示をする。
- (5) 爆発、火災及び流出等の災害が広範囲にわたるおそれがある場合は、関係機関が密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全対策を実施する。

第2 高圧ガス

1 実施体制

高圧ガス施設の所有者等は、高圧ガスによる被害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防本部等関係機関と連携のもと適切な対策を実施する。

2 高圧ガス施設の所有者等が実施する対策

- (1) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、関係者以外は退避させる。
- (2) 高圧ガスの漏洩または爆発等のおそれのある施設配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、出火防止の措置をとる。毒性ガスについては、防護マスクを装着のうえ、対処する。
- (3) 施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認をするため、各施設の消火設備、保安電源、近隣状況の把握等、応急点検を実施する。
- (4) 施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修等適切な措置を行い、施設からの出火防止及び漏洩等の防止措置を実施する。
- (5) 状況に応じ、従業員または付近住民に対して火気の手扱いを禁止するとともにガスの種類に応じた避難誘導を行う。特に毒性ガスについては風向を十分考慮する。
- (6) 高圧ガス移送時には、車両を安全な場所に移動するとともに、付近の火気を管理する。
- (7) 高圧ガス移送時、容器が危険な状態となったときは、防災関係機関の協力を得て、付近住民に対する避難措置を行うとともに、通行人に対する交通規制を行い、状況に応じて自

らも安全な場所に避難する。

3 市が実施する対策

消防本部は、事故関係者から漏洩状況等の情報を早期に聴取し、活動方針を決定し、高圧ガス施設の所有者、電気事業関係者等との連携のもと活動する。また、ガス臭気の強弱及びガス漏洩測定値の大小にかかわらず、速やかに警察官等と協力して警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の者の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し火気使用禁止等の広報を実施する。

第3 火薬類等

1 実施体制

火薬類施設の所有者等は、火薬類による災害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

2 火薬類施設の所有者等が実施する対策

- (1) 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合には、速やかにこれに移し、見張人をつけ、関係者以外の立入りを禁止するものとする。
- (2) 通路が危険であるかまたは搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を実施するものとする。
- (3) 上記①、②の措置がとれない場合は、火薬庫の入口、窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を施す。また、爆発による危害を受けるおそれがある地域への立入りを禁止するとともに、付近住民を避難させるものとする。
- (4) 安全確保措置を実施するとともに、消防本部等関係機関にその状況を通報するものとする。
- (5) 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、状況、火薬類保有量等、応急対策上必要な事項を報告するものとする。

3 市が実施する対策

消防本部は、施設関係者から情報を収集し、関係機関の協力を得て安全距離を十分とり、警戒区域を設定し、区域内への立入禁止等、必要な措置をとるものとする。

第4 毒物・劇物

1 実施体制

毒劇物営業者(製造者、輸入業者、販売業者)等は、毒劇物の危険性(人体危険、火災危険、反応危険)を踏まえ、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、保健所、防災関係機関等に状況を通報するものとする。

2 毒劇物営業者等が実施する対策

- (1) 発火源の除去、毒劇物の安全な場所への移動、漏出防止及び除毒措置等の安全措置を実施するものとする。

- (2) 上記の措置を実施できないときまたは必要と認めるときは、付近住民及び従業員の避難措置を実施するものとする。
 - (3) 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、施設の状況、毒劇物の保有量、保有位置等、応急対策上必要な事項を報告するものとする。
- 3 市が実施する対策
- 毒劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等のおそれがあると判断される場合または臭気、刺激臭、着色ガス等が確認された場合は、滞留区域、地形及び風向を考慮して速やかに警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し必要な広報を実施するとともに、避難等の措置をとるものとする。

第5 放射性同位元素等

1 実施体制

放射性同位元素等取扱事業所等は、放射性物質の危険性(人体影響等)を考慮し、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、状況に関係機関に通報するものとする。

2 放射性同位元素等取扱事業所等が実施する対策

- (1) 放射性同位元素等を安全な場所に移動し、その場所の周囲にロープ張り等の措置及び立入禁止措置を実施するものとする。
- (2) 放射性同位元素等の漏洩、拡散等のおそれがあると判断される場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民や施設従業者の避難等、必要な措置を実施するものとする。

3 市が実施する対策

- (1) 施設関係者を積極的に活用し、科学技術庁、県及び関係機関と密接な連携のもと地域住民の安全措置を実施するものとする。
- (2) 消防隊等は、放射性物質防ぎょ服等の資機材を装備した部隊を活用し、状況の把握に努め、警戒区域を設定し、応急作業従業者以外の者の立入り等を禁止するものとする。

第30節 警戒区域の設定

第1 警戒区域の設定者

1 市長(基本法第63条)

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命じることができる。

2 警察官(基本法第63条)

前項の業務を行使する市職員が現場にいないときまたはこれらの者から要求があつたと

きは、この職権を行使できる。この場合、直ちにその旨を市長に報告する。

3 知事による代行(基本法第72条)

市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限禁止、退去命令などを実施しなければならない。

第2 規制の内容及び実施状況

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、防災関係機関等の協力を得て実施する。

1 規則

市長、警察官、知事または災害派遣部隊の自衛官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止またはその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

2 パトロールの実施

市長、警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

第3 避難場所への市職員等の配置

市が設置した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員(消防職員、団員を含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を警察署に要請するものとする。

第4 罰則(基本法第116条)

警戒区域の設定に基づく禁止、制限または退去命令に従わない者に対しては、罰則を科することができる。

第3 1 節 義援金品の受入・配分

第1 義援金品の募集

1 義援金品募集の検討

(1) 本部は、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。

(2) 被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、報道機関及び関係機関等の協力を得て、次の事項を公表するものとする。

① 義援物資

ア 受入窓口

イ 受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト(被災地の需要状況を考慮し、同リストを逐次改訂するものとする。)

② 義援金

ア 受入窓口

イ 振込金融機関口座(金融機関名、口座番号、口座名等)

2 義援金品募集・配分委員会

義援金品の募集及び配分を確実・迅速・適正に行うため、本部に義援金品募集・配分委員会を設置するものとする。

(1) 義援金品募集・配分委員会は、次の事項を審議・決定する。

- ① 被災者への義援金品の配分計画策定
- ② 義援金品の受付・配分に関わる広報活動
- ③ その他義援金品の受付・配分に関して必要なこと

(2) 配分計画は、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画する。

(3) 義援金品募集・配分委員会の構成

義援金品募集・配分委員会の構成は、次に掲げる職員等をもって構成する。

① 委員長

本部副本部長

② 委員

ア 救援対策部長

イ 避難者対策部長

ウ 会計管理者

エ 被災地行政局長

オ 市長が必要と認めたとき

(ア)前項各号に掲げる職員以外の職員

(イ)田村市社会福祉協議会の代表者

(ウ)関係団体等の代表者

(4) 委員会の事務は、避難者対策部生活再建支援班が行うものとする。

3 義援金品の保管及び配分

(1) 避難者対策部長は、委員会の配分計画に基づき、送金された義援金は預金保管をする。

(2) 受領した義援品、救護物資の保管は、避難者対策部が市の備蓄倉庫または集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。

4 義援金品の配布

(1) 避難者対策部は、委員会が策定した配分計画に基づき、義援金の配分を行う。この際、被災世帯配布にあたっては、市長名をもって行う。

(2) 避難者対策部は、義援金の配分計画に基づき、被災者に対し義援金(見舞金)を配布する。

(3) 義援品及び救護物資の配分状況については、委員会に報告を行う。

第2 義援金の受入・配分

1 義援金の受入

- (1) 生活再建支援班、義援金品の募集決定後、速やかに受入窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に本部名義の口座を開設し、振込による義援金の受入を行うものとする。
- (2) 義援金の受入にあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2 配分

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。
- (2) 生活再建支援班は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- (3) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (4) 生活再建支援班は、被災者への義援金の配分状況について、配分委員会に報告する。

3 広報

被災者等に対し、義援金品の配分経過について広報するとともに、義援金の収納額及び使途について寄託者及び報道機関等へ周知広報するものとする。

第3 義援物資の受入・配分

1 受入

- (1) 物資供給班は、災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行うものとする。
- (2) 義援物資の受入にあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2 配分

- (1) 義援物資は、災害活動拠点等に保管し、配分基準を定めたうえで、一般物資と同様に配分を行うものとする。また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。
- (2) 配分は、できる限り受入または引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗または変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

第32節 災害救助法の適用等

災害により、市内の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第1 適用基準

災害救助法(昭和22年法律第118号)は、本市の被害が次の各号の一つに該当する場合であつて、知事が援助を必要と認めたときに適用される。

- 1 市の住家の滅失世帯が60世帯以上に達したとき。
(施行令第1条第1項第1号)
- 2 県全体の滅失世帯1,500世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が30世帯以上に達したとき。(施行令第1条第1項第2号)
- 3 住家の滅失世帯数が1または2の基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が、7,000世帯以上に達した場合で、市において被害世帯が多数である場合(施行令第1条第1項第3号前段)
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、当該市町村において多数の世帯の住家が滅失した場合(施行令第1条第1項第3号後段)
(例)
 - (1) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - (2) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合
- 5 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合(施行令第1条第1項第4号)
(例)
 - (1) 船舶の沈没あるいは、交通事故により多数の者が死傷した場合
 - (2) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (3) 火山爆発または有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (4) 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
 - (5) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
 - (6) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - (7) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

第2 被災世帯の算定基準

1 被害の認定基準

種 別	内 容
①住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物とは限らない。炊事場、浴場または便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は合わせ1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることは要せず、土蔵、小屋等であっても、現実に人が居住しているときは住家に入れる。
②世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯として扱う。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。
③死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
④行方不明者	当該災害が原因で行方不明となり、かつ死亡の疑いのあるものをいう。
⑤負 傷 (重傷) (軽傷)	「負傷」とは、災害のため負傷し医師の治療を受ける必要のあるものをいう。このうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。
⑥全壊(焼)流失	「全壊(焼)」、「流失」とは住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のことをいう。
⑦大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐久力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。

⑧中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
⑨半壊(焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
⑩準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
⑪床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもので、または土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態のものをいう。
⑫床下浸水	浸水がその住家の床以上に達しない程度のものをいう。
⑬一部損壊	住家の損壊程度が準半壊に達しない程度のものをいう。

※1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。

※2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう

※3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。
- (2) 住家の半壊または半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。
- (3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

第3 災害が発生するおそれ段階での適用（法第2条第2項に基づく適用）

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その当該本部の所管区域として県が告示されたとき、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、県は災害救助法による救助を行うことができる。

第4 災害救助法の適用要請

1 適用要請

災害に際し、市内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。その場合は、県中地方振興局を經由して県知事に対し次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 災害救助法適用時における災害発生からの事務手順

- (1) 医療保健支援部は、本部との連携のもと、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、または達する見込みがある場合は、知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに本部に報告する。

- (2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部局は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、生活安全課に報告する。

なお、生活安全課は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

- (3) 報告の種類、内容等

災 害 発 生		
種 類	報 告 時 期	報 告 内 容
発生報告	発生後、直ちに	1 被害状況 2 既にとった措置及び今後の措置
中間報告	適用後、 救助実施期間中毎日	1 被害状況 2 応急救助の実施状況 3 救助の種類別実施状況(日報)

確定報告	救助完了後、直ちに	1 確定した被害状況 2 応急救助の実施状況 3 救助費概算額等
------	-----------	--

第5 救助費用の精算

1 費用にかかる関係書類の整備・保存

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、部が知事に対して行うが、各部局は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備保存する。

2 作成する書類及び担任

- (1) 救助実施記録日計票の作成及び報告：各部局救助実施責任者
- (2) 救助実施記録日計票の取りまとめ及び報告：各部局

第6 救助業務の実施者

1 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第1号法定受託事務として県知事が行う。

2 救助は、災害発生と同時に迅速に行わなければならないため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合または事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

なお、この法律の適用以外の災害については、基本法第5条に基づき市長(本部長)が救助を実施する。

3 救助の種類

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置及び収容	7日以内
応急仮設住宅の設置	20日以内に着工
炊出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内
医療	14日以内
助産	7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内

住宅の応急修理	3ヶ月以内完了（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具：15日以内
埋 葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内完了
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の災害復旧

災害発生により被災した各施設の原形復旧に止まらず、災害の再発生を防止するための必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を充分検討し、計画を策定したのち早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧工事体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、県や関係機関等と調整のうえ、実施に必要な職員の配備及び応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立するものとする。

第2 災害復旧事業計画の策定

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1 災害復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 復旧工事の長期化対策

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図った後、逐次全面的な復旧工事を実施する。

3 仮復旧した施設の工事

応急資材による仮工事にて復旧した施設・設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

4 施設の被害の累加対策

被災後、速やかに復旧を図らなければ更に被害が累加するおそれのある施設・設備については、できる限り速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

第3 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 隣地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 地滑り防止施設災害復旧事業
- (5) 急傾斜地崩壊防止災害復旧事業
- (6) 道路公共土木施設災害復旧事業
- (7) 単独災害復旧事業
 - ① 災害応急復旧工事
 - ② 庁舎、試験場等の公用施設
 - ③ 災害関連工事
 - ④ 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
 - ⑤ 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業

2 都市施設災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 下水道施設災害復旧事業
- (3) 公園等施設災害復旧事業
- (4) 都市排水施設災害復旧事業
- (5) 堆積土砂排除事業
- (6) その他の災害復旧事業

3 農林施設災害復旧事業

- 4 農林土木施設災害復旧事業
- 5 上水道災害復旧事業・簡易水道施設災害復旧事業
- 6 下水道災害復旧事業
- 7 住宅災害復旧事業
- 8 社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業
- 9 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- 10 学校教育施設災害復旧事業
- 11 社会教育施設災害復旧事業
- 12 廃棄物処理施設災害復旧事業
- 13 中小企業の振興に関する事業

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な事業費を見積り、早期にその財源確保に努める。

第1 法律等により一部負担または補助を受ける事業

災害復旧事業に伴う財政の援助等は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

事業名	根拠法律等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
河川の復旧事業	河川法
道路の復旧事業	道路法
都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法
公共下水道災害復旧事業	下水道法
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法
罹災者公営住宅建設事業	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
予防接種	予防接種法

中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法
し尿処理施設災害復旧事業	環境衛生金融公庫の災害融資
ごみ処理施設災害復旧事業	
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律

第3節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が制定されている。市内に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図るものとする。

第1 激甚災害の指定手続き

1 県、市の手続き

(1) 県の措置等

① 県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じるものとする。

② 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(2) 市の協力等

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

① 県知事への報告

大規模な地震が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力するものとする。

② 報告事項

被害の状況等の報告は、基本法(昭和36年法律第223号)第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア 災害の種類

イ 災害が発生した日時

- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の程度(基本法施行規則別表第1に定める事項)
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

- (1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。
- (2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
- (3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

第2 激甚法対象事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業(第3条)
- (2) 公共土木施設災害関連事業(第3条)
- (3) 公立学校施設災害復旧事業(第3条)
- (4) 公営住宅災害復旧事業(第3条)
- (5) 生活保護施設災害復旧事業(第3条)
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業(第3条)
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業(第3条)
- (8) 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業(第3条)
- (9) 知的障害者援護施設災害復旧事業(第3条)
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業(第3条)
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業(第3条、19条)
- (12) 感染症予防事業(第3条、19条)
- (13) 堆積土砂排除事業(第3条、9条)
 - ① 公共施設の区域内の排除事業
 - ② 公共的施設区域外の排除事業
- (14) たん水排除事業(第3条、10条)

2 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業(第5条)
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業(第5条、第6条)
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業(第7条)
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(第8条)

- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(第9条)
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業(第10条)
- (7) 森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)
- 3 中小企業に関する特別の助成
 - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(第12条)
 - (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例(第13条)
 - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業(第14条)
 - (4) 中小企業者に対する貸金の融通に関する特例(第15条)
- 4 その他の財政援助及び助成
 - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業(第16条)
 - (2) 私立学校施設災害復旧事業(第17条)
 - (3) 市町村が施行する感染症予防事業(第19条)
 - (4) 母子及び寡婦福祉資金貸付けの特例(第20条)
 - (5) 水防資器材費の補助の特例(第21条)
 - (6) り災者公営住宅建設事業(第22条)
 - (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助(第24条)
 - (8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例(第25条)

第3 災害復旧事業の実施

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第4節 被災者支援

大規模災害時には、多くの人々が被災し、生命の危険に瀕し、住居や家財の喪失、あるいは経済的困窮等により地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。このため防災関係機関と連携・協力し、被災地の生活の安定のための緊急措置を講ずるとともに適時・適切な情報を提供し、災害時の人心の安定と社会秩序の維持に努めるものとする。

第1 生活相談の実施

被災者のための市役所、各行政局及び各避難所等に相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、その内容により関係機関等に協力を依頼し、問題の解決を図る等被災者の生活安定の早期回復に努めるものとする。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号、以下「法」という。)に規定する災害により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 支給の対象

法令により定められた災害により死亡した市民の遺族

(2) 支給金額

主たる生計維持者500万円 その他家族250万円

(既に災害障害見舞金を受けている者はそれを減じた額)

(3) 支給範囲

① 配偶者、子、父母、孫、祖父母

② ア項のいずれも存しない場合は、兄弟姉妹(ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者)

2 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

弔慰金の対象と同じ災害により負傷したり、病気になった市民で、それが治ったとき、法に規定する程度の障害(概ね1級程度)を有する場合

(2) 支給金額

主たる生計維持者250万円 その他家族125万円

(3) 支給制限

厚生労働大臣の定める給付金の交付を受けた者

3 災害援護資金の貸付

(1) 申込者の資格

福島県の区域において、災害救助法による救助が行われた災害により被害を受け、次の要件を備えている者

① 災害が発生した月の翌月から、3ヶ月以内に申請を完了できること

② 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した世帯主

③ 被害を受けた年の前年(当該被害を1月～5月までの間に受けた場合にあっては前前年)の総所得額(課税標準額)が、政令で定められた額以下の世帯

④ 療養に要する期間が概ね1ヶ月以上の世帯主の負傷、または住居あるいは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯

⑤ 連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が1人必要となる。

ア 原則として、市内に1年以上居住していること。

イ 借受人とは、別世帯を構成するものであること。

ウ 保証能力があること。

エ 現に本貸付を借りておらず、連帯保証人になっていないこと。

(2) 貸付限度額

区 分	被害の種類及び程度	限度額
世帯主が療養期間1ヶ月以上の負傷を負った場合	住居の損害がない場合で家財の被害額が、その家財の価値の概ね3分の1である損害(以下「家財の損害」という。)	150万円
	住居の損害がない場合で、家財の損害がある。	250万円
	住居が半壊した場合	270万円
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主に負傷がない場合	住居の損害がない場合で、家財の損害がある。	150万円
	住居が半壊した場合	170万円
	住居が全壊した場合((1)－エ項を除く。)	250万円
	住居の全体が滅失または流出した場合	350万円

(3) 貸付期間

10年(据置期間:3年)

(4) 貸付利率

年3%(据置期間中:無利子)

(5) 返済方法

年賦または半年賦(元利均等償還)

(6) 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入して申込むこと。

4 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

(1) 支援法の対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村

② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村

③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

- ④ アまたはイの市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)
- ⑤ ア～ウの区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)
- ⑥ ア若しくはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に
ア 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万未満に限る。)
イ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万未満に限る。)
- (2) 支援法の対象となる世帯
上記の自然災害により
- ① 住宅が全壊(全焼、全流出を含む。)した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
(大規模半壊世帯)
- (3) 支援法の適用手続き
- ① 市の被害状況報告
市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。
- ② 県の被害状況報告及び公示
知事は、市長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。
- (4) 支援金支給の基準(対象世帯と支給額)
支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。
- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	33万5千円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【全壊、解体、長期避難、大規模半壊】

住宅の再建方法	支 給 額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、または購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	50万円	37万5千円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	25万円	18万7千5百円

③ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【中規模半壊】

住宅の再建方法	支 給 額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、または購入する世帯 (法第3条第5項)	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第5項)	50万円	37万5千円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第5項)	25万円	18万7千5百円

(5) 支給申請書等の提出

① 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

② 申請窓口

市役所内窓口

③ 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金:り災証明書、住民票等
- イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等

④ 申請期間

- ア 基礎支援金:災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金:災害発生日から37月以内

⑤ 支給申請書等の送付

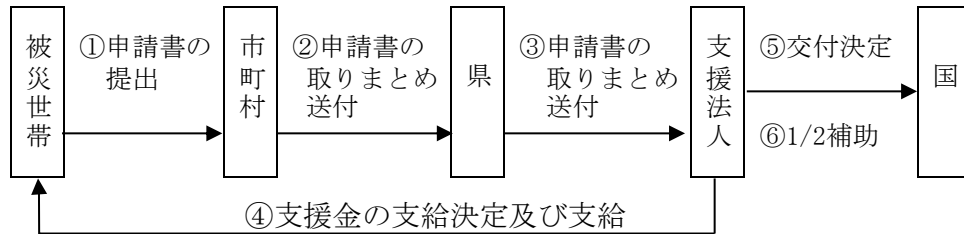
市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

⑥ 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

⑦ 支援金支給事務の基本的な流れ



第3 被災者への融資

1 県の行う融資

(1) 農林水産業関係(農林水産部)

農林漁業経営の維持・安定を図るため、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子または低利で融資する。

(2) 商工関係(中小企業への融資:商工労働部)

天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずる。

2 住宅関係(住宅金融公庫による災害復興住宅資金)

住宅金融公庫は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、災害復興住宅の建設資金・購入資金または補修資金の融資を行うものとする。

3 福祉関係

(1) 生活福祉資金の貸付

① 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

② 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。)に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

4 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小類融資の貸付金を確保

するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給及び災害援助資金の貸付
- (2) 世帯更生資金の災害援護資金
- (3) 災害救助法による生業資金
- (4) 母子福祉資金
- (5) 寡婦福祉資金
- (6) 国民金融公庫資金
 - ① 更生資金
 - ② 恩給担保貸付金
 - ③ 遺族国債担保資金
 - ④ 引揚者国庫債券担保貸付金

5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、あるいは非住家を住家に改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 世帯更生資金の災害援護資金または住宅資金
- (2) 母子福祉資金の住宅資金
- (3) 寡婦福祉資金の住宅資金

第4 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業の斡旋

- (1) 被害により、他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望・適正等を考慮し、適当な求人情報の提供を行うものとする。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、関係機関と協議し各種職業訓練所に入所させて職業訓練を実施するよう努めるものとする。
- (3) その他、被災者が常用就職の困難な場合、失業対策等により一時的に救済の措置を講ずるものとする。
- (4) 公共職業安定所と連携し、公共職業安定所が行う以下の措置について情報を提供する。
 - ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
 - ③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
 - ④ 災害救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋
 - ⑤ 雇用保険の失業給付に関する特例措置公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。
 - ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第 150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

2 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

3 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国・県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税並びに地方税について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求、その他の書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税(延滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

4 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施するものとする。

(1) 郵便関係

- ① 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- ④ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

5 生活必需品等の安定供給の確保

県(危機管理部、商工労働部、農林水産部)は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 大規模な地震発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道

府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ① 情報提供
- ② 調査
- ③ 集中出荷
- ④ その他の協力

第5 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害対策基本法第90条の2に定める防災に関する事務の一環として、災害救助法による各種の施策や市税等の減免及び保険の支払い申請を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び田村消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 罹災証明の証明項目

罹災証明書は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

- ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
- ② 流出、床上浸水、床下浸水
- ③ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

- ① 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- ② 全損、半損、小損
- ③ その他

2 罹災証明者

罹災証明は、市長が行う。ただし、火災による罹災証明は、本部の設置にかかわらず、対象となる家屋が所在する消防署長が行う。

3 罹災証明書の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

生活再建支援班及び田村消防署長は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行うものとする。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部または関係団体等の協力を得て行うものとする。また、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努めるものとする。

(2) 罹災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、罹災者台帳を作成する。

(3) 罹災証明書の発行事務

生活再建支援班及び田村消防署長は、被災者の「罹災証明書」発行申請により、上記り

災者台帳で確認し、発行するものとする。

4 罹災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、下記に基づき行うものとする。

- (1) 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針について」（平成13年7月27日付事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)参事官及び消防庁防災課長)を調整した指針
- (2) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府:令和3年3月）
- (3) 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（府政防第1746号）(令和2年12月4日)

5 その他

罹災証明書の証明手数料は、無料とする。

第6 生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮程度に応じ関係機関と協議し、最低生活を保障するよう措置するものとする。

第7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引受ける保険制度であり、火災保険では補填されない地震による火災等に対して、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。